

統計委第10号
令和元年9月30日

総務大臣
高市早苗 殿

統計委員会委員長
西村清彦

公的統計の総合的品質管理を目指した取組について（建議）

基幹統計及び一般統計における不適切事案の発生を受け、統計委員会は、本年6月27日、統計作成機関が講ずべき措置を第一次再発防止策として取りまとめ、建議した。

その後、統計委員会として、個別の事案についての具体的な審議を通じて、各府省が改善策等の具体化に当たり踏まえるべき留意点等を明らかとするため、毎月勤労統計調査など5つのテーマについての重点審議を行った。今般、その審議結果を取りまとめるとともに、重点審議結果に基づき第一次再発防止策を一部修正したので、以下のとおり建議する。

総務大臣におかれては、本建議の内容を速やかに各府省に通知するとともに、この内容が速やかに実行に移されるよう適切に取り計らうことを要請する。

公的統計の総合的品質管理を目指した取組について

令和元年 9 月 30 日

総務省統計委員会

本提言の構成について

本提言は、統計委員会による令和元年9月30日の建議であり、第一部、第二部、資料編により構成される。

第一部は、本年2月～6月に点検検証部会において、すべての基幹統計及び一般統計調査を対象として行った点検検証結果に基づき、この度の統計を巡る問題を分析し、情報を整理した上で、全府省の統計部局に対して共通する改善策等を取りまとめたものである。これは、既に6月に建議として総務大臣に提出されているが、今般、その後の状況変化に対応して、必要な若干の加筆修正を行っている。

第二部は、本年6月～9月に、個別の統計調査等を対象とした5つのテーマを対象として行った重点審議の結果を取りまとめたものである。これらのテーマは、課題の重要性や発生頻度等を勘案して選定している。ここで指摘した事項については、当該テーマの関係府省において、真摯に取り組むことのみならず、他府省においても、これらの事例を通じて得られた留意点等を踏まえ、統計の作成・提供等のプロセスにおいて発生し得るリスクを把握し、問題発生の未然防止や統計の品質改善に具体的に取り組むことが求められる。

目次

第一部 公的統計の総合的品質管理を目指して	……P 1
検討の経緯と対策の方向性等	……P 1
I. 統計作成プロセスの適正化	……P 2
1. PDCAサイクルによるガバナンスの確立	……P 3
2. 統計作成プロセスの適正化	……P 3
(1) ICTを活用した業務プロセスの見直し	……P 3
(2) システムを用いたエラーチェックの徹底	……P 4
(3) 調査担当から独立した分析的審査の実施	……P 5
(4) 民間事業者、地方公共団体等への適切な指示と履行確認	……P 5
(5) 業務マニュアルの整備	……P 6
3. 統計の仕様・品質に関する情報開示（「見える化」）等による外部検証可能性の確保	……P 6
II. 誤り発生への対応	……P 7
1. 対応ルールの策定	……P 7
2. 行政利用の事前把握（統計のリコール制度）	……P 8
3. 調査関係データの保存	……P 8
III. 調査実施基盤の整備	……P 9
1. 体制の確保	……P 9
2. 情報システムの適正化	……P 11
3. 政府全体の統計ガバナンスの確立	……P 11
IV. その他	……P 12
1. フォローアップ	……P 12
2. 一斉点検結果を踏まえた個別統計の改善	……P 12
(1) 各府省の対応	……P 12
(2) 総務省及び統計委員会の対応	……P 12
別紙	……P 13

第二部 重点審議結果（改善策等の具体化にあたり踏まえるべき留意点等）	……P14
------------------------------------	-------

重点審議結果（改善策等の具体化にあたり踏まえるべき留意点等）について	……P14
---	-------

重点審議結果	……P16
---------------	-------

1. 毎月勤労統計調査〔基幹統計〕	……P16
2. 最低賃金に関する実態調査〔一般統計〕	……P21
3. 労務費率調査〔一般統計〕	……P25
4. 学校基本調査（システム変更の柔軟性について）	……P27
5. プログラムミスによる統計数値の誤り発生の防止について	……P30

資料編	……P34
-----	-------

点検検証部会及びワーキンググループについて	
------------------------------	--

1. 点検検証部会の開催経緯	……P34
2. 点検検証部会構成員名簿	……P38

一斉点検の評価結果等	
-------------------	--

3. 一斉点検で報告のあった調査等の影響度評価（令和元年5月16日第4回部会において整理、9月13日一部修正）	……P39
4. 影響度による区分（令和元年5月9日第3回部会資料）	……P40
5. 基幹統計の点検結果の整理について（令和元年5月16日第4回部会資料）	……P41
6. 一般統計調査の点検について（令和元年5月16日第4回部会資料、9月13日一部修正）	……P46

各府省に対する書面調査	
--------------------	--

7. 基幹統計調査に係る書面調査票【様式】	……P49
-----------------------	-------

重点審議関連資料	
-----------------	--

8. 毎月勤労統計調査〔基幹統計〕	……P63
9. 最低賃金に関する実態調査〔一般統計〕	……P70
10. 労務費率調査〔一般統計〕	……P79
11. 学校基本調査（システム変更の柔軟性について）	……P86
12. プログラムミスによる統計数値の誤り発生の防止について	……P91

資料編は、本建議に記述されている内容に関連の深い資料を重点的に収録した。ここに掲載されていない会議資料は、すべて点検検証部会及び同ワーキンググループのウェブサイトに掲載されている。

(URL) http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/toukei/tenkenkensho/kaigi.html

第一部 公的統計の総合的品質管理を目指して

※第一部は、6月建議の内容に、その後の状況変化に対応して、必要な加筆修正を行ったもの

検討の経緯と対策の方向性等

<検討の経緯>

- ・ 毎月勤労統計における不適切事案を発端として政府統計に対する国民の不信が高まる事態となった。また、本年1月に実施された、基幹統計に関する一斉点検では、承認された計画どおりに実施されていない統計が多く確認された。
- ・ こうした状況を踏まえ、本年1月に統計委員会に点検検証部会（以下「部会」という。）が設置され、全ての基幹統計及び一般統計（一般統計調査から作成される統計をいう。以下同じ。）を対象として、不適切事案の再発防止及び政府統計の品質向上等を目的に、点検検証を行うこととされた。

<検討の概要>

- ・ 基幹統計及び一般統計に関する一斉点検で報告のあった各事案について、部会でその影響度を確認したところ、影響度Ⅲ（利用上重大な影響のない結果数値の訂正事案）に相当するものは、基幹統計2調査、一般統計16調査で、影響度Ⅰ～Ⅱ（結果数値の訂正なし）のみに相当するものは、基幹統計21調査、一般統計139調査であったが、影響度Ⅳ（利用上重大な影響のある結果数値の訂正事案）に相当するものは、毎月勤労統計以外には見られなかった。
- ・ 部会では、統計作成プロセスの詳細な現況を把握するため、詳細な書面調査と、その結果を踏まえた全基幹統計に対するヒアリングを行い、6月に第一次再発防止策をとりまとめた。その後、5つの個別テーマについて重点審議を実施し、改善策等の具体化に当たって踏まえるべき留意点等を明らかにした。

<対策の方向性>

- ・ 重大な影響が生じた毎月勤労統計に対しては、さらに結果数値や作成プロセスについて重点的な検証を行い、他統計を含めてこのような影響度Ⅳの事案が将来起こることのないよう万全を期すことを目指す。万が一、そのような事案が発生した場合に、迅速かつ適切な是正策が確実に講じられるようにするための対策についても検討する。
- ・ 影響度Ⅲ以下に相当する事案については、当該事案自体の影響は重大でないものの、重大事案の今後の発生リスクを抑制する観点から対策を検討する。
- ・ ヒューマンエラーを皆無にすることは難しいこと、結果数値等に誤りが発生した事案の中には報告者の誤記入など統計作成機関だけでは解決できないものも散見されることを考えると、検討に当たっては誤りの発生率をいかに低下させるか、万が一発生した場合にその影響をいかに極小化するか、といったことに注力する方が費用対効果の観点から合理的である。
- ・ 以上のことを総合的に勘案し、今後の再発防止及び品質向上のために、統計の作成プロセスにおいて、ISO、JISによる総合的品質管理（注）の考え方に沿って対策を

講じていくこととし、次のような基本的な視点の下で課題及び対応策を整理していく。

(注) TQM (Total Quality Management) の訳語で、製品だけでなく、その過程を改善することで品質を向上させるという品質管理(QC)の基本的考え方に、職員個人の能力向上や組織的な活動を加え、全社的な取組に発展させたもの
なお、「統計の品質」については、国際的に共通した概念として捉えるべきである。すなわち、統計の精度だけではなく、利用者にとっての利便性や公表の適時性なども含む幅広い概念として考えるべきである。

① 品質はプロセスで作り込む

事後的な検査、外部からの監察・評価には限界がある。プロセスの中での品質保証に注力することが王道であり、また、最も効果的である。

② 透明性を確保する

統計の仕様・品質に関する情報の開示は、適切な統計利用及び利用者からの信頼確保に不可欠である。

③ 継続的にPDCAサイクルを回す

統計作成プロセスの中でPDCA (Plan-Do-Check-Act) のサイクルを回すことにより、不断の品質改善に取り組む必要がある。

④ 業務記録の保存を徹底する

業務の遂行を適切に管理する上でも、そして、PDCAサイクルを的確に回すためにも、業務記録を通じた再検証が不可欠であり、記録の保全はその前提条件である。

⑤ 必要な業務体制を整備する

統計の品質の確保・改善は、精神論だけでは実現できない。高い専門知識を有する人材・組織体制、その適切な運営・管理が必要である。

⑥ 府省間でノウハウ、リソースを有効活用する

府省間の比較で判明したグッド・プラクティスの共有に努めるとともに、優れたノウハウ、リソースを有する機関の協力を得て改善に取り組む。

⑦ ガバナンスを確立する

上記の確実な実行を保証するため、トップマネジメントが責任を持って取り組むこととし、その取組を可能な限り可視化する。

I. 統計作成プロセスの適正化

総合的品質管理の考え方の下、各府省の統計作成を改善する必要がある。

まずは、各調査担当者が、「品質はプロセスで作り込む」との理念に基づき、企画—実査—審査・集計—公表の各段階において、統計作成者としての責任感と専門家としての自覚をもって、日々の業務遂行やその改善に当たることが大前提となる。その上で、以下の措置を講ずる必要がある。

特に、PDCAサイクルや分析的審査の仕組みを速やかに導入することで、品質の確保・向上に万全を期すものとする。

1. PDCAサイクルによるガバナンスの確立

毎月勤労統計の事案では、調査の骨格である標本設計が、専門的な検証が行われないうまま、担当課限りの判断で著しく透明性を欠く手続によって変更され、更に幹部の無関心が問題の発覚を遅らせた。また、賃金構造基本統計調査の事案でも、調査結果への重大な影響は認められなかったものの、同様の問題があった。

今回実施された一斉点検では、他の基幹統計及び一般統計においても、承認された調査計画どおり作成されていないものが多く見られた。部会で確認したところ、手続的な問題が大部分であり、重大な影響を及ぼすものは見られなかったが、これら多くの統計において、専門的な検証を経て策定された調査計画が軽視されていた事実を看過すべきではない。

部会が、全ての基幹統計を対象に実施したヒアリングでは、幹部職員の統計作成プロセスへの関与は、主として調査設計の変更時や結果数値の公表時に限定されており、調査結果の事後検証を含めた統計作成プロセスへの関与が十分行われていないことが明らかになった。調査の企画・変更においては、専門的な知見に基づき調査計画を策定し、それに沿って調査を実施した後に、統計幹事のトップマネジメントの下で事後検証を行い、以後の調査計画を改善するというPDCAサイクルが確実に回るような仕組みの整備が必要である。

(改善策)

- ・ 各府省において、調査実施後（又は定期的）に統計幹事の下で、調査計画の履行状況、回収率等の調査精度に関する事項、利活用状況等について点検・評価を行うことをルール化する。
- ・ 点検・評価を踏まえ、必要に応じて、業務マニュアルの修正、調査計画の改定、利活用が低調な調査の中止や調査事項の削減等の措置を講ずる。
- ・ 点検・評価結果は、総務省に提出するとともに、各府省のホームページで公表する。
- ・ 点検・評価に当たっては、調査計画の履行状況等をチェックリストにより簡易に確認し、課題が発見されたものについて重点的な検証を行うなど、業務負担が大きくならないよう留意する。

2. 統計作成プロセスの適正化

企画－実査－審査・集計－公表の各段階において、ICTの活用、システム化の徹底、関係者間の連携強化や確認・チェックの重層化などにより、一層の改善を図り、統計の品質向上を目指す。

(1) ICTを活用した業務プロセスの見直し

膨大なデータを正確かつ迅速に収集・集計・分析し、その結果を広く国民に提供する統計業務は、一般にICTとの親和性が高い。今回の書面調査では、基幹統計においてオンライン調査の導入は相当程度進んでいる（基幹統計では、オンライン回収実施：48/54 調査、オンライン回答率：約半数の調査で30%以上）ことが確認されたが、オンラ

インで収集したデータを紙に印刷した後に再入力しているものも見られた。

また、複数の外部組織を経由してデータを収集している調査において、システムが円滑に連携されていないことから、途中でデータの欠落を生じ、それに気付かずに公表したため、多くの結果訂正事案が発生したケースも見られた。

(改善策)

- ・ オンライン調査の導入を一層推進する。一般にオンライン調査になじみやすいと考えられる企業対象調査、月次など調査頻度が高い調査、同一客体に継続して回答を求める調査、調査客体数が多いためオンライン利用の効果の大きい調査については、各調査の特性も踏まえつつ積極的な検討が必要である。また、オンライン回収率が低調な調査については、原因を分析し、調査対象の特性に応じた回収率の向上方策について検討する。
- ・ ICTを最大限活用して、調査票の回収、審査・集計、公表等の一連のプロセスにおいて、業務特性を踏まえつつ可能な限り職員等による手作業のデジタル化を進めるとともに、データが正確に流れ、組織やプロセス間でデータの欠落や転記ミス等の誤りが発生しないよう方法・システムの見直しを検討する。その際、将来的なシステム改修を柔軟に行えるよう、また、システム構築後に着任した職員でも業務内容とシステムでの処理内容の双方が理解できるよう、システム自体をブラックボックス化させず、持続可能なものとする必要がある。
- ・ 報告者負担軽減の観点から、事業所母集団データベースの活用等により、過去の調査等によって得られている情報のプレプリントを一層推進する。
- ・ 地方公共団体等が保有する行政記録情報の抽出、集計、転記等を行う形態の調査については、作業ミスの削減や報告者負担軽減の観点から、行政記録情報の円滑な収集方法を検討する。

(2) システムを用いたエラーチェックの徹底

膨大なデータを扱う統計作成プロセスにおいては、システムを活用した第1次のデータチェック（想定されるレンジから逸脱した異常値の検出、項目間の矛盾の検出等）の適切な実施が不可欠である。今回のヒアリングでは、全ての基幹統計でシステムを用いたエラーチェックが行われていることが確認できたが、一部プロセスでは目視によるチェックのみが行われているものも見られたほか、外部機関に集計業務等を委託してエラーチェックを実施している調査の中には、チェックの方法・内容について指示をしておらず、実施の有無を含めて、チェックの状況を把握していないものも見られた。

(改善策)

- ・ 調査の特性を踏まえつつ、システムによるエラーチェックの実施を徹底する。外部機関に集計業務等を委託している場合、エラーチェックの実施に加え、その方法・内容についても指示を行い、チェック精度の向上とともに委託事業者等の変更時における継続性の担保を図る。

(3) 調査担当から独立した分析的審査の実施

毎月勤労統計の事案では、全数で行うべき層について抽出調査に変更した際や、ローテーション・サンプリング導入時の断層に対して外部からの疑問が示されたときに、調査手法変更による影響の分析が適切に実施されず、このことが問題の発生や発覚遅延の要因となっている。

毎月勤労統計以外の基幹統計についても、今回のヒアリングでは、各府省の統計作成体制の縮小に伴い、分析的審査の体制が削減されてきたとの回答が得られた。調査担当がしっかりと業務を遂行することは当然の前提であるが、それとは異なる視点から分析的審査を実施することも、統計の品質を高める上で重要である。

(改善策)

- ・ 統計幹事の下で、調査担当から独立した分析的審査担当官が、調査結果の分析的審査、調査設計等の変更時の影響分析に加え、調査担当が行う外部からの疑義照会への対応や、結果数値等の誤り発見後の原因分析と再発防止策検討状況の管理等を実施する。
- ・ 分析的審査のノウハウや効果的な再発防止策等に関する情報は、各府省間で共有するとともに、困難な事案の分析に際しては統計委員会の指導の下で協力連携して対応する。

(4) 民間事業者、地方公共団体等への適切な指示と履行確認

政府内の統計リソースに限られる中で、優れた能力を有する民間事業者を積極的かつ適切に活用していくことは重要である。また、今回のヒアリングでは、統計調査員による適切な業務の履行確認については、国が地方公共団体による調査員の任命状況を把握していない調査や、事務手引き等により適切な業務実施確保措置を求めている調査が見られたほか、調査員等による不適切な対応による結果訂正事案が見られた。これらを勘案し、民間事業者、地方公共団体等への適切な指示と履行確認について必要な対策を講ずる必要がある。民間事業者、地方公共団体等は、協働・連携して統計を作成するパートナーであり、円滑なコミュニケーションに努める必要がある。

(改善策)

- ・ 民間事業者への業務委託に当たっては、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」(平成17年3月31日各府省統計主管課長等会議申合せ)に基づき、品質確保に特に配慮が必要な契約については、業務遂行能力を踏まえた総合落札方式等の選定方法によることとし、仕様書や契約書に必要な内容を明記するとともに、適切な履行確認を行う。
- ・ 名簿提出等による調査員の任命状況の確認、統計調査員による適切な調査を確保するための措置(研修の実施や指導員による巡回等)を行うべきことについて、調査の事務手引き等において定めることとする。また、総務省統計局が実施している調査員の業務の履行状況を国が直接確認する取組(いわゆる「コンプライアンスチェック」)について、原則として、他府省においても導入する。
- ・ 上記の履行状況確認の取組を導入し難い場合(調査員調査以外を含む。)にあつては、

調査の特性に応じ、本府省による調査票情報を活用した履行状況の確認、監査等の措置により、適切な調査実施を確保する。

- ・ 調査実施に際しては、現場の職員、調査員等に対し、過度なノルマを課すことを避けるとともに、調査拒否等の困難な状況に直面した場合の相談やサポート体制の整備に配慮する。
- ・ 調査実務を担当した民間事業者、地方公共団体等から、調査実施後等に今後の調査プロセスの改善に向けた意見を聞いて、調査設計等に反映させるなど、調査プロセス改善の参考とする。
- ・ 地方支分部局など、本府省とは異なる機関を介する場合についても、コミュニケーションエラー等による業務の不適切な履行が生じないように、関係者間の連携確保に万全を期す。

(5) 業務マニュアルの整備

今回の書面調査では、全ての基幹統計で業務マニュアルが作成されているとの回答が得られたが、一般統計においては約1割の調査で作成されていなかった。業務マニュアルは、人事異動等がある中で、多くの者が関与して実施される調査の品質を安定的に確保するとともに、PDCAサイクルによる業務改善を進める際の要となるものでもあることから、一般統計も含め、業務マニュアルの整備と、その内容の継続的な確認・見直しが必要である。

(改善策)

- ・ 調査の対象者や規模、調査事項、調査方法等が統計ごとに異なることも踏まえつつ、標準的な業務マニュアルを作成することは有益である。このため、平成28年12月に発覚した繊維流通統計調査の不適切事案を受けた再発防止策として、経済産業省が作成した省内向けの標準マニュアルを参考に、総務省において、記載すべき標準的な事項を示した標準マニュアルを作成・提供することで、各府省における、一般統計も含めた業務マニュアルの整備を進める。その際、統計作成に経験年数の少ない職員が携わっているケースが多いことを踏まえ、チェックリスト方式の活用を積極的に検討するものとする。
- ・ 作成した業務マニュアルについては、調査方法の変更等の事由がない場合でも、見直しの必要性の有無を含め、定期的な確認を行う。

3. 統計の仕様・品質に関する情報開示（「見える化」）等による外部検証可能性の確保

毎月勤労統計の事案の発覚は、統計ユーザーからの疑問が契機となった。部会において、基幹統計の過去の正誤情報・結果訂正事案について確認したところ、外部からの疑義照会が端緒となったものが少なくない（約2割）ことを踏まえれば、統計作成プロセスの透明性を確保して、外部検証可能性を確保するとともに、統計利用者に対する情報提供の改善も一層促進する必要がある。

(改善策)

<統計作成プロセスの透明化>

- ・ ブラックボックス化しやすい標本抽出や復元推計の方法、事後検証にも必要となる目標精度・回収率等（母集団及び標本の規模に関する情報を含む。）の情報について、調査計画に参考情報として記載することとした上で、全ての統計の調査計画を一元的に閲覧可能な形でインターネット上に掲載する。その際、上記Ⅰ「1. PDCAサイクルによるガバナンスの確立」により公表される調査実施後の点検・評価の結果情報とリンクさせるなど、調査実施状況と併せて閲覧できるようにする。
- ・ 各府省のホームページにおける統計に関する情報提供を充実させるため、基幹統計の統計精度に関する情報提供度をスコアリングしている「見える化状況検査」の継続的なフォローアップを行うとともに、一般統計についても、見える化状況検査を実施する。

<統計の利活用の促進>

- ・ 利活用の拡大は、統計の改善を促すとともに結果数値等の誤り発見の観点からも有効であることから、外部ニーズの把握等を進め、適切な利活用を促進する。政府内利用については、下記Ⅱ「2. 行政利用の事前把握」で整備する「利活用リスト」を活用して、調査事項や公表時期の変更を予定する際にはあらかじめ連絡することとする。
- ・ 統計法等の一部改正法（平成30年法律第34号。令和元年5月1日施行）により、調査票情報の二次利用の範囲が拡大されたことを踏まえ、調査票情報の利用を一層促進する。このため、大学や行政機関等にセキュリティーを確保したオンサイト施設の設置を促進するとともに、3年以内に、原則として、全ての基幹統計及びニーズの高い一般統計の調査票情報をオンサイト施設で提供できるようにする。
- ・ 統計データの公表に当たっては、再入力や書式変換等の不要な利用しやすい形式で提供するなど、利便性にも配慮した形態とするとともに、政府統計のポータルサイトである e-Stat の利便性向上を図る。

Ⅱ. 誤り発生への対応

統計作成プロセスの改善により、誤り発生を抑制する必要があるが、結果数値等の誤りは、外的な要因（報告者のミス、委託事業者のミス、プログラムミス）を含めて様々な原因で発生すること等から、その発生をゼロにすることは事実上困難である。このため、結果数値等の誤りが発見された場合の対応方策をあらかじめ定めておくことにより、影響を極小化する必要がある。

1. 対応ルールの策定

外部からの疑義照会が結果数値等の誤り発見の端緒となる場合が少なくないが、各府省において、外部から調査結果に対する疑義照会があった場合に組織内で情報共有を行うためのルールはほとんど定められていない。

また、結果数値等の誤りを発見した場合の対応ルールについては、多くの基幹統計で

定められており、省内の結果数値等の誤りに関する情報を一元的に集約し、原因分析、再発防止に取り組んでいる府省も見られたが、一般統計においては定められていないものが多かった。

(改善策)

- 各府省において、外部から結果数値に関する疑義照会があった場合の組織内情報共有ルール等を策定する。
- 結果数値等の誤りを発見した場合、統計幹事に報告し、その下で、結果数値等の訂正の速やかな公表、影響度に応じた対応（把握している利用者への連絡、報道発表等）、原因分析、再発防止策の検討等を行うことなどを内容とした対応ルールを策定する。
再発防止策の検討では、発生原因の分析結果を調査設計等にフィードバックして、ミスが発生しにくい業務プロセスへの変更（例：回答誤りが多発している場合、調査票や記載要領の見直し）を行うほか、当該誤りを発見できるようにするためのチェック方法の改善（例：エラー検出条件の見直し）や、過去の類似事案の有無の確認、類似事案に対して講じた再発防止策の効果検証を行う。
- 結果数値等の誤り分析情報（原因別の発生状況、効果的な再発防止策等）は政府全体で共有し、統計作成プロセス、特に審査分析方法の改善に活用する。

2. 行政利用の事前把握（統計のリコール制度）

毎月勤労統計の事案では、政府内における利活用状況を十分に把握できていなかったことから、結果数値等の誤りが判明した後の政府内における影響の確認に時間を要した。

今回のヒアリングでも、統計作成者が、自ら作成した統計が政府内でどのように利用されているか十分に把握できていないことが確認された。このような状況では、結果数値等の誤りが発見された場合、迅速かつ的確な対応ができないことが危ぶまれる。

(改善策)

- 統計等のエビデンスに基づく政策立案を推進する各府省の事務責任者から構成されるEBPM推進委員会を通じて、政府内における統計ごとの利活用状況を定期的に確認し、利活用リストや結果数値等の誤りを発見した際の連絡ルールを定め、誤り発見時にその影響を迅速・正確に把握して適切に対応できる仕組みを整備する。

3. 調査関係データの保存

毎月勤労統計の事案では、長期にわたり不適切な調査が行われてきたことから、過去にさかのぼった再集計が必要となったが、必要なデータが保存されておらず、迅速かつ適切な再集計が困難となっている。今回の書面調査においても、文書保存期限が明確に定められていないなど改善が必要な点が見られた。

(改善策)

- ・ 結果数値等の誤り等が発見された際に、過去にさかのぼって再集計が行えるよう、推計乗率等の補助情報を含む必要なデータの保存ルールを整備するとともに、定期的なフォローアップ等を通じて適正な運用を担保する。
- ・ 都道府県や民間事業者など国以外の主体が保有・管理しているために永年保存されていない調査票情報等について、国に集約して保存する。

Ⅲ. 調査実施基盤の整備

上記に掲げた対策を講じるため、必要な体制等調査実施基盤を整備する必要がある。

1. 体制の確保

今回の書面調査とヒアリングにおいて、基幹統計の一部や多くの一般統計（政策部局で作成されている一般統計については約半数）が統計業務経験2年未満の者だけで作成されているなど統計作成の体制が極めて弱いものがあることが明らかとなった。また、企画や分析担当から要員が削減された結果、業務の改善や継続的な品質維持等に不安があるとの率直な声も聞かれた。今後とも統計の品質を維持し、更に向上させていく上では、そのための体制を質と量の両面から確保する必要がある。

(改善策)

<各府省の体制>

- ・ P D C A サイクル、分析的審査等に必要となる体制（分析的審査担当官等）を、所管統計の重要性や数・調査実施回数に応じて、各府省統計幹事の下及び総務省（統計委員会の事務局、政策統括官室）に速やかに配置する。
- ・ 各府省に配置する分析的審査担当官は、調査結果の分析的審査や調査設計等の変更時の影響分析を行うとともに、調査担当が行う外部からの疑義照会への対応や、結果数値等の誤り発見後の原因分析と再発防止策の検討状況の管理等を通じて、調査の正確性を確保する役割を担う。
- ・ 統計幹事の下に、社会経済情勢を反映した調査内容の抜本的な見直し、I C T や行政記録情報、ビッグデータの活用等による調査手法や統計作成プロセス・システムの抜本的な見直しなどを行う、各府省内で改革のエンジンとなる企画担当や、統計リテラシーが低い政策部局が統計を作成する際の相談・支援窓口を計画的に整備する。
- ・ 調査担当の下に、統計作成プロセスの各段階におけるエラーチェック、委託事業者や地方公共団体等への履行確認、調査票データ等の保存など、統計作成プロセスの適正化に必要な体制を確保する。
- ・ 統計は、国民の合理的な意思決定の基盤として重要なものであり、誤りが生じた場合には社会に重大な影響を与えるものであることを考慮して上記を含め、その体制は中長期的な視点で継続的に確保していく必要がある。

<都道府県の体制>

- ・ 都道府県の統計専任職員については、調査環境の困難化、調査員の高齢化等の課題への対応、調査員活動の適切な管理・支援に必要な体制のほか、大規模調査実施年の業務量増に対応できる体制を確保する。

<各府省における職員の育成等>

- ・ 調査担当には、統計業務経験者を配置する。調査の難易度、重要性、民間事業者の活用状況等も踏まえ、基幹統計には10年以上、一般統計のうち重要なものには5年以上の統計業務経験を有する者を配置し、そうした者を中心に作成することを基本とする。このような配置が困難な場合は、各府省統計幹事の下に整備された相談・支援窓口等の支援を受けながら作成する。
- ・ 各府省は、専門的な知識を習得させるため、統計業務を担わせる職員に計画的に研修を受講させる。初任者には原則としてオンライン研修等による基礎的な研修（統計制度を含む。）、各府省の中核的な統計人材として育成する職員には長期研修や専門研修を積極的に受講させる。総務省統計研究研修所研修の研修定員の確保、各府省における代替要員の確保など長期研修等を受講しやすい環境を整備する。また、統計の作成・分析には統計学に加えて情報技術の知識が必要であり、これも併せて習得されるよう努めるものとする。
- ・ 各府省の統計業務を総括し、統計委員会との連携協力の要となる統計幹事及びその下の統計部門の総括体制については、組織マネジメントの能力に加え、統計に関する知識経験を有する者を充てる。ただし、所管統計が少なく、統計幹事に統計に関する十分な知見を有する者を配置することが難しい府省は、統計技術的な見地から統計幹事をサポートできる体制（統計部門の総括体制を含む。）を整備することで対応する。
- ・ 各府省は、「EBPMを推進するための人材の確保・育成等に関する方針」（平成30年4月27日EBPM推進委員会・統計委員会決定）に基づき、職員の統計人材プロフィール（統計業務の経験年数、業務内容、統計研修の受講履歴等）の整備等により、統計業務経験者の中から素養のある者を繰り返し統計業務に就かせるなど、統計人材を計画的に育成する。過渡期には、総務省統計研究研修所のオンライン研修や、外部人材の受入れ等により補完する。

統計業務の知識経験が豊富な人材を育成している府省においては、統計作成側の視点にとどまらず、統計利活用の視点を習得させる観点から、政策部門等における勤務経験を計画的に付与する。

外部人材については、最新の研究成果の取り込み等の観点からも、若手研究者等の任期付職員としての採用や学界との交流に取り組む。

また、調査設計・集計・分析に高度な統計技術を必要とする重要統計には、当該統計に関する豊富な知識経験を有するスペシャリストを計画的に育成する。

職員が積極的に知識経験の習得に努め、誇りを持って統計作成に携われるよう、統計の専門知識や業務経験が評価されるような人事運用・仕組み（処遇等）を検討する。

2. 情報システムの適正化

毎月勤労統計等の事案で見られたように、改修などに対応できる者が限られ、また、業務仕様を明記した資料が不十分であるなど、いわば「ブラックボックス化」しているシステムの存在が確認された。

(改善策)

- ・ 「ブラックボックス化」しているシステムについては、仕様書等を早急に整備するとともに、容易に改修等ができるシステムへの計画的な移行を早急に検討する。

3. 政府全体の統計ガバナンスの確立

各府省の統計作成プロセスの適正化を実現するため、総務省（統計委員会含む。）の関与・支援の在り方も見直し、政府全体としての統計に関するガバナンスの改善を図り、そのための体制の整備等を行う。

(改善策)

<調査計画の履行状況の確認>

- ・ 総務省は、各府省が調査後に実施した点検・評価結果に基づき、自ら承認した調査計画との整合性等を確認し、統計委員会に報告するとともに、必要に応じて調査計画の改善を求める。

<調査計画の承認審査の重点化>

- ・ 調査計画は、報告者の信頼確保・負担軽減、調査の効率的な実施、統計の精度確保及び調査結果の利活用増進に係る事項について重点的に記載・審査を行う一方で、その他の事項については、承認後の状況変化に対応し得る記載を許容して調査実施後の点検・評価において確認するなど、記載内容の見直しを実施する。

<情報の共有・支援>

- ・ 総務省は、各府省の協力を得て、困難事案の分析を行うとともに、各府省で発見された結果数値等の誤りに関する情報（原因、発見の端緒、再発防止策等）を収集分析して、各府省に提供するなど、情報の収集・分析・共有を通じて、各府省の統計作成への支援を行う。

<統計の専門機関による各府省に対する支援>

- ・ 統計の専門機関である総務省統計局、統計研究研修所、(独)統計センターは、各府省の統計作成への積極的な支援（相談・支援窓口の設置、各府省への人材派遣、研修生の受入れ、調査の共同実施、受託調査等）を行うこととし、そのための基盤を整備する。
- ・ 総務省統計研究研修所は、職制上の段階や業務レベル等に対応した研修を実施し、業務スキルを認定することにより、各府省の計画的な人材育成や能力に応じた処遇等に活用できるようにする。

IV. その他

1. フォローアップ

今回の再発防止策については、今後、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 55 条第 1 項の施行状況報告を活用するなどして、統計委員会において、継続的にフォローアップし、その結果を公表する。

このフォローアップにおいては、今回新たに導入する諸方策について、リスク（問題発生の可能性や発生時の影響の大きさ）に見合ったものとなっているか、コストに見合う効果が期待できるか等を確認し、対策の強化・中止の両面から見直しを検討するものとする。

2. 一斉点検結果を踏まえた個別統計の改善

(1) 各府省の対応

一斉点検において、承認された調査計画との相違が確認された統計について、統計幹事の下で、別紙の対応方針に沿って、改善を進める。

このうち、「1. 調査計画の変更を要しない手順・手続の誤り」については、速やかに改善を実施し、総務省を通じて統計委員会に報告する。

「2. 調査計画との間に相違が確認されたもの」については、調査ごとの改善案（調査実施方法・内容を改めて調査計画どおりに実施、調査計画を改正など）を検討し、令和元年末までに総務省に報告する。

(2) 総務省及び統計委員会の対応

総務省は、各府省から報告された個別改善案の内容を確認し、統計委員会に報告するとともに、その概要を公表する。なお、個別改善案の履行状況については、総務省における調査計画の変更承認審査時や統計委員会における施行状況報告審議時等に確認する。

併せて、上記Ⅲ「3. 政府全体の統計ガバナンスの確立」の改善策中の〈調査計画の承認審査の重点化〉について検討する。

一斉点検による事案の概要	対応方針
1. 調査計画の変更を要しない手順・手続の誤り	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 作業ミスによる結果数値等の誤り ・ 調査実施手順の細部の相違 ・ 調査関連告示の未修正 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 結果数値等の訂正・公表を速やかに実施 ・ 調査手順・手続を速やかに改善
2. 調査計画との間に相違が確認されたもの	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 集計事項の一部の未集計・未公表【集計事項】 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集計予定のないものを誤って集計事項とした場合には、計画から削除又は見直し ・ 結果数値の精度や秘匿の観点から公表に適さない集計事項は、計画からの削除又は見直し ・ その他は、可能な限り速やかに集計・公表
<ul style="list-style-type: none"> ・ 一部媒体による公表の未実施【公表の方法】 	<ul style="list-style-type: none"> ・ インターネットによる公表を原則として、印刷物はニーズが認められる場合に作成・提供
<ul style="list-style-type: none"> ・ 公表の遅延【公表の期日】 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遅延が繰り返して発生している調査は、その原因に応じて、業務プロセスや体制の見直し、主要項目に絞った速報値の公表等による遅延の解消を検討。これらの対応によっても解消が困難な場合、申請負担軽減対策（平成9年2月10日閣議決定）に定める公表期限や利活用ニーズも踏まえつつ、公表期日等の見直しを検討 ・ 月次統計にもかかわらず、数か月に及ぶ遅延が継続的に発生しているものは、月次統計の必要性について再検討
<ul style="list-style-type: none"> ・ 母集団情報の変更漏れ【報告者】 	<ul style="list-style-type: none"> ・ e-Stat 及び各府省のホームページにおいて、使用する母集団情報の名称や年次等を掲載することを検討 ・ 上記の掲載を実施している場合、計画には使用している母集団情報の適切性を概括的に確認できる記載を検討
<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査対象の縮減【調査の対象となる母集団の地域的及び属性的範囲。報告者】 ・ 報告者数の増減【報告者】 ・ 調査方法の相違【調査方法】 ・ 回答期限繰上げによる調査期間の短縮【調査実施期間】等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「公的統計の品質保証に関するガイドライン」（平成22年3月31日各府省統計主管課長等会議申合せ）で求めている品質の表示を踏まえ、e-Stat 及び各府省のホームページにおいて、標本設計や標本の規模等について、統一的な定義・用語を用い、適時、明確に掲載することを検討 ・ 報告者数（標本調査の場合は、通常、標本の規模を意味する。）や調査方法等が継続的に計画と相違している場合、個別に結果精度への影響や報告者負担等の観点から計画の変更や記載内容の見直しを検討

第二部 重点審議結果

(改善策等の具体化に当たり踏まえるべき留意点等)

第二部 重点審議結果

(改善策等の具体化に当たり踏まえるべき留意点等について)

この第二部は、重点審議結果を取りまとめたものである。

重点審議は、本年6月に統計委員会が建議した再発防止策の内容を踏まえ、課題の重要性や発生頻度等が高いと考えられる個別の事例について、当該事例の関係府省のみならず、他府省においても問題発生の未然防止や統計の品質改善のための留意点等を得るとの観点から、掘り下げた審議を行ったものである。

重点審議の対象事案としては、本年6月、①毎月勤労統計調査、②最低賃金に関する実態調査、③労務費率調査、④学校基本統計調査（システム変更の柔軟性について）、⑤プログラムミスによる統計数値の誤り発生の防止についての5テーマを選定した。その後、9月までの間、関係府省等からのヒアリングを実施するなどにより、短期集中的に主として統計技術的な観点から重点審議を行い、今般、課題の内容、審議を通じて出された指摘事項等を取りまとめた。各府省には、これを踏まえて、再発防止策の具体化に早急に取り組むことを求める。なお、各府省の対応状況については、統計委員会において、継続的にフォローアップし、その結果を公表することとなる。

この重点審議を通じて明らかにされた課題のうち、次のものは、複数のテーマにおいて挙げられているなど重要な課題として指摘できる。

- ① 利用者に対する正確な情報の適時・適切な提供
- ② 外部検証可能性の確保
- ③ 業務の可視化・透明化等を通じた業務管理体制の強化
- ④ 統計の再現性確保等を意識した、文書やデータの適切な保存・管理の徹底
- ⑤ 調査現場における履行状況の把握・確認の強化
- ⑥ 適切な人材育成・確保と的確な引継ぎを含むノウハウの明確化・共有
- ⑦ 統計の目的や必要性に照らした調査設計等の見直し

これらについては、各府省の取組において特に留意する必要がある。

このうち、「①利用者への適正な情報提供及び外部検証可能性の確保」に関しては、調査票情報等の二次的利用の果たす役割も大きく、その際には時系列的な比較検証を行い得ることが重要である。オンサイト施設での調査票データの提供など、今後、対応を進めていく際には、その点に留意する必要がある。

また、「⑤調査現場における履行状況の把握・確認の強化」に関連しては、重点審議中に、毎月勤労統計調査において、大阪府の統計調査員が事業所に聞き取りを行うことなく前月の調査結果を用いるなどにより調査票を作成した事案、最低賃金に関する実態調査（同調査を構成する調査のうち、最低賃金に関する基礎調査の大阪府分）において、大阪労働局の職員が調査事業所数確保のため調査票を書き換えるなどした事案が判明した（なお、本年9月現在、毎月勤労統計調査については他都道府県の状況につき、なお調査が続いている）。これらはあってはならない重大事案であり、厚生労働省に対しては猛省の上、

再発防止に万全を期することを求める。また、他府省においても、本件を他山の石として、同様の事案の再発防止を徹底する必要がある。その具体的な対策としては、不正を引き起こすきっかけや動機を排する観点から、「公的統計の総合的品質管理を目指して」I 2.

(4)に記載された次のことを励行する必要がある。

- ・ 調査員の業務の履行状況を国が直接確認する取組（いわゆる「コンプライアンスチェック」）
- ・ 上記の取組を導入し難い場合の、調査の特性に応じた、本府省による調査票情報を活用した履行状況の確認、監査等の措置
- ・ 過度なノルマを課すことを避けるとともに、調査拒否等の困難な状況に現場が直面した場合の相談やサポート体制の整備に配慮

重点審議結果

(毎月勤労統計調査)

1. 重点審議のテーマ、選定理由

毎月勤労統計調査は、その結果が雇用保険の給付額の算定基礎に用いられるなど、国民生活、政府予算等に大きな影響を与える基幹統計調査である。2019年1月、この統計調査で行われていた不適切な処理が判明したことにより、政治、行政、国民生活に大きな影響が生じたのみならず、厚生労働省の統計、さらには公的統計全体の信頼が揺るがされた。この事態に至った背景を要約すると、およそ次のとおりである。

東京都における規模500人以上の事業所について、本来全数調査とされていたところ、平成16年1月以降抽出調査が行われており、その際に必要な復元処理が行われず、その状態が平成16年調査から29年調査まで続いていた。さらには平成30年のサンプルの入替方法の変更（ローテーションサンプリング方式の導入）に併せて、東京都の500人以上の事業所の集計値について本来行われるべきであった復元処理を行うこととしたが、その処理は担当室以下の判断のみで行われていた。その際、復元処理の方法を変更した事実を公表しなかったため、統計の利用上重大な支障を来した。

以上のような抽出方法の変更や復元処理の未実施について、統計利用者に対して情報提供を行わなかったことに加え、厚生労働省は統計法に定められた必要な手続き等を遵守しておらず、その間、統計委員会及び総務省政策統括官（統計基準担当）に対しても、事実とは異なる説明や報告を繰り返していた。さらに、過去に遡って再集計を行う上で必要なデータの一部が保存されておらず、統計の再現性という面からも問題があることが明らかとなった。

これらの経緯の詳細については、「毎月勤労統計調査等に関する特別監察委員会」により明らかにされている。

このように、毎月勤労統計調査については、統計作成・提供を行う上で様々な重大な問題を含んでおり、同統計調査において根本的な改善が必要であるとともに、他の統計調査における様々な教訓が得られることから重点審議の対象とすることとした。

2. 課題の概要

(1) 利用者への情報提供及び外部検証可能性の不足

毎月勤労統計調査の結果提供においては、長年にわたり、利用者への情報提供や外部検証可能性という面で大きな問題があり、このことが調査計画と異なる処理などが長期間見過ごされる原因の1つになっていた。具体的には、調査方法、標本設計、集計・推計方法、標本誤差などに関する情報の開示が特に不十分であり、早急な改善が必要である。また、調査票情報の二次的利用が不適切な処理等を発見するきっかけとなる可能性もあるが、現状では、二次的利用は低調な状況にある。

(2) 統計技術的適切性の確保のための外部知見の活用不足

統計の見直しや改善に際して、統計技術的な適切性を確保するためには、外部の専門

家や有識者と密接に連携・相談し、その知見を取り入れることが必要であるが、その取組が不十分であった。また、専門家や有識者等との開かれたコミュニケーションが十分とは言い難い状況である。

(3) 業務の可視化・透明化が不十分

毎月勤労統計調査の業務は、調査外のデータ（事業所母集団データベース由来の労働者数や毎月の雇用保険データの労働者数）を用いて推計値の算出や補正を行うなど、様々な統計調査の中では比較的高度で複雑な手法を用いているが、平成30年1月からのローテーションサンプリングの導入に伴い、更に高度化・複雑化した。その一方で、担当部局内においても業務の可視化が十分になされていなかった。

実際、一部の業務処理に関する部分的なマニュアルはあるものの、業務全体のフローや処理内容など概括的に把握できる文書はなく、各職員にとって自ら担当する業務以外は理解しにくい環境と言える。こうした状況下では、業務が担当係内で完結し、他の係等からのチェックが効きにくい。また、管理職等にとっても、業務実施状況の管理や、課題、対応策等の把握が難しくなる。こうした業務の不透明性、情報共有の不足は、担当に業務を任せきりにしたり、ミスが見逃ごされたりする原因の1つとなっていたと言える。

特に、内製のプログラム（注1）で処理されている業務については、このことが顕著である。プログラム修正の必要が生じた際に、当該修正作業に直接関連する部分の業務フロー図やチェックリスト等は作成されるものの、その範囲は限定的であり、プログラムで処理されている業務内容の文書化が十分にはなされていない。また、推計や集計で用いているプログラム言語は主としてCOBOLであり、記述内容を理解できる者が限定的であることもあいまって、プログラム修正の必要性が生じた場合に、プログラムを担当する職員以外の者がその修正が正しく行われたかを直接確認することが困難な状況にある。すなわち、システムが「ブラックボックス化」していると言える。

(4) 文書やデータの適切な保存・管理の不徹底

数値の誤り等が発生した場合には、過去に遡って再集計を行うことが必要になるが、そのためには、調査票データだけでなく、母集団の復元や結果の推計などに用いている各種のデータについても適切に保存し、利用できるよう管理していくことが必須である。ところが、現行規則上、母集団復元情報の一部の保存期間は1年未満、地方調査の調査票情報（電磁的記録媒体に記録したもの）の保存期間については3年となっている。

また、都道府県が紙媒体で受け付けた調査票については、都道府県の判断で、本省に送付するか、自ら毎月勤労統計調査オンラインシステムに入力するかを選択することとなっているが、後者の場合、入力終了後の調査票の管理については本省で把握しておらず、都道府県に委ねられている。

(5) 地方公共団体・調査員及び民間事業者に対する業務履行確認の不徹底

点検検証を行ってきた本年1月以降においても、地方公共団体・調査員及び民間事業者による業務が適切に履行されなかった事例が発生している。

①毎月勤労統計調査オンラインシステムの運用・保守を担当する民間事業者において、

厚生労働省からのデータ修正依頼が一部履行されなかったことにより、3府県（神奈川県、愛知県、大阪府）の地方調査結果（本年1月～3月分）の訂正が発生

- ②千葉県において集計上の手順を誤ったことにより、千葉県の地方調査結果（昨年1月分以降）の一部に訂正が発生
- ③大阪府の2名の調査員が、調査対象事業所（常用労働者5～29人規模）への聞き取りを行うことなく、前月の調査結果を用いるなどの方法で調査票を作成（該当期間平成26年1月分～平成31年2月分）していたことにより、調査結果に訂正が発生。なお、厚生労働省は、全都道府県（大阪府を除く）に対し同様の事案がないか点検を依頼している（9月末日締切）。

また、書面調査結果によれば、毎月勤労統計調査においては、調査員の設置状況を把握していないとされている。これを他の基幹統計調査と比較すると、地方公共団体が実査を担当し、調査員を用いている基幹統計調査は23調査（注2）あり、このうち毎月勤労統計調査以外のすべての統計調査において、調査員の設置状況を把握（名簿の提出など）している。このことは、毎月勤労統計調査では、実地調査の業務管理が不十分であることを示す一例である。

(6) 人材面の不安

これらの業務を支える人材面でも、COBOLの記述内容を理解できる者が中高年層に偏っているなど、業務の遂行に係るノウハウの継承が適切に行えるのか、将来的に体制が維持できるかなどについて疑問がある。

（注1）毎月勤労統計調査では、実査、審査、集計の各段階でシステムを用いて業務を実施しているが、今回の重点審議において、課題が指摘されたのは、主に、内製により開発されている集計システムの部分であった。

（注2）「基幹統計調査に関する書面調査」では、回答のあった回答票の単位で調査をカウントしており、ここでは、毎月勤労統計調査を含め、基幹統計調査を全部で54調査とカウントしている。

（※）以上、毎月勤労統計調査のより詳細な情報については、重点審議関連資料（p63以降）を参照

3. 指摘事項

点検検証部会の審議（令和元年7月29日及び8月28日）等を通じて指摘された主な事項は以下のとおりである。

厚生労働省においては、点検検証部会の指摘を踏まえ、統計の企画から公表・データ保管までの一連の処理プロセスについて現状を検証の上、標準化を行い、統計が適切に、かつ持続的に作成されることを目的とした調査研究（統計業務のBPR）を実施するとともに、統計業務のBPRを踏まえた次期統計処理システムの調査研究を行うことをはじめとして、業務改善の対応を図ることを予定している。

（事案の重大性の再認識）

- 昨年末に明らかとなった毎月勤労統計調査に関する諸問題は、その結果数値の誤りにより、雇用保険や労災保険等の給付額の算定に長期間に渡って影響を与え、支払い不足の状況を多数生じさせるなど国民生活に重大な影響を与えるとともに、公的統計への信頼を大きく損なった。厚生労働省においては、こうした重大な事態を招いてしまったことを肝に銘じ、最優先の課題として再発防止に全力で取り組み、一日も早く

失われた信頼を回復する必要がある。

(利用者への適正な情報提供及び外部検証可能性の確保)

- 統計の適切な利用に資するよう、調査方法、標本設計、集計・推計方法、標本誤差などに関する詳細な情報(抽出率や標本誤差などの産業別・都道府県別等の一覧表等)を正確かつ丁寧に開示すべきである。特に、調査や推計の手法等に変更があった場合には、速やかに関連の情報を利用者へ提供することが不可欠である。
- 利用者等から調査結果への疑義照会があった際に、当該照会情報の組織内での共有や検討・確認等の対応に関するルールを早急に策定すべきである。
- データベースによる時系列データの提供や提供するデータのファイル形式の改善など、統計利用上の利便性に配慮したデータ提供の改善を進めるべきである。
- 調査票情報の二次的利用推進について、統計委員会における事業所対象調査の匿名データに関する今後の検討状況を踏まえ、対応する必要がある。

(統計技術的な適切性の確保)

- 労働者数等の推定やギャップ補正などについては、今後、専門技術的な研究を行う必要がある。そのために、統計利用者、外部有識者等の知見を活用するなど、統計技術的な適切性の確保に努める必要がある。

(業務の可視化等を通じた業務管理体制の強化)

- システムを活用して処理しているケースを含め、業務内容の明確化・文書化を徹底し、業務の全体像を担当職員の誰でもが把握可能な状態とする必要がある。このことは、業務の本格的な見直しや外部への透明性向上の大前提と言える。
- 今般の点検検証の審議の過程において、複雑な推計・集計業務の一部については、情報が整理・文書化されたことから、可視化・明確化に向けて一定の進捗はあったものの、これを毎月勤労統計調査の業務の中でより徹底するため、マニュアルや仕様書等の文書の形で網羅的・継続的に整備していくことが必要である。
- 実効性のあるガバナンスを確立するため、大きな変更があった場合や結果公表などの業務の節目のタイミングで、業務の実施状況に関するデータについて異なる部署や別の係による相互チェックやダブル・チェックによって検証・確認することを通じて、業務プロセスが適正に実施されていることを管理職自らが確認できる手続きや体制を確立する必要がある。

(業務システムの改善)

- 「ブラックボックス化」が指摘されている現在の集計・推計システムについて、改修作業が容易で、より広い範囲の職員が処理されている業務内容を理解できるシステムに早急に移行することが必要である。その際、改修等の持続可能性や処理内容の透明性の確保等の観点からは、COBOLからの脱却が不可避である。また、この検討と併せて、累次の処理内容や方式の変更によって複雑化した業務のフローや内容を見直し、適切な業務を安定的に持続できるようにすることが重要である。
- 現在、目視中心に行われている集計段階のチェックについて、システム化を図ることを検討すべきである。

(文書やデータの適切な保存・管理の徹底)

- 母集団復元情報や地方調査の調査票情報（電磁的記録媒体に記録したもの）について、永年保存が図られるよう早急に関連規定を見直すとともに、保存・管理の運用体制を整える必要がある。

（調査員、地方公共団体、民間事業者の業務履行状況の確認徹底）

- 大阪府における不適切処理の事案は極めて深刻であり、厚生労働省は重大事案として受け止めなければならない。全国での点検結果も踏まえ、再発防止を徹底する必要がある。
- 調査員の業務履行状況の確認については、国が直接確認する取組（いわゆる「コンプライアンスチェック」）を早急に導入する必要がある。
- 調査員が調査拒否事業所への対応などで困った際などに相談できる体制を構築することも重要である。
- 日頃から、厚生労働省と都道府県などの関係機関との連携や情報交換を密にし、コミュニケーションエラーが生じないようにすることも必要である。

（統計人材の計画的な確保・育成）

- 業務が一層高度化・複雑化する中であって、厚生労働省全体を通じて、統計の専門人材の確保・育成について、計画的かつ確実に進めていくことが急務である。

重点審議結果

(最低賃金に関する実態調査)

1. 重点審議のテーマ、選定理由

最低賃金に関する実態調査は、最低賃金審議会における審議の参考とするため、中小零細企業の労働者の賃金の引上げ・引下げ状況等の情報を得ることを目的として、厚生労働省が実施する一般統計調査である。同調査については、一斉点検において、母集団の復元処理を行っていないことが明らかになった。確認の結果、利活用上の重大な影響は認められなかったものの、復元推計という基本的で重要な作業をしておらず、統計に関する基本的な知識や意識が低い中で実施されている調査であることが明らかとなった。この事案については、統計を専門としていない政策部局が実施する調査における課題や教訓の得られる事例として、重点審議の対象とすることとした。

(※) 最低賃金に関する実態調査の概要

最低賃金に関する実態調査は、「賃金改定状況調査」(全国を対象)と「最低賃金に関する基礎調査」(各都道府県を対象)の2つの調査から構成される年次調査である。なお、本調査の調査項目や調査対象となる事業所の業種・規模等の調査設計については、公益、労働者、使用者の三者の代表で構成される最低賃金審議会での議論を踏まえて決定されている。また、一斉点検の対象として課題を指摘しているのは平成30年調査である。

2. 課題の概要

(1) 一部データでの復元推計の未実施

賃金改定状況調査の統計表のうち、中央最低賃金審議会の審議において具体的に言及される等活用されていることが明確な集計表(労働者の賃金上昇率)については復元推計(復元集計)が実施されていたが、賃金改定との関連での利用の必要性が比較的低い補足的な利用を目的とした集計表(賃金の引上げ・引下げを行った事業所の割合等)については、復元推計が行われていなかった。そのような措置がとられたのは、6月の状況を調査し7月以降の中央最低賃金審議会に報告するというタイトなスケジュールの下、事務負担の軽減のためと考えられる。令和元年調査からは復元推計を実施し、複数職員による確認措置が取られている。

(2) 標本設計上の課題

賃金改定状況調査について、報告を求める者の数は調査計画においては約1万事業所とされていたが、調査実務においては約2万事業所に調査票を発送し、回収した約4,000事業所を集計していた。調査対象の抽出方法について、調査計画では、「都道府県、産業、事業所規模別に層化無作為抽出により選定」など一般的な内容のみが記述されていたが、調査実務においては、製造業：卸売業, 小売業：宿泊業, 飲食サービス業：医療, 福祉：その他のサービス業の事業所数が6：3：1：1：2となるように回収し、合計約4,000事業所分が集まった時点で集計がなされていた。こうした点につき、令和元年5月の計画改定により、令和元年調査からは、報告者数を約1.6万事業所とし、集計期限までに回収された調査票を集計することとした上で、産業別の抽出比率の妥当性等について、今年

度の調査実施結果や最低賃金審議会での議論を踏まえ検討を進めることとされている。

(3) 結果の未公表を含む情報開示の不足

最低賃金に関する基礎調査の調査結果について、調査計画ではホームページ等で公表するとされていたが、調査実務では、地方最低賃金審議会に資料として提出するのみで公表されていない。また、(2)で述べた抽出方法の詳細も公表されていない。

(4) 調査票データの保存・管理の不備、その他調査計画と実務の乖離

調査票データ(電磁的記録媒体)の保存期間がガイドラインで求められている「常用」「永年」ではなく「1年」とされていた。このほか、調査実務の変更(母集団名簿として新しいものを使用等)の調査計画への未反映等の課題が見られた。

(5) 大阪労働局における不適切事案

令和元年調査の過程において、大阪労働局の一部職員により、調査対象事業所に確認を取らずに調査票の作成や記入内容の変更を行っていたという極めて不適切な事務処理が判明した。このため、大阪労働局において、①調査担当全職員からの聞き取り、②現存する調査票原票の確認、③事業所への照会等を実施した結果、平成26年調査以降、1,527事業所分の調査票について、不適切な処理が行われた可能性があることが確認された。

大阪労働局では、不適切処理が疑われる調査票を除外して再集計した結果を大阪地方最低賃金審議会に報告し、同審議会からは、「最低賃金は様々な要素を考慮して総合的に決定するものであり、このたび基礎調査の結果に誤りがあったことが、過去の最低賃金の改正額の議論の結果に影響を与えるものではない。」との見解が示されている。

また、厚生労働省は、8月26日に、全国の地方労働局に対し、注意喚起の文書を発出するとともに、研修の実施、管理者向けのチェックリスト作成等による管理徹底、本省管理の強化(調査票を本省で一元管理・保管、理由記載のない修正の有無を確認等)等の再発防止策を実施することとしている。なお、当該職員に対しては懲戒処分がなされている。

(6) 省内統計部局との連携・相談の不足

書面調査結果によれば、本省で本統計の作成に従事する職員数は実員相当数で2人であり、いずれも統計業務経験5年未満(うち1人は2年未満)となっている。また、担当者の経験不足を補う省内統計部局との連携・相談が十分に行われていたとは言い難い。

(※) 以上、「1.」及び「2.」の詳細については、重点審議関連資料(p70以降)を参照。

3. 指摘事項

点検検証部会の審議(令和元年6月20日及び8月28日)及び部会後に委員から出された意見においては、上記の厚生労働省の対応を確認した上で、主に、以下の旨の指摘があった。これらの指摘を受け、厚生労働省では、①平成30年及び令和元年の最低賃金に関する基礎調査結果の公表については、令和元年10月上旬までに行う、②産業間の比率の妥当性等の標本設計上の課題については、今年の調査結果や最低賃金審議会での議論を踏まえ、来年度以降の調査に向けた更なる見直しの検討を進める、③地方支分部局における事務処理の適正化については、調査票回収の進捗状況等について地方支分部局の管理職及

び本省が把握し、適切に指導を行う、こととしている。

(省内の統計部局との連携・相談)

- 調査設計等の改善などに当たっては、統計の専門知識やノウハウが不可欠となることから、省内の統計部局と緊密に連携・相談して、対応する必要がある。こうした担当者の統計に関する基本的な知識や意識の低さから生じる課題を防止するため、統計幹事の下で、平素から省内統計部局との十分な連携・相談を図る必要がある。

(具体的な調査ニーズに応じた調査設計の見直し)

- 目的に適合した精度の確保できる統計調査となるよう、設計を見直す必要がある。具体的には、特に次の点に留意すべきである。
 - ・ 調査設計の見直しに当たっては、具体的にどのようなデータを把握しようとしているのか（漠然とした「賃金の改定状況」ではなく、最高値・最低値、平均値、中央値・四分位値等のいずれを見たいのか、水準を見たいのか変化率を見たいのか、など）、政策ニーズを把握した上で、調査手法については、中立的な立場から統計技術的観点による検討を進めるべきである。
 - ・ 復元推計がなされていなかった統計表は、周辺的な環境を見るために使うものとのことだが、必要性も含めて検討すべきである。他方、現在の集計表では分からない事業所の分布についての統計を取ることも考えられる。
 - ・ 現在の産業別従業者数は卸売業、小売業やサービス業が多くなっているが、この調査の標本配分は製造業に偏ったままとなっている。精度の観点からよく検討すべきである。また、調査対象地域の在り方についても見直しを検討すべきと考えられる。
 - ・ 調査を改善するためには、調査方法を変更することに躊躇すべきではない。変更によって時系列の問題は生じるが、それぞれの事業所ごとに昨年と今年との変化を直接聞いているこの調査では、前回調査結果との比較については、あまり意識しなくとも良いと考えられる。

(情報開示の徹底)

- 未公表の最低賃金に関する基礎調査の結果は、必ずホームページで公表すること。
- 調査とその結果に関する基本的な情報（標本設計、集計・推計方法、公表スケジュール、回答数・回答率など）は、必ず開示すること。現状では、調査設計の記述が曖昧であり、第三者が見ても明らかとなるような記述に改善する必要がある。

(適切な調査票データの保存・管理)

- データの保存を徹底しなければならない。データの保存は、万一、結果の誤りが発見された場合の対応の備えという意味でも重要である。本年に改正された調査計画に基づき、記入済みの調査票とその内容を記載した電磁的記録媒体について、本省で一元的に管理・保管するとともに、過去のデータについても、廃棄されていないものについて、できるだけ保存することが重要である。

(大阪労働局の事案に係る再発防止)

- いわゆるメイキングに相当する重大な事案であり、厚生労働省においては、事柄の重大性をわきまえ、猛省して再発防止に取り組む必要がある。

- 再発防止の観点からは、地方支分部局における業務の履行確認や管理が必須である。具体的には、調査票が修正されている場合の事業所への照会記録との突き合わせなどの確認作業の徹底を行うべきである。
- 目標とする回収率は、結果の精度と実地調査の実情を考慮して現実的な水準に設定するとともに、未回収事業所への対応について職員が相談できる体制の整備や、回収率を高めるための組織的な取組が必要である。
- 調査票の表現には相当程度古いと考えられるものもあることから、その適否を再検討することが必要である。

重点審議結果

(労務費率調査)

1. 重点審議のテーマ、選定理由

労務費率調査においては、一般統計調査の一斉点検において、母集団の復元処理を行っていないことが明らかになった。確認の結果、利活用上の重大な影響は認められなかったものの、復元推計という基本的で重要な作業をしておらず、統計に関する基本的な知識や意識が低い中で実施されている調査であることが明らかとなった。この事案については、統計を専門としていない政策部局が実施する調査における課題や教訓の得られる事例として、重点審議の対象とすることとした。

(※) 労務費率調査の概要

労務費率調査は、建設事業における賃金実態を把握し、労務費率の見直しに資することを目的として厚生労働省が3年に1度実施している一般統計調査である。

労務費率とは、建設工事の元請事業主が下請事業で使用する全ての労働者の労災保険料を一括して納付する際に、労災保険料の計算基礎となる工事全体の賃金総額を正確に把握することが困難な場合において、便宜的に請負金額から賃金総額を算出するために用いる比率であり、厚生労働省令により定められている。本調査結果の「労務費率に係る統計表」は、労務費率の改定の基礎資料として施策の企画・立案に使用されている。

直近に実施された平成29年調査では、報告数は約10,000事業場（母集団約151,000事業場）に対し、厚生労働省から郵送で直接調査票を送付し、報告者から調査票の返送を受ける形で行われた。

2. 課題の概要

(利用実績がない統計表での復元推計未実施)

平成29年調査結果のうち、「労務費率に係る統計表」以外の集計表（「下請事業者数別構成割合」、「確定保険料額別構成割合」、「延労働者数別構成割合」の3表）について、集計方法を誤り、復元推計を行っていなかった。また、これらの集計表につき担当者が当初、公表自体を不要と誤解していたため、総務省より承認を受けている調査計画上の公表時期から1年1か月遅れで公表となった。さらに、これらの集計表については、計画上は実数で集計することとなっていたところ、実際には構成割合で集計を行っていた。

復元推計を行っていなかったこれら3表については、平成31年4月26日付けで結果表の訂正と公表を行った。次回令和2年調査においては、これまで利用実績がないことから、これに関する調査事項を削除し、集計を行わないこととしている。

また、調査を継続する「労務費率に係る統計表」の集計に当たっては、作業手順を再確認し、複数の職員によるチェック体制を再構築するとともに、その実施を徹底し、公表時期、集計・公表事項は調査計画を遵守することを徹底することとしている。さらに、報告者の利便性向上及び負担軽減の観点から、オンライン調査の導入とプレプリントの実施を検討することとしている。

(※) 以上、「1.」及び「2.」の詳細については、重点審議関連資料（p79以降）を参照。

3. 指摘事項

点検検証部会の審議（令和元年7月19日）及び部会後に委員から出された意見においては、上記の厚生労働省の対応を確認した上で、主に、以下の旨の指摘があった。これらの指摘を受け、厚生労働省では、調査の有効性や必要性を不断に見直すとともに、技術的な面で更なる改善ができるかを検討することとしている。

（省内の統計部局との連携・相談）

- 調査設計等の改善などに当たっては、統計の専門知識やノウハウが不可欠となることから、省内の統計部局と緊密に連携・相談して、対応する必要がある。こうした担当者の統計に関する基本的な知識や意識の低さから生じる課題を防止するため、統計幹事の下で、平素から省内統計部局との十分な連携・相談を図る必要がある。

（具体的な調査ニーズに応じた調査設計等の改善）

- この調査では加重平均値以上に分布が重要と思われるので、今後、この統計をどう使うかという観点から、何を公表すべきかについて検討すべきである。
- 今般利用実績がない結果表の作成を取りやめることにより調査事項の3分の1を削減することが可能となる。今後とも、活用状況等を踏まえ、調査項目や調査票の様式は勿論、統計調査自体の必要性をも不断に見直していくべきである。
- 建築事業は受注額にばらつきが大きいことから、何らかの層化を行った上で母集団の事業所数と有効回答数を対応させ、調査結果がどのくらい母集団を反映できているかをチェックする必要がある。

（情報開示の徹底）

- 母集団を推計するためのウェイトと比率を全体に合わせるためのウェイトなど、各種のウェイトによって分布の形も大きく変わってくるため、ウェイトなどに関する情報についても外部に十分に開示される必要がある。

重点審議結果

(学校基本調査 (システム変更の柔軟性について))

1. 重点審議のテーマ、選定理由

統計調査の業務システムが「ブラックボックス化」した場合には、調査方法や調査結果の提供の改善対応に支障を来すことなどから、業務システムが迅速かつ的確に改修できるよう、計画的に改善することが求められる。

学校基本調査は、学校に関する基本的事項（学校数、在学者数、教職員数等）を明らかにし、学校教育行政に必要な基礎資料を得ることを目的として文部科学省が年次で実施している基幹統計調査である。同調査については、これまで軽微な調査事項変更であっても変更が容易ではないことが統計委員会において指摘されていることから、重点審議の対象として取り上げ、文部科学省における改善の取組を具体的に確認するとともに、他の統計調査における、業務システムの「ブラックボックス化」の未然防止や、システム変更時の柔軟性確保のための方策を検討する上での課題や教訓を得ることとした。

2. 課題の概要

(1) 学校基本調査のシステムが有する課題

現在の学校基本調査のシステムは、学校基本調査が極めてタイトなスケジュールで処理される必要があることに対応するため、少人数でもアウトプットを短期間で出力可能とすることを重視したシステム構成となっており、現行システムでは、各段階（抽出・集計・帳票作成等）を一体のものとして扱われている。このため、調査項目等を変更する際には、各段階を一括して改修する発注を行う必要が生じている。また、当初のシステム開発を行った際の文書化が十分ではないため、個々のロジックも十分明らかにされていない。さらに、調査票の領域毎に異なる構造でデータが格納され処理されている複雑なデータベース構造（注）となっていることが、統計結果の利活用の柔軟性確保における課題となっており、また、改修に際しても多くの工数を要するものとなっている。こうしたことから、現状のシステムは硬直的であり、調査項目等の変更にあたっては、長い時間と費用を要している。

このような状況に対しては、統計委員会からも指摘がなされていたところである（平成31年3月6日統計委員会答申等。重点審議関連資料（p86 下段）参照）。

（注）学校調査票（小学校）を例にとると、①設置者、本校・分校の別等、②教員数・職員数（男女別）、③休職等職員数、教務主任数等、④学年別学級別児童数、⑤④のうち帰国児童数・外国人児童数、と5つの領域に分けられ、それぞれ異なるデータ構造を有したままデータベースに格納されている。

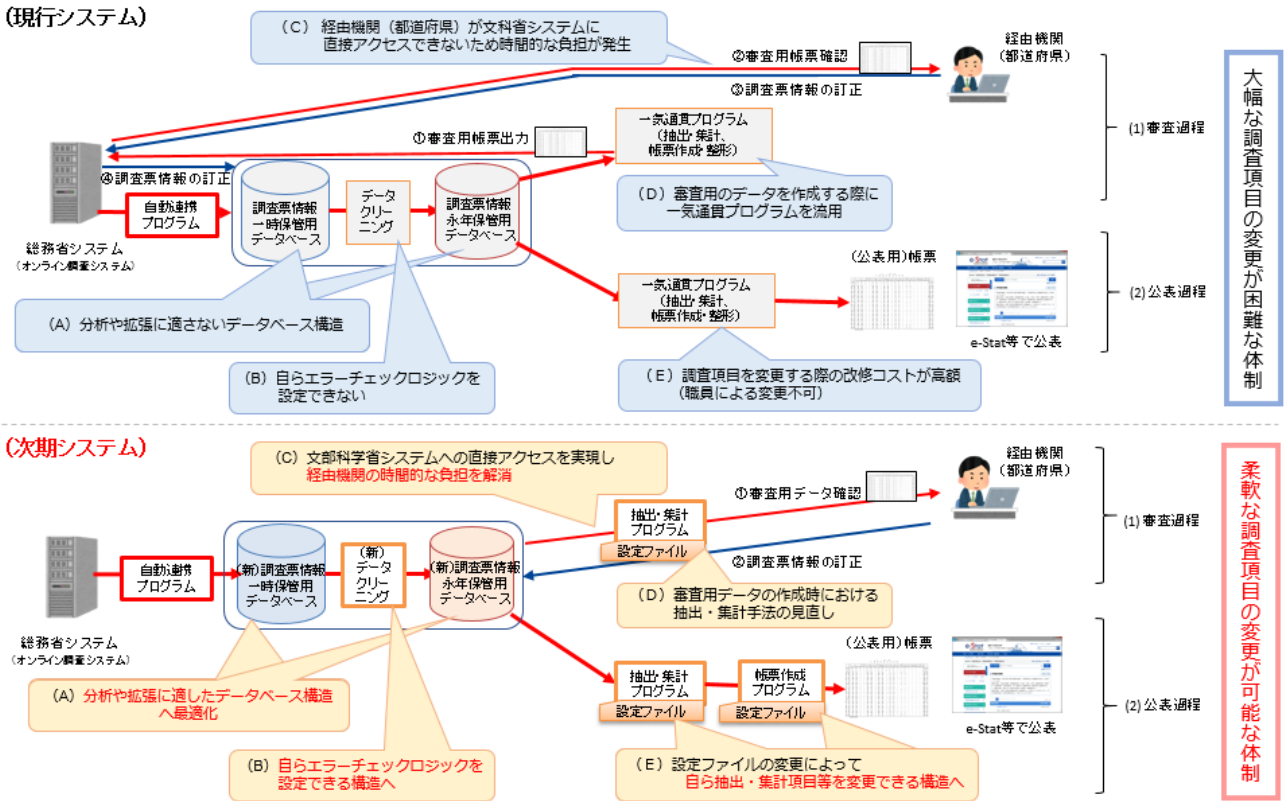
（※）学校基本調査の概要、システムの特徴については、重点審議関連資料（p86以降）を参照。

(2) 文部科学省が点検検証部会に提示した対応方針

点検検証部会の審議（令和元年6月13日。以下同じ。）において、文部科学省から上記の観点を踏まえ、「システムの設計を、運用面で柔軟な変更が出来ることを前提とする。実務上を考慮し、学校基本調査を円滑に実施するための諸条件（地方の審査の関与、短期間による実施等）も前提とする。」との対応方針が示された。

(現行システムと次期システムの対比について、図1参照。)

(図1) 現行システムと次期システムの対比

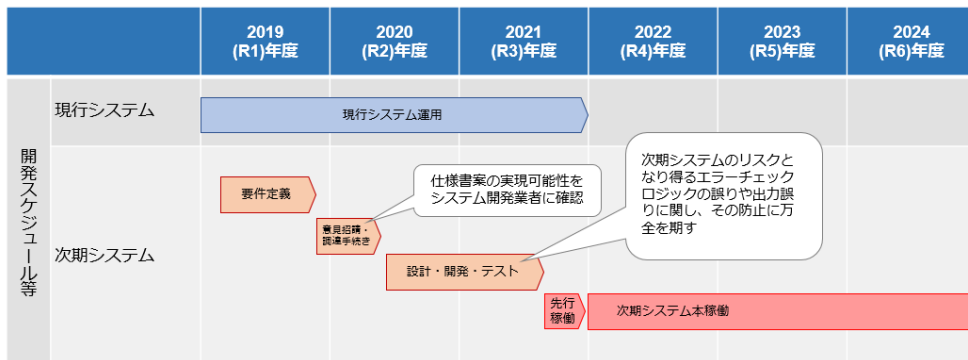


具体的な取組としては、令和元年度、データベース構造の見直しを含む設計変更における柔軟性の確保と、審査業務の際の都道府県のシステムへのアクセス改善に向けた次期システムを構築するため、要件定義を実施中である。令和2年度予算要求でシステム開発費を要求し、令和4年度から柔軟な調査項目変更に対応したシステムによる学校基本調査を実施する予定である（図2参照）。

(図2)

次期システムに向けたスケジュール

2022年度に実施する学校基本調査から柔軟な調査項目変更に対応した実査が可能（2021年調査までは、現行システムの改修にて対応予定）



※ 学校基本調査に係る次期システムへの移行を最優先にしつつ、順次他の調査も移行

3. 指摘事項

点検検証部会の審議等を通じて指摘された主な事項は以下のとおりである。

文部科学省においては、点検検証部会の指摘を踏まえ、データベース構造の問題を含め、次期システムにおいて、柔軟な調査項目の変更が可能な体制を実現することとしている。

(新システム構築にあたって優先すべき点)

- 次期システムでは、データベース構造の見直しを含む設計変更における柔軟性の確保と、審査業務の際の都道府県のシステムへのアクセス改善が達成されることを期待する。
- データベース構造の見直しに当たっては、従来の調査票の形式や複雑化した既存システムの構造にとらわれずに、そもそも、データベースの構造はどのようなものであるべきで、そのためにどのようなデータを取るべきかの分析を入念に行った上で、システム設計を行うこと。その際、新たな調査票項目を追加する際のデータベース拡張を行いやすくするなど、将来も見据えて適切な構造を設計することにも留意する必要がある。
- 新システム開発に向けた日程は極めてタイトなものとなっているが、日程を最優先にするあまりに長年引きずって利用し続けてきたシステムの硬直性について改善の機を逃がすことのないよう、的確に対応していく必要がある。

(体制の確保)

- 新システムの開発、運用に向け、民間事業者のプログラミング作業を理解し、管理し得る程度の専門性を持つ職員を継続的に配置するなど、適切な体制を構築することが必要である。
- この点を含め、文部科学省として、統計部門の職員について、「公的統計の総合的品質管理を目指して（建議）」（令和元年6月27日統計委員会）Ⅲ 1. のとおり計画的な職員の育成等を進めることが必要である。

(その他)

- 新システムの開発、運用に際しては、調査票や印刷物の様式への対応を重視するあまりにデータの一貫性や利活用の利便性を損なうことがないよう留意が必要である。また、データの入力時から正しく入力してもらうためのされるような工夫が品質向上には有用である。
- 中長期的には、行政記録の一層の活用等による合理化も検討していく必要がある。

重点審議結果

(プログラムミスによる統計数値の誤り発生防止について)

1. 重点審議のテーマ、選定理由

基幹統計及び一般統計調査に関する書面調査及び一斉点検において、民間事業者におけるプログラムミスが原因とされる統計数値の誤りの報告が多く、調査で見られ、課題としての共通性が高いと考えられることから、重点審議のテーマとして、「プログラムミスによる統計数値の誤り発生防止について」を選定した。審議においては、各府省への追加調査と、統計処理プログラムに関して豊富な経験を有する民間事業者及び独立行政法人統計センターへのヒアリングにより状況を確認し、発生を防止するための対策を検討することとした。これらを通じて、多くの府省において行われているプログラム開発の外注に関し、発注者としての課題や教訓を明らかにすることとした。なお、これらの点は、プログラムを内部開発する場合においても有用なものである。

2. 課題の概要

(1) 各府省への追加調査結果について

書面調査や一斉点検において、プログラムミスが原因と報告された結果数値訂正案件について、全府省を通じて、詳細を追加調査で確認したところ、民間事業者におけるプログラムミスが原因とされる事案が以下のとおり、14件確認(注1)された。

- 集計データの取込時に、プログラムの設定を誤ったために、一部データが正しく取得できなかったもの(1件)
- 集計データの作成時に、集計対象の範囲設定等を誤ったために、一部データが正しく集計されなかったもの(9件)
- 公表資料の作成時に、データ参照先設定を誤ったために、表内の一部結果数値が正しく表示されなかったもの(4件)

これらの事案について、民間事業者への作業指示の実態を確認したところ、指示が不十分で「0」と「空欄」、あるいは「<」と「≦」の取り違えが生じるなど、作業内容の記載が仕様書等がない、又は不十分であったことに起因すると考えられるものが14件中5件確認された。

また、作業内容は仕様書等で明確であったと考えられる9件のうち5件では、一次納品(仮納品)としての報告をさせて作業内容を確認していたが、前年度と比較して明確に誤りと判断できる数値ではないといった理由から、誤りを発見できなかった。仮納品の確認では、目視確認で判明するような明確なミスは防ぐことができて、一部の数値のみが誤っているという事案を防ぐには限界があるものと考えられる。

さらに、作業内容は仕様書等で明確であったと考えられる、これら9件のうち7件においては、プログラム作成時や変更時のテストデータを用いた検証が行われていなかった。テストデータを用いた検証を行っていたが誤りを防止できなかった残る2件については、長大な新規表に係る特殊な事案と改修箇所について重点的に検証した結果、従前

からのミスを見落とししたという事案であり、例外的なケースと考えられる。

(2) 民間事業者へのヒアリング結果について

一般社団法人日本マーケティング・リサーチ協会の公的統計基盤整備委員会に対し、民間事業者側の視点によるプログラムミスの発生要因や再発防止策等についてのヒアリングを実施したところ、以下の説明があった。

(プログラムミスの発生要因となる、曖昧な仕様書や指示書の事例)

- 疑義照会を実施する際の基準が仕様書等で明示されておらず、受注後に追加指示が発生した
- 数値箇所を区別して処理する際の条件が「以下」なのか「未満」なのかが不明確であった
- 前回と調査項目が変更になった際の統計表の作成について、「前回は例に作成すること」との曖昧な口頭指示であった

(再発防止に向けた受託者側からの要望)

- 仕様書等で費用や期間に係わる必須工程と規模を事前開示すること
- 仕様書等で集計やシステム開発における条件を記号や条件文等を用いて明確化すること
- 統計の連続性を担保するため、追加指示等の一定の様式における記録と後任者への共有等、前回情報の引継ぎを徹底すること

(その他)

- 民間事業者の仕様書等に関する理解不足やスキル不足などの要因は、総合評価落札方式をとることで、リスク軽減が可能となる

(3) 統計センターにおけるプログラムミス防止に向けた取組について

独立行政法人統計センターから、大規模案件におけるプログラムミス防止に向けた取組として、以下の説明があった。

- システムの企画・設計・開発等の集計準備段階において、開発依頼者と開発担当者間で集計基準書類(注2)に関する綿密な確認・打ち合わせ等を実施
- システム開発の各工程において、分析・設計の成果物やプログラムテストの確認結果等のドキュメントを作成し、レビューを実施
- 統計調査ごとに共通する機能は、汎用的なシステムを整備し、プログラム開発における誤り防止及び審査業務での誤り防止、並びに業務効率化を推進
- 集計・審査、公表後の各段階で発見されたミスについて、原因の分析を行い、各工程における手順、作成ドキュメント、チェック体制等の見直し・改善を実施するとともに、再発防止策を組織内で共有

(注1) 但し、プログラム外の人的ミスが明らかな事案(使用名簿の誤り、単純な入力ミス等)、結果数値に直接影響しない事案(集計表見出しの記載誤り等)、統計作成部局外の業務に係る事案(集計に用いる行政記録作成時の誤り)は除外した。

(注2) 調査票等の調査書類、標本設計資料・復元乗率算出方法、データチェックにおける基本方針(不詳とする場合の基準、発注者へ疑義照会とするエラーなど)、結果表様式等

(※)以上、「2.」の詳細については、重点審議関連資料(p91以降)を参照

3. 指摘事項

点検検証部会の審議（令和元年7月19日）及び部会後に委員から提出された意見においては、上記の追加調査結果及び民間事業者へのヒアリング結果、統計センターにおけるプログラムミス防止に向けた取組を確認した上で、主に、以下の指摘があった。

（仕様書や指示書等における作業内容記載の明確化・具体化）

- 発注者が委託内容の詳細について把握し、受注者に適切に伝達することが、当然必須であり、各府省はその自覚をもって対応する必要がある。
- プログラムミスの要因として、作業内容が仕様書等で事前に明らかでない、または不十分であったものが確認されたことから、再発防止策として、仕様書や指示書等による作業内容の明確化、具体化が必要である。その際、過去の調査データは貴重な判断材料であり、営業の秘密や個人情報保護等に抵触しない範囲で、提供する可能性を検討する必要がある。
- 受託事業者において、スケジュールや人員手配の設計が適切に行えるよう、仕様書において、費用や期間の算出に必要な情報（必須の業務と規模に関するデータ）を明示することが重要である。
- 契約後に提示される指示書等において、集計やシステム開発における処理内容や条件について、可能な限り、記号や条件文等を用いて明確に記述することが必要である。

（業務の的確な引継ぎによるノウハウの明確化・共有化）

- 業務開始時点で想定していなかった詳細な方針や追加判断等について、一定の様式で記録を残しておき、次回以降の調査の際にノウハウを明確化、共有化することは、ミスを防ぐ上で重要である。このことにより、突然の人事異動にも対応できるというメリットも得られる。
- 納品後の記録を作る際に、事業者との間で情報共有するという認識はこれまで薄かったと思われる。発注者側が引き継ぐべき注意事項を示すことで、次回以降の調査において効率的・効果的な対応が期待できる。

（プログラムテスト等による業務履行状況の確実なチェック）

- プログラムが正しいことを確実にするためには、できるだけ委託事業者にテストデータ等を用いた検証を行わせることが望ましい。その際、過去の調査データは貴重な判断材料であり、営業の秘密や個人情報保護等に抵触しない範囲で、個別識別情報を削除するなど必要な加工を施して、テストデータとして提供する可能性も検討する必要がある。
- 一方で、受注者側は、必ずしも個別の統計に関する特殊な知識等を有していないことから、データの意味を理解している発注者側において、検証結果をチェックすることは必須である。

（その他）

- 集計システム等が完成した後に追加作業が発生した場合、プログラムの書き直しの発生により、ミスを誘発するリスクがある。追加作業が発生した場合には、検証の

期間が十分でない場合も多いので、発注者と受注者の間で、スケジュール調整を綿密に行うことが必要である。

- 複数年契約は業務の質を高める上でメリットが大きい。あらかじめ3年継続すると分かっているならば、受注者側でシステムエンジニアをより多く投入するなど、コストをかけてしっかりとしたシステム開発ができる。

資料編

点検検証部会の開催経緯

平成31年2月19日（火） 第1回点検検証部会

- 議 題：（1）点検検証部会の運営について
（2）基幹統計の点検結果等について
（3）今後の進め方について

平成31年3月5日（火） 第2回点検検証部会

- 議 題：（1）基幹統計の点検結果の整理について
（2）基幹統計の予備審査（統一的審査）について
（3）今後の進め方について

※平成31年3月22日（金）から4月25日（木）まで、第1、第2ワーキンググループ会合を開催（別紙参照）

令和元年5月9日（木） 第3回点検検証部会

- 議 題：（1）基幹統計に関するワーキンググループでのヒアリングについて
（2）今後の進め方について

令和元年5月16日（木） 第4回点検検証部会

- 議 題：（1）基幹統計の一斉点検事案の影響度評価について
（2）一般統計調査の点検について
（3）第1次再発防止策素案について
（4）重点審議の対象について

令和元年5月23日（木） 第5回点検検証部会

- 議 題：（1）第1次再発防止策素案について
（2）重点審議の対象について
（3）今後の進め方について

令和元年6月13日（木） 第6回点検検証部会

- 議 題：（1）重点審議（学校基本調査（システム変更の柔軟性）について）
（2）重点審議（「プログラムミスによる統計数値の誤り発生の防止」
の審議の進め方について）
（3）第1次再発防止策（案）について

令和元年6月20日（木） 第7回点検検証部会

- 議 題：（1）重点審議（最低賃金実態調査について）
（2）第1次再発防止策（案）について

令和元年7月19日（金） 第8回点検検証部会

議 題：（1）重点審議（労務費率調査について）

（2）重点審議（プログラムミスによる統計数値の誤り発生の防止について）

（3）学校基本調査の重点審議結果について

令和元年7月29日（月） 第9回点検検証部会

議 題：（1）重点審議（毎月勤労統計調査について）

令和元年8月28日（水） 第10回点検検証部会

議 題：（1）重点審議（最低賃金に関する実態調査について）

（2）重点審議（毎月勤労統計調査について）

（3）「見える化状況検査」結果について

令和元年9月13日（金） 第11回点検検証部会

議 題：（1）重点審議結果について

令和元年9月27日（金） 第12回点検検証部会（書面による議事）

議 題：（1）重点審議結果について

(別紙)

(点検検証部会ワーキンググループ会合)
全ての基幹統計について、各府省からヒアリングを実施

・第1ワーキンググループ会合

平成31年3月27日(水) 第1回会合

- ・ヒアリングの進め方について
- ・国土交通省①(港湾統計、造船造機統計、鉄道車両等生産動態統計、船員労働統計、自動車輸送統計、内航船舶輸送統計)

平成31年4月3日(水) 第2回会合

- ・経済産業省①(工業統計、経済産業省生産動態統計、商業統計、商業動態統計、特定サービス産業実態統計、経済産業省特定業種石油等消費統計)

平成31年4月8日(月) 第3回会合

- ・文部科学省①(学校基本統計、学校教員統計、学校保健統計、社会教育統計)
- ・国土交通省②(建築着工統計、建設工事統計、法人土地・建物基本統計)

平成31年4月16日(火) 第4回会合

- ・厚生労働省①(国民生活基礎統計、人口動態統計、薬事工業生産動態統計)
- ・経済産業省②(経済産業省企業活動基本統計、石油製品需給動態統計、ガス事業生産動態統計)

平成31年4月25日(木) 第5回会合

- ・厚生労働省②(毎月勤労統計、賃金構造基本統計、医療施設統計、患者統計)

・第2ワーキンググループ会合

平成31年3月22日(金) 第1回会合

- ・ヒアリングの進め方について
- ・総務省①(全国消費実態統計、家計統計、小売物価統計、経済構造統計、科学技術研究統計、個人企業経済統計)

平成31年3月29日(金) 第2回会合

- ・財務省①(法人企業統計、民間給与実態統計)
- ・総務省②(国勢統計、住宅・土地統計、就業構造基本統計、社会生活基本統計、労働力統計)

平成31年4月5日(金) 第3回会合

- ・農林水産省①(農林業構造統計、漁業構造統計、農業経営統計、牛乳乳製品統計)

平成 31 年 4 月 12 日（金） 第 4 回会合

- ・ 農林水産省②（作物統計、木材統計、海面漁業生産統計）
- ・ 総務省③（地方公務員給与実態統計）

平成 31 年 4 月 19 日（金） 第 5 回会合

- ・ 加工統計（国民経済計算、産業連関表、人口推計、生命表、社会保障費用統計、鉱工業指数）

点検検証部会構成員名簿

	氏 名	現 職
部 会 長	河井 啓希	慶應義塾大学経済学部教授
部会長代理	西郷 浩	早稲田大学政治経済学術院教授
委 員	川崎 茂	日本大学経済学部特任教授
委 員	嶋崎 尚子	早稲田大学文学学術院教授
専門委員	大西 浩史	株式会社リアライズ代表取締役社長、 一般社団法人日本データマネジメント・コ ンソーシアム理事兼事務局長
専門委員	川口 大司	東京大学大学院経済学研究科教授
専門委員	篠 恭彦	一般社団法人日本能率協会審査登録セン ター専任審査員
専門委員	西 美幸	アビームコンサルティング株式会社 シニアマネージャー

(専門委員は 50 音順)

一斉点検で報告のあった調査等の影響度評価

影響度区分	基幹統計調査	一般統計調査
IV 数値の誤り (利用上重大な影響)	1 調査 (毎月勤労統計調査)	—
III 数値の誤り (利用上重大な影響なし)	2 調査 (建設工事統計調査、小売物価統計調査)	1 6 調査 (最低賃金に関する実態調査、労務費率調査、通信利用動向調査、学術情報基盤実態調査、大学等におけるフルタイム換算データに関する調査、雇用動向調査、雇用の構造に関する実態調査、労使関係総合調査、障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査、食肉検査等情報還元調査、賃金引上げ等の実態に関する調査、森林組合一斉調査、特用林産物生産統計調査、全国貨物純流動調査、水害統計調査、環境にやさしい企業行動調査)
I ～ II 数値の誤りなし	1 調査 (注1)	1 1 調査 (注2)
	2 0 調査 手続上の問題のみ	1 3 0 調査

(注1) 賃金構造基本統計調査 (注2) このうち2 調査は影響度Ⅲの1 6 調査と重複計上

※レベルIとIIはいずれも数値誤りがない場合で、これを厳密に区分する意味は大きくないことから、今回は「I又はII」「Ⅲ」「Ⅳ」の3区分で評価

影響度による区分

- I 数値の誤りも利用上の支障も生じない場合
- II 数値の誤りは生じていないが、利用上の支障を来す場合
- III 利用上重大な影響は生じないと考えられる数値の誤り
- IV 利用上重大な影響が生じると考えられる数値の誤り

※「利用上重大な影響」とは、数値の誤りが発生した箇所が、

- ・ SNA、QEその他重要な統計を作成する際の主要な材料
- ・ 国が交付する給付金等の金額の算定根拠
- ・ 重要な政策の立案・実施の根拠
- ・ 民間企業等の重大な意思決定の根拠

として 直接的に用いられている場合（参考資料にとどまる場合は除く）
で、誤りの内容がそれらの作成・決定内容に影響（軽微な場合は除く）
を及ぼす可能性があると思われる場合

基幹統計の点検結果の整理について

令和元年5月16日
第4回点検検証部会資料

影響度による区分

- I 数値の誤りも利用上の支障も生じない
- II 数値の誤りは生じていないが、利用上の支障を来す
- III 利用上重大な影響は生じないと考えられる数値の誤り
- IV 利用上重大な影響が生じると考えられる数値の誤り

※「利用上重大な影響」とは、数値の誤りが発生した箇所が、

- ・SNA、QEその他重要な統計を作成する際の主要な材料
- ・国が交付する給付金等の金額の算定根拠
- ・重要な政策の立案・実施の根拠
- ・民間企業等の重大な意思決定の根拠

として直接的に用いられている場合(参考資料にとどまる場合は除く)で、誤りの内容がそれらの作成・決定内容に影響を及ぼす可能性があると思われる場合

○結果数値の訂正が必要なもの

府省名	統計名	事案の概要	影響度	影響の内容	対応方針又は対応状況
国土交通省	建設工事統計	事業者からの報告内容に誤記載があり、実態より大きい値で公表	III	・内閣府が公表する「月例経済報告」では、本調査の「受注高」が利用されているが、修正が発生した項目は利用していない ・外部からの本数値の使用を目的としたデータ提供依頼はない ・内閣府の「国民経済計算」においても影響がないことを確認	・平成31年1月24日及び2月20日に修正値について公表済

○計画上の集計事項の中に集計・公表されていないものがある

府省名	統計名	事案の概要	影響度	影響の内容	対応方針又は対応状況
総務省	住宅・土地統計	調査計画の集計事項一覧に、集計予定のない事項を誤って記載していたため、当該事項について集計及び公表を行っていない	I 又は II	調査計画から集計予定のない事項を除く変更申請手続が行われていなかった事案であり、利用上の支障は生じない	統括官室へ相談の上、総務大臣への変更申請手続等必要な作業を実施する
総務省	経済構造統計	調査計画の集計事項一覧に、集計予定のない事項を誤って記載していたため、当該事項について集計及び公表を行っていない	I 又は II	調査計画から集計予定のない事項を除く変更申請手続が行われていなかった事案であり、利用上の支障は生じない	統括官室へ相談の上、総務大臣への変更申請手続等必要な作業を実施する
総務省	全国消費実態統計	①調査計画の集計事項一覧に、集計予定のない事項を誤って記載していたため、当該事項について集計及び公表を行っていない ②調査の結果サンプル数が少なく結果精度の面から集計・公表に適さないと判断したため、集計及び公表を行っていない	I 又は II	①調査計画から集計予定のない事項を除く変更申請手続が行われていなかった事案であり、利用上の支障は生じない ②調査の結果、結果精度の面から集計・公表に適さないと判断したものを除く処理をしたものであり、利用上の支障は生じない	統括官室へ相談の上、総務大臣への変更申請手続等必要な作業を実施する
財務省	法人企業統計	年次別調査において、平成20年度から平成29年度までの「損害保険業」の「配当率」、「配当性向」、「内部留保率」が掲載漏れ	I 又は II	・左記の3つの比率は、既に公表している「損害保険業」に係る「配当金」、「資本金(期首・期末平均)」等から算出可能 ・掲載が漏れていた事項をe-Statへ追加的に掲載するという事案であり、遡及改定等の修正が必要となるものではなく、既存のデータに対する影響はない	掲載漏れとなっていたデータについて、平成31年1月24日に財務省HPに掲載済e-Statへは1月29日に掲載済
文部科学省	学校教員統計	1. 「給料月額別職名別教員構成」を特別支援学校全体のみ集計し、公表していたが、障害種別には集計、公表していなかった	I 又は II	1. 特別支援学校の障害種別に係る集計結果の掲載漏れによって影響が生じたという事案は特段認められず、当該事項に係る調査票情報の提供申請もなかった	1. 集計の上、e-Statに掲載済
		2. 「短期大学」・「高等専門学校」における、「年齢区分別 専門分野別 本務教員の自校出身者の占める比率」について、刊行物には掲載していなかった	I 又は II	2. 刊行物への掲載が漏れていたものであるが、もともと調査計画で集計事項本体と閲覧公表(インターネットのみに掲載)の両方同じ事項を記載していたもの	2. 刊行物への掲載の必要性を再検討しつつ、今後は調査計画に沿った掲載を行う
厚生労働省	毎月勤労統計	調査計画上集計・公表することとしていた「産業、規模及び一人平均きまって支給する給与階級別事業所数」を公表せず、「事業所割合」で公表	I 又は II	報告のあった事業所が特定される可能性があるため、秘匿性確保の観点から「数」ではなく「割合」に変更したもの	秘匿処理の方法を検討の上、公表する

府省名	統計名	事案の概要	影響度	影響の内容	対応方針又は対応状況
国土交通省	建築着工統計	「用途別、構造別、大都市別表」等において、計画上の集計事項の集計を行っていなかった	I 又は II	当該事項の集計に必要なデータは、集計したとしても建築物の特定を行いやすく、公表の際には相当の秘匿処理を必要とする可能性があることから、公表することが必ずしも統計利用者の利便に資するとは限らない	当該集計表の必要性について検討
国土交通省	鉄道車両等生産動態統計	調査計画上、集計することとなっている車種別「改造」、「修理」の区分の合計である「鉄道車両（改造・修理）車種別総計」を、年報において作成していなかった	I 又は II	平成21年度より改造・修理についてのみ月次調査から四半期調査に変更したことにより、四半期報における必要な統計表として、新たに「鉄道車両（改造・修理）車種別総計」の作成を始めたが、年報においては従来通り「鉄道車両（改造・修理）車種別総計」の作成を行っていなかった。	平成31年2月14日公表済
経済産業省	経済産業省企業活動基本統計	平成25年に調査計画を変更した際、統計は最新の集計表で作成したが、35の集計表のうち1表については、過去の内容で変更申請を行ったため、調査計画内の1表が最新の内容でなくなっていた	I 又は II	調査計画中の表章様式の誤記載箇所を修正する変更申請手続きが行われていなかった事案であり、利用上の支障は生じない	平成29年6月に調査計画を変更し、現在は最新の内容となっている

○都道府県における抽出作業の手順が、国が示した手順と細部において相違したものの

府省名	統計名	事案の概要	影響度	影響の内容	対応方針又は対応状況
国土交通省	建築着工統計	一部の都道府県における抽出作業の手順が、国土交通省が示している手順と細部において相違していた（抽出の発出番号や抽出間隔が異なる等）	I 又は II	一部の都道府県（4県）において無作為抽出手順の細部が相違していたものであり、利用上の支障は生じない	当該都道府県に対して改めて適切な手順で抽出するよう指示

○その他手続等の問題があるもの（計画変更手続の未実施）

府省名	統計名	事案の概要	影響度	影響の内容	対応方針又は対応状況
経済産業省	商業動態統計	標本抽出に用いる母集団名簿を平成24年時点から平成26年時点の最新のものに更新したが、総務大臣への変更申請手続きが行われていなかった	I 又は II	調査自体は適切に行われたが手続が漏れていた事案であり、利用上の支障は生じない	・調査計画上に記載されている母集団と実際に利用している母集団は異なることを当該統計調査のHPに注記 ・調査計画上の母集団の記載を変更する申請手続きを早急に行う（総務省と相談中）

○その他手続等の問題があるもの（告示が未修正）

府省名	統計名	事案の概要	影響度	影響の内容	対応方針又は対応状況
国土交通省	建築着工統計	調査計画通りに調査は実施されたが、標本抽出方法を示す告示において、必要な修正が行われていなかった	I 又は II	調査自体は適切に行われたが告示が修正されていなかった事案であり、利用上の支障は生じない	「公的統計の整備に関する基本的な計画」に基づき標本設計の変更を検討中であり、その結果を踏まえ対応

○その他手続等の問題があるもの（公表期日の遅延）

府省名	統計名	事案の概要	影響度	影響の内容	対応方針又は対応状況
文部科学省	学校教員統計	調査結果の公表が、調査計画上の公表期日から約2か月遅延	I 又は II	過去調査4回分（平成19年度調査以降）の調査の公表日を確認したところ、中間報告において断続的に発生。確報は遅延なし。（※3年に1回調査を実施）	調査計画記載の公表期日通り公表する
文部科学省	社会教育統計	調査結果の公表が、調査計画上の公表期日から約3か月遅延	I 又は II	過去調査4回分（平成17年度調査以降）の調査の公表日を確認したところ、中間報告において断続的に発生。確報は遅延なし。（※3年に1回調査を実施）	調査計画記載の公表期日通り公表する

府省名	統計名	事案の概要	影響度	影響の内容	対応方針又は対応状況
厚生労働省	薬事工業生産動態統計	調査結果の公表が、調査計画上の公表期日から 月報（平成30年1月）で約6か月の遅延 年報（平成28年）で約9か月の遅延	I 又は II	年報は平成26年以降、遅延、月報は平成21年以降、遅延 ※年報は平成22年分以降、月報は平成21年分以降の調査の公表日を確認 昨年、公表の遅延改善等を目的として、調査のオンライン化など調査方法を変更。 （平成30年1月総務省承認、平成31年1月から実施済）	・調査客体を集約し、調査票収集を迅速化 ・紙・電磁的記録媒体・オンラインのいずれで報告しても可としていたが、原則オンライン報告とし、エラーチェック機能を拡充することにより、データ精査に要する期間を大幅に短縮 ・紙調査票のデータ入力に要していた時間の短縮
厚生労働省	医療施設統計	調査結果の公表が、調査計画上の公表期日から 静態調査で約2か月の遅延（平成29年調査）	I 又は II	静態調査は平成23年以降、遅延 ※動態調査（平成30年10月分）については、遅延なし	調査計画（公表の期日等）等の見直し
厚生労働省	患者統計	調査結果の公表が、調査計画上の公表期日から2か月遅延（平成26年調査）	I 又は II	平成23年以降、遅延	調査計画（公表の期日等）等の見直し
農林水産省	牛乳乳製品統計	調査結果の公表が、調査計画上の公表期日から確報が出ている平成29年の公表の調査でみると、1～2日の遅延	I 又は II	平成18年以降、遅延	公表実態に合った期限に改めるべく、調査計画の変更を申請 総務省統計委員会の点検検証部会での再発防止、統計の品質向上等を目指した検証作業に積極的に協力
農林水産省	農業経営統計	調査結果の公表が、調査計画上の公表期日から確報が出ている平成29年度の公表の調査で見ると、22調査区分のうち12調査区分について調査計画上の公表期日より1～5か月程度の遅延	I 又は II	平成16年以降、遅延	公表実態に合った期限に改めるべく、調査計画の変更を申請 総務省統計委員会の点検検証部会での再発防止、統計の品質向上等を目指した検証作業に積極的に協力
経済産業省	経済産業省企業活動基本統計	平成29年速報について、平成30年1月中に公表する予定であったが、公表準備中に調査対象企業の報告値に誤りがあることが判明したため、公表日が2日遅延	I 又は II	速報の公表が2日遅れ（単発の事象）	平成30年2月2日に公表 なお、平成30年速報については、平成31年1月24日に公表している
国土交通省	建築着工統計	調査結果の公表が、調査計画上の公表期日から約6か月遅延	I 又は II	確認できるのは 昭和45年分以降（補正調査結果） ※建築物着工統計等については遅延なし	公表期日の見直し
国土交通省	自動車輸送統計	調査結果の公表が、調査計画上の公表期日から約3か月遅延	I 又は II	確認できるのは 平成6年4月分以降（月報）	公表期日の見直し
国土交通省	港湾統計	調査結果の公表が、調査計画上の公表期日から ・月報で約8か月遅延 ・年報で約1か月遅延	I 又は II	確認できるのは 平成元年1月分以降（月報） 平成28年分以降（年報）	公表期日の見直し
国土交通省	造船造機統計	調査結果の公表が、調査計画上の公表期日から ・月報で約1か月遅延 ・四半期報で約1か月遅延	I 又は II	確認できるのは 昭和46年1月分以降（月報） 平成21年第2四半期分以降（四半期報）	公表期日の見直し
国土交通省	鉄道車両等生産動態統計	調査結果の公表が、調査計画上の公表期日から ・四半期報で約1か月遅延 ・年報で約1か月遅延	I 又は II	確認できるのは 平成21年度第1四半期分以降（四半期報） 平成28年度分以降（年報）	申請どおり公表の方針 ・丁寧な督促を鋭意実施したことにより、公表期日からの遅延が14日に縮小したことから、引き続き、調査計画どおりの公表に向け、鋭意督促を行っていく
国土交通省	法人土地・建物基本統計	調査結果の公表が、調査計画上の公表期日から ・速報で約1か月遅延 ・確報で約3か月遅延	I 又は II	平成20年、25年調査結果公表分	申請どおり公表の方針 ・調査票回収、回答内容の審査等の各業務を前倒しで行うとともに、調査結果の審査等を合理化する

○その他手続等の問題があるもの（公表方法の変更）

府省名	統計名	事案の概要	影響度	影響の内容	対応方針又は対応状況
経済産業省	ガス事業生産動態統計	計画上は、統計データを資源エネルギー庁ホームページ及びe-Stat掲載することとしていたが、資源エネルギー庁ホームページには全データを掲載していたものの、e-Statには月報のみの掲載となっていた	I 又は II	四半期結果の集計表のみ、e-statへの掲載がされていなかったものであり、資源エネルギー庁ホームページでの公表はされている	判明後、直ちにe-Statにも全データを掲載
国土交通省	自動車輸送統計	計画上の公表方法（インターネット、印刷物）のうち、実施していないものがある	I 又は II	月報をインターネット及び印刷物で公表するとしていたところ、印刷物のみ未実施	・印刷物での公表を行っていないことを当該統計調査のHPに注記 ・計画を変更し、月報の印刷を廃止する
国土交通省	港湾統計	計画上の公表方法（インターネット、印刷物）のうち、実施していないものがある	I 又は II	月報をインターネット及び印刷物で公表するとしていたところ、印刷物のみ未実施	・印刷物での公表を行っていないことを当該統計調査のHPに注記 ・計画を変更し、月報の印刷を廃止する
国土交通省	造船造船機統計	計画上の公表方法（インターネット、印刷物）のうち、実施していないものがある	I 又は II	月報及び四半期報をインターネット及び印刷物で公表するとしていたところ、印刷物のみ未実施	・印刷物での公表を行っていないことを当該統計調査のHPに注記 ・計画を変更し、月報の印刷を廃止する

厚生労働省追加報告（賃金構造基本統計）

府省名	統計名	事案の概要	影響度	影響の内容	対応方針又は対応状況
厚生労働省	賃金構造基本統計	調査票の配布・回収方法 総務大臣の承認を受けた調査計画では、「調査員調査」で行うとされているが、実際には配布・回収ともにほぼ全ての事業所について「郵送調査」により実施されていた。	I 又は II	・いつから郵送調査の導入を開始したのか特定できず、調査方法の変更による調査結果への影響についての判断は困難だが、最近の回収率は70%台で安定的に推移しており、平成30年度で72.4% ・標準誤差率をみても、目標精度は概ね達成できている（労働者数の少ない一部の層を除く）	・調査精度の確保・向上及び調査の効率的実施の観点から、郵送調査を原則とする一方、一括調査方式の導入等を実施。一括調査方式においては、電子媒体による調査票提出も可能とするよう措置 ・複数の調査方法による回収状況や督促履歴を厚生労働本省と都道府県労働局との間でオンタイムで管理・共有する方策を導入 ・結果公表に当たり、これまでの調査方法について調査計画との相違が生じていたことや、回収率の推移等、結果利用上参考となる情報提供を充実
		報告を求める期間 調査計画で定めた期間よりも、短い提出期限を報告者に通知している例があった。	I 又は II	・結果数値に影響の出る事案ではないが、調査計画では、「調査票を調査実施年の7月31日までに、都道府県労働局長に提出する」としていたが、これよりも早い提出期限を定めた例があった。	・提出期限を7月31日と明記した上で、厚生労働省から一括して調査票を配布し、統一する
		調査対象の範囲 調査計画では、調査対象範囲に日本標準産業分類による「宿泊業、飲食サービス業」を含めていたが、実際の調査では、そのうち産業小分類766「バー、キャバレー、ナイトクラブ」については、抽出の母集団から除外し、調査対象としていなかった。	I 又は II	・いつから除外を開始したのか特定できず、調査対象除外としたことによる調査結果への影響についての判断は困難だが、バー、キャバレー等の労働者数が占める割合から見ると、除外によって結果に大きな影響を及ぼすことはないと考えられる（宿泊業、飲食サービス業に占めるバー、キャバレー等の労働者数の割合：2.2%）	・令和元年調査においては「バー、キャバレー、ナイトクラブ」を調査対象に含めて実施 ・結果公表に当たっては、統計利用者に対する丁寧な情報提供を実施
		集計事項 調査計画では、集計することとされている事項のうち、「企業規模5～9人」について、集計結果は存在するものの統計表を公表していないもの（（1）①ア（ケ）職種、年齢階級別所定内給与額等、（シ）初任給額等）、集計していないもの（（1）①ア（オ）標準労働者の特定年齢別所定内給与額分布、（ス）初任給額の分布）があった。	I 又は II	・集計結果を公表していなかった事案であり、統計の利用において影響のある事案ではないが、調査計画を変更するなどの判断が行われていないまま保留されていたもの。 ・主要な統計表については、企業規模5～9人についても公表されており、これら未公表等の集計表に関する問い合わせ等もこれまでなかったことから、未公表であったことによる大きな影響はないと考えられる。	・過去の調査分に関しては、統計的な見地から集計結果を精査した上で、必要な対応を検討するとともに、職種等を見直すことが予定されている2020年調査の調査計画の変更の中での対応も含めて、適切な対応を検討中。

点検対象外の事案

府省名	統計名	事案の概要	影響度	影響の内容	対応方針又は対応状況
総務省	小売物価統計	大阪府知事任命の（大阪市、枚方市及び東大阪市の）統計調査員が不適切な調査事務を行っていたため、該当品目の平均価格に修正が発生	Ⅲ	<ul style="list-style-type: none"> ・不適切な事務処理があったのは、全国約21万の価格データのうちの約180価格（価格の訂正を行ったのは、約50価格） ・本調査結果を用いている消費者物価指数の公表済数値に影響なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成31年1月31日に全都道府県に対して注意喚起の文書を発出 ・大阪市、枚方市及び東大阪市の該当品目に係る遡及集計を行い、平成31年2月22日に遡及集計結果及び正誤表を公表

一般統計調査の点検について

一般統計調査^(232調査)に関する点検について

各府省から報告があったものを「影響度の区分(5月9日点検検証部会)」(資料1-1)に照らして整理すれば、以下のとおり

1. 影響度区分Ⅳ(利用上重大な影響が生じると考えられる数値の誤り) 該当なし

2. 影響度区分Ⅲ(利用上重大な影響は生じないと考えられる数値の誤り) 16調査(うち14調査は訂正結果公表済)【2・3ページ参照】

①一部の集計表において必要な復元推計を行っていなかった(2調査) → 再発防止の観点から点検検証部会で確認が必要

②報告者の誤記入、受託業者のミス、プログラム設計ミス等による結果数値の誤り(14調査) → 訂正未実施の調査は速やかに訂正・公表

※当該箇所は、SNA、給付等に直接使用されるものではないこと等から、重大な影響は生じないと考えられる。

3. 影響度区分Ⅰ～Ⅱ(数値の誤りは生じていない)と考えられるが、結果精度への影響の観点から確認が必要 11調査【4・5ページ参照】

1)調査対象の範囲(4調査)

調査対象から一部の業種を除外
例「バー、キャバレー、ナイトクラブ」、「自動販売機」

2)抽出方法等(5調査)

全数調査を標本調査にて実施、
少ない調査対象数で実施 等

3)調査方法(2調査)

調査員調査の全部又は一部を
郵送調査にて実施

→ ①結果精度への影響について、点検検証部会において確認が必要、②調査計画どおり実施又はユーザーニーズ等を踏まえた上で調査計画の見直し。

※その他結果数値に影響のない手続上の問題のみの調査(130調査)【影響度区分Ⅰ～Ⅱ】

公表遅延(81調査)

・調査票の回収遅れに伴う
公表期日の遅れ 等

調査方法、調査組織(8調査)

・郵送ではなくオンラインで実施、
一部地方支部局を経由せず実施

集計事項(50調査)

・不要な事項を調査計画に
記載、集計済事項を未公
表 等

公表方法(10調査)

・自省HP記載済であるものの、
e-Statへの掲載漏れ 等

調査期間、提出期限、基準
日等(40調査)

・配布時期や回収時期の
遅れ 等

報告事項(5調査)

・新たに生じたニーズに合わせ
た調査事項の追加 等

抽出方法等(31調査)

・母集団名簿の最新情報
への更新 等

その他(4調査)

・日本標準産業分類以外に独
自分類を用いて集計 等

→ ①担当府省において調査計画どおり実施又はユーザーニーズ等を踏まえた上で調査計画の見直し。総務省において審査、フォローアップを実施のうえ、部会に報告
②統計法に基づく調査計画の承認事項の見直しについても検討

※各省からの報告総数155調査(重複計上があるため、上記の合計と一致しない)

点検結果：結果数値の訂正を伴うもの

○復元推計を行っていない調査(2調査)

統計調査名	事案の概要	対応
最低賃金に関する実態調査(厚生労働省)	・賃金改定状況調査のうち、一部の集計表(産業別の賃金引上げ・引下げ実施事業所の割合等)で復元を行っていない。 ※最低賃金は本調査のほか様々なデータ、要素を総合的に勘案して最低賃金審議会において審議し、決定及び改正等がなされていることから、最低賃金の水準に影響はない(中央最低賃金審議会においてもその点は了承されている。)	5月14日の中央最低賃金審議会に報告済 同日、復元推計した集計値を公表済
労務費率調査(厚生労働省)	・労務費率調査の統計表のうち、①「労務費率に係る統計表」については復元処理を適切に行っていた。しかし、②「下請事業者数別構成割合」、③「確定保険料額別構成割合」及び④「延労働者数別構成割合」については、集計作業時のチェックが不足していたことにより復元処理が行われていなかった。 ※統計表のうち、①「労務費率に係る統計表」に限り、労務費率(建設業における請負の場合の労災保険料の算定に使用される。)の改定の基礎資料として施策の企画・立案に活用しているが、それ以外の②～④の3表は、政策立案、予算積算、他の指標のいずれについても活用されていない。	平成31年4月26日付で正誤情報を公表済

2

点検結果：結果数値の訂正を伴うもの

○その他の結果数値訂正が必要な調査(14調査)

統計調査名	事案の概要 ※利活用への影響は「影響度の区分」(資料1-1)に照らして記載	正誤公表
通信利用動向調査(総務省)	請負事業者のプログラムミスにより、全143表のうち1表の一部項目を訂正(「導入しているIoTのシステムやサービス」を訂正)。SNA・QEの利用項目ではなく、利用上重大な影響は生じないと考えられる。	H31.3.29
学術情報基盤実態調査(文部科学省)	調査システムの構築を委託した事業者のプログラムミスにより、全65表のうち2表の一部項目を訂正。主に省内で施策立案の参考に用いられる資料であり利用上重大な影響は生じないと考えられる。	R1.5.15
大学等におけるフルタイム換算データに関する調査(〃)	委託事業者のプログラムミスにより、全42表のうち2表の一部項目を訂正(研究資金の金額に係る項目)。他の統計調査や業務等への影響は確認されておらず利用上重大な影響は生じないと考えられる。	H31.4.8
雇用動向調査(厚生労働省)	復元推計作業に毎月勤労統計調査のデータを用いているため再集計が必要。施策の参考資料として用いるものであり施策決定の根拠として直接的に用いられてはいないため、利用上重大な影響は生じないと考えられる。	再集計中 H31.3.29 【一部公表済】
雇用の構造に関する実態調査(〃)	同上	再集計中 H31.3.29 【一部公表済】
労使関係総合調査(〃)	同上	H31.3.15
障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査(〃)	委託事業者のプログラムミスにより、全191表のうち6表の一部項目を訂正。取得事業所が少ない(1%未満)の個別加算に関する結果表で、会議等でも活用していないため利用上重大な影響は生じないと考えられる。	H31.4.26
食肉検査等情報還元調査(〃)	報告者(地方自治体)からの報告誤り及び職員による集計誤りにより、全15表のうち1表の一部項目を訂正。疾病発生数のわずかな訂正であり施策等への利用上重大な影響は生じないと考えられる。	H31.4.26
賃金引上げ等の実態に関する調査(〃)	全127表(e-Stat)中の1表について、報告書掲載統計表の数値誤り。(他調査の利用項目ではないため、利用上重大な影響は生じないと考えられる。)	H31.3.7
森林組合一斉調査(農林水産省)	調査対象の報告誤りにより、全149表のうち1表の一部項目を訂正(森林経営計画の件数)。監督指針等の森林組合制度の見直し等の基礎資料に用いているが、利用上重大な影響は生じないと考えられる。	H31.2.18
特用林産物生産統計調査(〃)	報告者(地方自治体)からの報告誤りにより、全173表のうち57表の一部項目を訂正。SNAに一部項目(竹材、木炭の生産量)が使われているが、わずかな訂正(竹材1,197→1,196千束、木炭15,942→15,941トン等)であることからSNAの結果数値に影響を及ぼすものではなく、他の施策等へも利用上重大な影響は生じないと考えられる。	H31.4.18
全国貨物純流動調査(国土交通省)	委託事業者のプログラムミスにより、全152表のうち4表の一部項目を訂正。訂正した集計表については、その他の統計の作成の際に利用されていないこと、施策等の根拠として用いられていないことから、利用上重大な影響は生じないと考えられる。	R1.5.15
水害統計調査(〃)	報告者(地方自治体)からの報告誤りにより、単年の被害を示す全44図表のうち29図表の一部項目を訂正。水害統計は、治水計画の検討にあたり過去の被害の実績を表す参考的な情報として利用されるものであること、年間被害額における0.15%程度の訂正であることから、利用上重大な影響は生じないと考えられる。	H31.4.26
環境にやさしい企業行動調査(環境省)	委託事業者の編集作業の誤り(貼り付け作業のミス等)により、詳細版全154表のうち2表、概要版全36表のうち5表を訂正。他の調査等への利活用事例は確認されておらず、利用上重大な影響は生じないと考えられる。	H31.4.16

3

点検結果:結果精度への影響について確認を要する調査

事案の概要及び統計調査名				
1)調査計画に記載した調査対象の一部を調査していない(4調査)	i)飲食サービス業等のうち「バー、キャバレー、ナイトクラブ」を調査せず	統計調査名	事案概要	影響等
		賃金構造基本統計調査試験調査(厚生労働省)	飲食サービス業等のうち「バー、キャバレー、ナイトクラブ」を調査せず。	賃金構造基本統計調査試験調査は、本体調査の基礎資料を得るための1回限りの調査。本体調査において対応予定。
雇用動向調査(厚生労働省)		同上	「バー、キャバレー、ナイトクラブ」の常用労働者数は、雇用動向調査の調査対象産業の事業所では全体の0.3%であり、結果全体に与える影響はほとんどないと考えられる。	
	ii)小売業等のうち「自動販売機による小売業」等を調査せず	労使関係総合調査(厚生労働省)	労使関係総合調査については、上記に加え、生活関連サービス業等のうち「家事サービス業」、サービス事業等のうち「外国公務」も除外。	「バー、キャバレー、ナイトクラブ」の常用労働者数は、労使関係総合調査の調査対象産業の事業所では全体の0.1%であり、結果に与える影響はほとんどないと考えられる。 「家事サービス業」及び「外国公務」は計画上に除外する旨明記してはなかったが、調査の性格上、元々対象外としているものであり、調査対象の母集団からも除外している。
		中小企業実態基本調査(経済産業省)	小売業等のうち「自動販売機による小売業」、宿泊業等のうち「その他の宿泊業」(例:学生寮)、娯楽業等のうち「競輪・競馬等の競走場、競技団」(例:きゅう舎)を除外して調査を実施。	・除外した小分類の企業数が大分類の企業全体に占める割合は0.2~0.3%と極めて小さく、結果に与える影響は軽微と考えられる。 ・内閣府の「国民経済計算」において、本調査結果の一部が使用されているが、当該の小分類を母集団から除外した業種に係る部分は使用されていない。また、本事業に関する調査結果を、法令・予算・税等の設計に活用しているものは、確認した限り存在しない。
2)調査計画よりも標本数減少等につながる対応(5調査)	i)調査客数が計画より多かったため全数調査ではなく標本調査を実施	保険医療材料等使用状況調査(厚生労働省)	・放射線治療施設を有し、かつ一般病床が200床以上の一般病院について、約1,000施設(全数)との計画に対し、最新の母集団が1,361施設であったため無作為抽出した1,000施設への標本調査を実施。 ・最新状況が平成27年である「医療施設調査の結果を元に作成する名簿」ではなく、平成29年の情報を得られる「保険医療機関等管理システム」を母集団名簿として活用していた。	・医療材料の使用状況及び実勢価格を把握し、診療報酬改定の基礎資料を得ることを目的とする調査。医療材料の使用状況、実勢価格について同一の抽出率で抽出された割合や平均のみの調査であるため、復元は不要。 ・「保険医療機関等管理システム」と「医療施設等調査の結果を元に作成する名簿」とは、実質的に同じ範囲の対象(在宅診療を比較的多く実施している一般診療所)をカバーしていることが確認されており、名簿を変更しても、補足率の点で問題は無い。
		生活状況に関する調査(内閣府)	母集団名簿について、「住民基本台帳によるH30.1.1現在の人口」により作成するとしていたが、委託事業者のシステムへのデータ入力の実査までに間に合わないことから「H29.1.1現在の人口」により作成。	層別の標本配分に使用する情報であり、集計にも同じものが用いられているので、推計の欠陥や偏りを生じるものではない。
	ii)計画上の母集団情報よりもバージョンの古いものを使った	青少年のインターネット利用環境実態調査(内閣府)	調査地点の選定にあたり、調査計画では「平成27年国勢調査時に設定された調査区」を用いていたが、委託事業者のシステムへのデータ入力の実査までに間に合わないことから「平成22年国勢調査時に設定された調査区」を使用していた。	層別の配分に使用する情報であり、集計にも同じものが用いられているので、推計の欠陥や偏りを生じるものではない。

4

点検結果:結果精度への影響について確認を要する調査(前頁続き)

事案の概要及び統計調査名				
2)調査計画よりも標本数減少等につながる対応(5調査)	iii)調査客数が計画よりも減少	特定作物統計調査(農林水産省)	2017年調査から調査計画を変更した際、一物品目について、変更前の調査計画の標本数で調査したことにより調査客数減少(約970→843)	平成29年度調査結果については、①平成28年度調査では適正とされていた調査方法に基づくものであること、②十分な精度が得られており、政策への影響が生じていないことから、公表結果を訂正する必要はないと考えられる。
		生コンクリート流通統計調査(経済産業省)	平成29年度調査において、調査計画に基づき一定規模以上の生産量を持つ事業者は全数を対象とすべきところ、事前の確認にて、生産量が一定未満又は廃業済等のものは調査対象外と認識していたが、73件が事後的に調査対象(一定の生産量がある)と判明。結果として2473件中73件が未送付となった。	・計画通りに全数調査を実施した平成30年度調査の状況を踏まえ、回答が得られた事業者の生産能力に異別の稼働率をかけた推定出荷量を算出した結果と平成29年度調査合計出荷数量実績と比較したところ、未送付分の影響は全体の1%程度と推計でき、結果に与える影響は軽微と考えられる。 ・平成30年度調査については、調査計画に基づき、全数調査を実施。 ・なお、本調査は平成30年度調査をもって中止している。
3)調査員調査の全部又は一部を郵送調査に変更(2調査)		港湾運送事業雇用実態調査(厚生労働省)	調査計画は調査員調査とされているが、郵送調査及び職員調査も併用して実施している。	郵送調査においても8割を超える高い回収率となっており、特段の問題は生じていない。
		全国道路・街路交通情勢調査(国土交通省)	平成27年に調査方法を調査員・郵送調査から郵送・オンライン調査に変更。	平成22年調査時にオートロックの普及による回答入手の困難さや訪問調査の被調査者の心理的負担等が課題となったため、インターネット環境の普及を踏まえつつ調査事務の効率化を目的として、平成27年調査時に調査員調査を廃止し、オンライン調査を導入した。 平成29年一斉点検時の指撻を踏まえ、平成30年度から次回調査方法等に関する有識者会議を開催しており、次回令和2年の調査までに調査計画の変更申請を適切に実施予定。

5

※本調査票により平成31年2月から基幹統計を有する全府省を対象に書面調査を実施し、その結果を参考としながら点検検証部会の下に設置したワーキンググループにおいて審議を行った。書面調査に対する各府省の回答は、ワーキンググループの各回のウェブページに掲載されている。(一般統計については一部簡略化した調査票により書面調査を行い、調査結果を第6回点検検証部会で報告した。)

基幹統計調査に係る書面調査票【様式】

基幹統計調査の名称	
府省庁等名(担当課室名)	

※以下の事項のうち、「□」の箇所については該当するところにチェック(■)を付してください。また、所定の箇所に記載してください。なお、本調査票は、平成31年2月末時点において確報を公表している直近の調査の実施状況を基に記載してください。

1 統計調査に係る基本的事項

①作成プロセスの概要	調査対象の範囲	地理的範囲 [□全国 □一部地域 ()]																																																																									
		属性的範囲 [□世帯・個人 □企業・法人 □事業所 □その他 ()]																																																																									
	全数調査・標本調査の別等	<input type="checkbox"/> 全数調査 <input type="checkbox"/> 標本調査 [□無作為抽出 □有意抽出] [母集団情報:] <input type="checkbox"/> うち一部の層が全数調査である [全数調査になっている層:]																																																																									
	調査系統																																																																										
	調査票の配布・回収方法	配布	<input type="checkbox"/> 調査員調査 <input type="checkbox"/> 郵送調査 <input type="checkbox"/> オンライン調査 <input type="checkbox"/> その他 ()																																																																								
	回収	<input type="checkbox"/> 調査員調査 <input type="checkbox"/> 郵送調査 <input type="checkbox"/> オンライン調査 <input type="checkbox"/> その他 () ↳他計方式の場合→□																																																																									
企画・実査・審査等の実施機関等	◆該当する欄に「●」を付す。 <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>企画</th> <th>標本抽出</th> <th>実査</th> <th>入力</th> <th>符号付け</th> <th>審査</th> <th>集計</th> <th>公表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>本府省</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>地方支分部局</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>(独)統計センター</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>都道府県</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>市町村</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>民間事業者</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <td>スケジュール (直近の調査の実績)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(注)「スケジュール」欄には、各業務の時期、期間(例：○月から○月まで、○か月)を記載してください。各業務の時期、期間は重複していてもかまいません。</p>			区分	企画	標本抽出	実査	入力	符号付け	審査	集計	公表	本府省									地方支分部局									(独)統計センター									都道府県									市町村									民間事業者									スケジュール (直近の調査の実績)								
区分	企画	標本抽出	実査	入力	符号付け	審査	集計	公表																																																																			
本府省																																																																											
地方支分部局																																																																											
(独)統計センター																																																																											
都道府県																																																																											
市町村																																																																											
民間事業者																																																																											
スケジュール (直近の調査の実績)																																																																											
②調査の周期																																																																											
③調査票の構成	<input type="checkbox"/> 種類 (主な調査票：○○調査票、○○調査票、○○調査票)																																																																										

④回収率の推移

区分	平成30年	平成29年	平成28年	平成27年	平成26年
調査対象数(a)	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
回収数(b)	8,840	8,840	8,840	8,840	8,840
回収率(b/a)	88.4	88.4	88.4	88.4	88.4

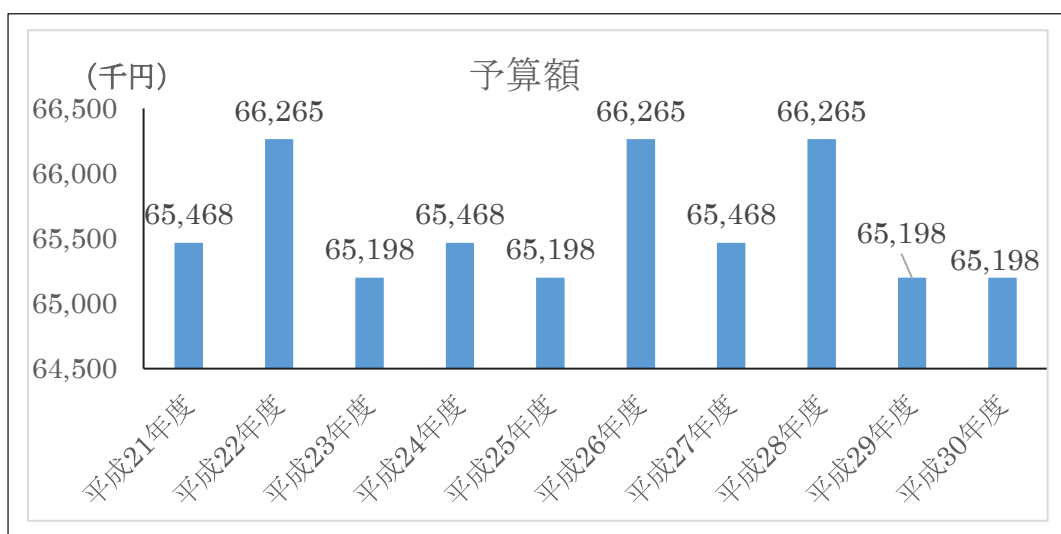
区分	平成25年	平成24年	平成23年	平成22年	平成21年
調査対象数(a)	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
回収数(b)	8,840	8,840	8,840	8,840	8,840
回収率(b/a)	88.4	88.4	88.4	88.4	88.4

◆ 回収数に代替標本が含まれているか → 含まれている 含まれていない

- (注) 1 異なる属性的範囲を対象に調査を実施(例:世帯と企業を対象に実施)している場合は、それぞれ分けて作成してください。
- 2 回収率については、以下により記載してください。
- ① 1年未満の周期で行われる調査(月次調査、四半期調査等)は、平成21年～30年の年平均回収率
 - ② 年次・隔年調査、周期調査(3年周期)は、平成21年～30年における実施年の回収率(未実施年の欄には「-」を記載)。5年周期は、直近2回(平成21年以前となる場合も含む)の回収率

⑤予算額

※推移がわかるように過去10年度分の予算額をグラフで整理したものをプロット(下図は、千円単位で作成したグラフのイメージ)



2 再発防止に係る取組

① チェック・審査(実査、審査、集計の各段階)

i) 実査段階におけるチェック

◆ 調査票の記載内容の確認

実施している調査方法をチェックし、当該調査方法により得られた調査票の記載内容の確認のための取組

調査方法	調査票の記載内容の確認のための取組
<input type="checkbox"/> 調査員調査	<input type="checkbox"/> 調査員(委託事業者の調査員を含む)・指導員による目視 <input type="checkbox"/> 委託事業者による目視 <input type="checkbox"/> 都道府県・市町村の職員による目視

	<input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 委託事業者による目視 <input type="checkbox"/> 都道府県・市町村の職員による目視 <input type="checkbox"/> その他 ()
<input type="checkbox"/> 郵送調査	
<input type="checkbox"/> オンライン調査 (電子調査票におけるプログラムチェック)	<input type="checkbox"/> 記入漏れのチェック⇒ <input type="checkbox"/> 調査事項の全部 <input type="checkbox"/> 調査事項の一部 <input type="checkbox"/> レンジチェック <input type="checkbox"/> クロスチェック <input type="checkbox"/> その他 ()
<input type="checkbox"/> その他	(取組内容を記載)

(注)「レンジチェック」とは、価格などのように通常の値幅等がある場合、回答数値が一定の許容範囲内にあるか否かをチェックするもの。

「クロスチェック」とは、各調査項目間の関連性に着目し、その記入内容の矛盾や不合理をチェックするもの。

ii) 個票データの審査段階におけるチェック

◆ 審査段階におけるチェックの実施状況

個票ベースの調査事項の審査を実施しているか

→ 実施している

↳ システムプログラムによる審査を実施

目視による審査のみ実施 (理由:)

実施していない

↳ (理由:)

(システム・プログラムによる審査を実施している場合)

[チェックの内容]

〇〇調査票

全調査事項:50項目

区分	調査事項の通し番号	チェック有の項目数 ／全項目数 ※1	検出総数 (概数)	検出総数の説明 ※2
チェック方法	①記入漏れのチェック	49 / 50		
	②レンジチェック	20 / 35		
	③クロスチェック	40 / 50		
	その他			
①～③の計		109 / 135		

(注) 調査票ごとに調査事項の通し番号(1、2、…)を振って、それぞれで実施しているチェック方法に応じて記載・整理したものを添付してください。そのうち、調査票ごとに本表に掲載している所定事項(「チェック有の項目数／全項目数」「検出総数(概数)」)を記載してください。

※1 全項目数は、レンジチェックなど該当のエラーチェックの対象となり得ない事項は除外して算出してください。ただし、その場合、除外した理由を明記してください。

※2 検出総数の説明欄には、必要に応じて、検出総数がどのような値かの説明(初回チェックの検出件数、各回チェックの累計 など)を記載してください。

〔審査段階におけるチェック実施の考え方〕

◆ エラーチェックの対象となり得ない事項としている理由

区分	考え方
記入漏れのチェック	(例) プレプリントを実施しているため
レンジチェック	(例) 数値以外を記入させているため
クロスチェック	(例) 全項目で実施しているため該当なし

◆ エラーチェックの対象となり得るが行っていない理由

区分	考え方
記入漏れのチェック	
レンジチェック	
クロスチェック	

◆ その他のチェックを行っている場合、その内容と考え方

(内容 :)
 (考え方 :)

〔検出されたものの処理について〕

◆ エラーチェックで検出されたもののうち、どのような考え方で疑義照会の対象を選定しているか。

[]

◆ エラーチェックで検出されたもののうち、確認、訂正、除外等の処理をしていないものはあるか。

→ ある (内容 :)
ない

〔審査段階におけるチェックのルール化〕

◆ 他の機関（統計センター、地方公共団体、民間事業者等）においてエラーチェックを実施している場合、チェックの方法（レンジチェック、クロスチェック等）や内容（レンジの幅等）は、マニュアル、指示書、仕様書等に定めてエラーチェック実施機関に統一的に示しているか。

→ チェックの方法、内容ともに定めている
チェックの方法のみ定めている
定めていない（地方公共団体、受託業者等の判断により実施）

iii) 集計段階におけるチェック

◆ 集計された集計表の正確性を確保するため、チェックを実施しているか

→ 実施している
 ↳ システム・プログラムによるチェック
 目視によるチェックのみ実施（理由 :)
実施していない
 ↳ （理由 :)

(システム・プログラムによるチェックを実施している場合)

(「実施している」場合、該当するものすべてにチェック)

チェックの方法	実施状況の有無	理由
表内検算 (表内で論理矛盾がないか)	<input type="checkbox"/> 有 → 10表/10表 <input type="checkbox"/> 無	
表間照合 (表間で論理矛盾がないか)	<input type="checkbox"/> 有 → 3表/5表 <input type="checkbox"/> 無	
時系列チェック (過去の結果との比較)	<input type="checkbox"/> 有 → 10表/10表 <input type="checkbox"/> 無	
関連統計との比較 (民間データ等他のデータとの比較)	<input type="checkbox"/> 有 → 3表/3表 <input type="checkbox"/> 無	

(注)「実施状況の有無」欄は、チェックの方法が適用可能な集計表の数を分母(右側)に、そのうちチェックを行っている集計表の数を分子(左側)に記載してください。また、分母と分子の集計表の数に差がある場合はその理由を「理由」欄に記載してください。

〔集計段階におけるチェックのルール化〕

- ◆ 他の機関(統計センター、地方公共団体、民間事業者等)においてエラーチェックを実施している場合、チェックの方法(表内検算、表間照合等)や内容(表間照合を実施する項目等)は、マニュアル、指示書、仕様書等に定めてエラーチェック実施機関に統一的に示しているか。
 - チェックの方法、内容ともに定めている
 - チェックの方法のみ定めている
 - 定めていない(地方公共団体、受託業者等の判断により実施)

② 委託事業者、地方公共団体の履行確認

〔委託事業者の履行確認〕

(委託事業者を経由して調査を実施している場合、以下にチェック)

i) 「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」(平成17年3月31日各府省統計主管課長等会議申合せ)(以下本項において「ガイドライン」という。)の実施状況

- ◆ 委託対象業務 ()
- ◆ 業務遂行能力等を踏まえた選定方法となっているか(ガイドラインⅢ1ウ)
 - 価格による競争入札方式
 - 総合評価落札方式
 - その他の選定方法 ()
- ◆ 業務の実施状況把握のために採っている措置の有無(ガイドラインⅢ4(2)ア)
 - 有 無
 - (「有」にチェックした場合、該当するもの全てにチェック)
 - 定期的又は随時の報告の求め
 - 委託事業者に対する監査
 - その他 ()
- ◆ ガイドラインⅢ4(2)ア①に掲げる以下の項目について達成状況確認の有無
 - 有 無

(「有」にチェックした場合、該当するもの全てにチェック)

(共通)

- 調査票の誤送付等の状況
- 調査項目別の未記入及び不備の状況
- 調査開始時から調査期限までの一定の時点における回収状況
- 照会対応の状況及び効果 (疑義再照会率等)
- 督促の実施状況及び効果 (督促後回収率等)
- 収集したデータ (調査対象名簿、個別データ、集計データ等) の管理状況

(調査員調査のみ)

- 調査員の確保及び受託事業者の業務管理体制
- 調査員への指導状況
- 報告者への訪問状況
- 不在等の場合における再訪問の実施状況

◆ ガイドラインⅢ 4 (3) に掲げる事項を仕様書等において定めているか

→ 定めている 定めていない

↳ (理由: _____)

◆ ガイドラインⅢ 5 (1) に掲げる再委託に関する禁止事項を遵守し、再委託の条件、手続、再委託先への業務指示の方法等について、契約書等に明記しているか。

→ している していない

↳ (理由: _____)

〔地方公共団体の履行確認〕

(地方公共団体を経由して調査を実施している場合、以下についてチェック)

i) 地方公共団体における適切な業務実施確保のために採っている措置

◆ 調査の実施状況把握のために採っている措置の有無 → 有 無

(「有」にチェックした場合、該当するもの全てにチェック)

- 定期的又は随時の連絡確認、打合せの実施
- 現場に職員を派遣しての実施状況の把握
 - 業務の節目及び完了時の報告聴取
 - その他 (_____)

ii) 国・地方公共団体任命の調査員の適切な業務実施確保のために採っている措置

◆ 調査員設置状況の把握の有無 (名簿等の提出を受けている等) → 有 無

◆ 国から地方公共団体に手引等により求めている措置の有無 → 有 無

(「有」にチェックした場合、該当するものすべてにチェック)

- 研修等を通じ、正しい調査方法等の理解徹底
- 指導員等の巡回による実施状況の把握
 - 現場に職員を派遣しての実施状況の把握
 - 業務の節目及び完了時の報告聴取
 - その他 (_____)

◆ 国が地方公共団体を介さず直接行う実施状況把握調査の有無 → 有 無

(「有」にチェックした場合、具体的な内容を記入)

(_____)

③ 調査・集計方法の透明性

i) 統計調査の精度に関する情報の公開

◆ 基幹統計調査に関する情報の公開

総務省が基幹統計調査を対象に統計精度に関する情報の公表状況を調査して、統計委員会に報告した「統計精度に関する検査（統計精度検査）の標準検査（見える化状況検査）」（平成 29 年実施。平成 30 年 3 月フォローアップ）の評価事項に対する自己点検の結果

①標本設計		②調査方法 (データ収集方法)		③集計・推計 方法		④標本誤差 (標本調査のみ)		⑤非標本誤差		⑥他統計との 比較・分析	
H30.3	H31.2	H30.3	H31.2	H30.3	H31.2	H30.3	H31.2	H30.3	H31.2	H30.3	H31.2

※ 平成 30 年 3 月のフォローアップ以降に改善している場合は、それを踏まえたスコアを記載。なお、「H30.3」欄は総務省において記載

改善した部分について報告（ホームページ掲載の新旧を添付のこと）

[]

ii) 業務マニュアル等の整備状況

◆ 担当者が異動しても手順やノウハウが継承され統計の品質が確保されるよう、統計作成上のポイントや手順等が整理された文書（名称、体裁は問わない）の有無 → 有 無
（「有」にチェックした場合）

→ 対象業務（全般、企画、標本抽出、実査、審査、集計、公表等）

（)

→ 内容を見直しているか

定期的実施（実施時期)

不定期実施 ()

その他 ()

④ プロセスごとの管理者の役割

i) 課室長級の管理者は、企画、実査、審査、疑義照会、集計、公表の各プロセスにおいて、どのような場面で関与しているのか

[]

ii) 部局長級の管理者は、企画、実査、審査、疑義照会、集計、公表の各プロセスにおいて、どのような場面で関与しているのか

[]

⑤ 結果数値の妥当性に関する外部(府省外)からの指摘

i) 外部からの、結果数値への疑義等の指摘の状況

◆ 外部からの指摘の有無 → 有 無
 (「有」にチェックした場合)
 → 指摘を踏まえ、訂正した件数(過去5年間)

区分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
件数					

(注)「30年度」は、平成30年4月から31年2月までの件数

ii) 外部からの指摘への対応ルール

◆ 外部からの指摘があった場合、事実関係を把握し、適切に対応するルールの有無
 → 有 無
 (「有」にチェックした場合、その具体的内容を記載。別途、現物を提出してください。)

3 不適切事案の発生時対応に係る取組

① 必要なデータの保存

i) 調査票情報、調査関係書類等に係る保管期限の定めの有無及び保管期限

データの種類	保管期限の定めの有無		保管期限 (「有」の場合)	期間満了後の措置
	有無			
(1)-1 調査票情報 (記入済調査票)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有⇒ <input type="checkbox"/> 調査規則 <input type="checkbox"/> 文書管理規則 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 永年 <input type="checkbox"/> 所定の期間(年) <input type="checkbox"/> 1年未満	<input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 破棄
(1)-2 調査票情報 (調査票の内容を記録した電磁的記録媒体)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有⇒ <input type="checkbox"/> 調査規則 <input type="checkbox"/> 文書管理規則 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 永年 <input type="checkbox"/> 所定の期間(年) <input type="checkbox"/> 1年未満	<input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 破棄
(1)-3 調査票情報 (その他)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有⇒ <input type="checkbox"/> 調査規則 <input type="checkbox"/> 文書管理規則 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 永年 <input type="checkbox"/> 所定の期間(年) <input type="checkbox"/> 1年未満	<input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 破棄
(2) 調査関係書類	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有⇒ <input type="checkbox"/> 調査規則 <input type="checkbox"/> 文書管理規則 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 永年 <input type="checkbox"/> 所定の期間(年) <input type="checkbox"/> 1年未満	<input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 破棄
(3) 中間生成物	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有⇒ <input type="checkbox"/> 調査規則 <input type="checkbox"/> 文書管理規則 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 永年 <input type="checkbox"/> 所定の期間(年) <input type="checkbox"/> 1年未満	<input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 破棄
(4) ドキュメント	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有⇒ <input type="checkbox"/> 調査規則 <input type="checkbox"/> 文書管理規則 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 永年 <input type="checkbox"/> 所定の期間(年) <input type="checkbox"/> 1年未満	<input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 破棄
(5) 行政記録情報	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有⇒ <input type="checkbox"/> 調査規則 <input type="checkbox"/> 文書管理規則 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 永年 <input type="checkbox"/> 所定の期間(年) <input type="checkbox"/> 1年未満	<input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 破棄
(6) メタデータ	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有⇒ <input type="checkbox"/> 調査規則 <input type="checkbox"/> 文書管理規則 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 永年 <input type="checkbox"/> 所定の期間(年) <input type="checkbox"/> 1年未満	<input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 破棄

(7)母集団復元情報 (上記に掲げるものを除く)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有⇒ <input type="checkbox"/> 調査規則 <input type="checkbox"/> 文書管理規則 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 永年 <input type="checkbox"/> 所定の期間(年) <input type="checkbox"/> 1年未満	<input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 破棄
-----------------------------	--	--	--	--

・「調査票情報」とは、統計法第2条第11項に規定するものをいう。
 ・「調査関係書類」とは、調査票以外であって、統計調査の実査段階（調査票の配布から回収に係る一連の活動という。以下同じ。）で利用する調査対象名簿、調査区地図、要図等その他関係書類で調査対象の識別を可能とするものをいう。
 ・「中間生成物」とは、集計段階等において結果表等の最終生成物が完成するまでに生成される入出力帳票、チェック済データ、マッチング済データ等、調査票情報を含んだ生成物をいう。
 ・「ドキュメント」とは、将来の利用に当たって電子化又は磁気化された調査票情報及び匿名データがどのような情報であるか示す、また活用するために必要な情報をいう。例えばデータレイアウトフォーム、符号表等の調査票情報及び匿名データと結びつけて当該データを定義するために必要な情報、また、プログラム作成のために必要な仕様等、電子計算機処理に必要な情報をいう。なお、それらの取扱要領、調査概要資料も含む。
 ・「行政記録情報」とは、統計法第2条第10項に規定するもののうち、統計法第29条第1項の規定により他の行政機関から提供を受けたものをいう。
 ・「メタデータ」とは、あるデータそのものではなく、当該データに付随するデータ自身についての関連する情報をいう。データ内容・特性の理解を助けるため、実査や集計等の統計作成の各段階における作業がどのように行われたかについての情報（調査時期、調査方法、調査対象、抽出方法、推計方法等に関する情報）もメタデータに含まれる。
 ・「母集団復元情報」とは、標本調査において母集団への復元推計を行う際に用いられる情報いう。

② 発生時点での対応ルール

i) 結果数値の訂正等不適切事案発生時の対応ルール（処理方法、記録）の有無、内容

◆対応ルールの有無 → 有 無
 （「有」にチェックした場合）
 上記ルール等の策定期間・内容（別途、現物を提出してください）
 ()

③ 行政利用の事前把握

i) 結果数値の利活用先を具体的に把握しているか

◆結果数値の利活用先を具体的に把握しているか（該当するものすべてにチェック）

SNA、QEの作成の際に利用されている
 その他の統計の作成の際に利用されている（利用されている統計名)
 政策の立案・実施の根拠として用いられている
 （政策等の名称)
 国が給付する手当や給付金等の金額の算定根拠として用いられている
 （手当等等の名称)
 月例経済報告に利用されている
 その他 ()

◆結果数値の利活用先の把握方法
 ()

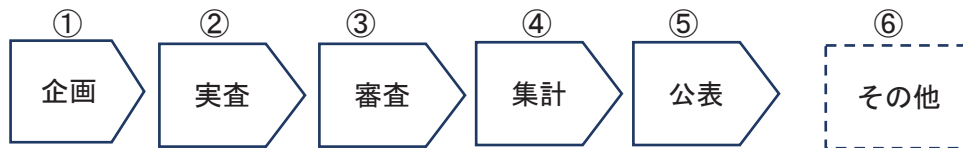
4 品質向上（上記以外）に係る取組

① 統計ニーズ（行政外を含む）の把握・対応

- ◆ 行政機関以外の利用者（例：民間シンクタンク、研究者）からのニーズを収集する取組の有無 → 有 無
（「有」にチェックした場合、その実績〔過去1年間〕）
（ ）
- （参考）一般紙、業界紙、研究論文等の引用件数・e-Statダウンロード件数
（総務省において記載）
- ◆ 統計法に基づく調査票情報等の二次利用の状況（平成29年度）（総務省において記載）
 - ・ 調査票情報の二次利用（ ）件
※統計法32条に基づく行政機関等による2次利用、統計法33条に基づく調査票情報の提供
 - ・ オーダーメイド集計（ ）件
※統計法34条に基づき作成する統計の提供
 - ・ 匿名データの提供（ ）件
※統計法35条に基づき作成される匿名データの提供

② 担当職員数、職員の能力

〔調査業務の流れ〕

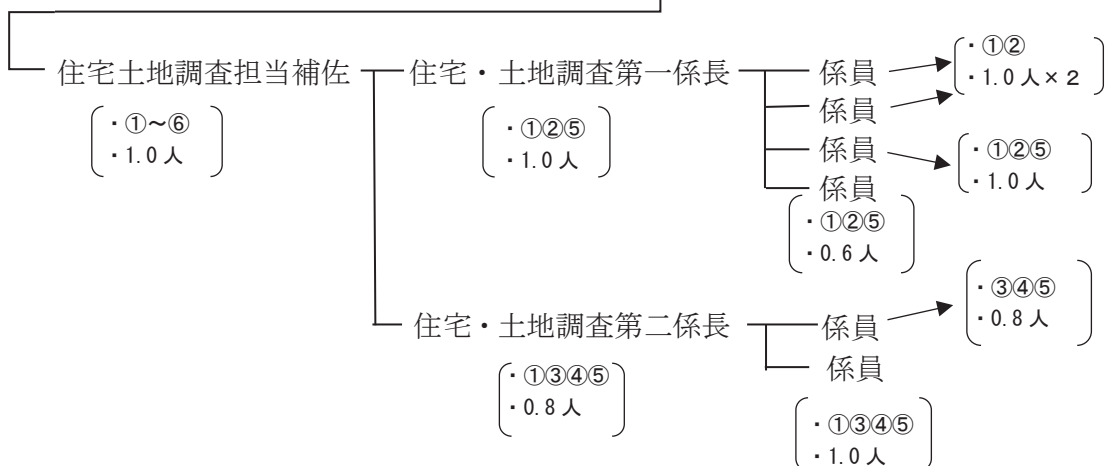


〔調査担当部局課室・係〕 ※本府省のみ記載

※下図は住宅・土地統計を例にイメージ的に便宜整理したものであり、実際の業務割り振り等とは異なる。

上段：業務内容（①～⑥で実施業務をプロット）
下段：業務量按分

〔統計局長 — 統計調査部長 — 国勢統計課長〕



※再任用職員（時短含む）も含めて記載してください。期間業務職員は記載の必要はありません。

〔本統計の作成に従事する職員数（省令職以上を除く）〕

※時期によって職員数変動する場合、標準的な職員数となる時点で記載

業務量を按分した実員相当数	8.2人
従事する職員の人数（実員）	9人
うち、	
統計業務経験10年以上	0人
〃 5年以上10年未満	2人
〃 2年以上5年未満	3人
〃 2年未満	4人

期間業務職員の数 () 人

〔担当管理職（政令職、省令職）の統計業務経験等〕

- 統計業務の経験者、修士・博士号保有者、統計検定等の合格者のいずれかに該当 (○人)
 上記のいずれもなし (○人)

③ 統計作成に用いるシステムの概要、運用体制（関連システムの更新の適切性。古いシステムが使われていないか）

〔現行の審査・集計システムの概要〕

- ◆ どの業務についてシステムを用いているか（該当するものすべてにチェックし、その概要を記載）

システムを用いている業務	保有者	保有者の内製か外部発注かの別	システムの概要
<input type="checkbox"/> データのチェック・審査	<input type="checkbox"/> 国 <input type="checkbox"/> (独) 統計センター <input type="checkbox"/> 民間事業者 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 内製 <input type="checkbox"/> 外部発注	
<input type="checkbox"/> 統計の作成・集計	<input type="checkbox"/> 国 <input type="checkbox"/> (独) 統計センター <input type="checkbox"/> 民間事業者 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 内製 <input type="checkbox"/> 外部発注	
<input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 国 <input type="checkbox"/> (独) 統計センター <input type="checkbox"/> 民間事業者 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 内製 <input type="checkbox"/> 外部発注	

(注) 「システムの概要」欄には、①主なシステム構成、②システム構築時期（いつから使用しているのか）、③（外部発注のシステムの場合）過去10年間で業者の変更あったか（同じ業者が継続的に業務を受注しているか）、④OSの種類（例：Windows10, UNIXなど）（サーバー側、クライアント側）、⑤ソースプログラムに使用している言語（COBOL, JAVAなど）の種類、⑥システムで使用しているアプリケーションの種類、ソフトウェアライセンスの使用の有無、使用している場合の有効期間な

5 過去5年間（平成26年1月～30年12月）における結果数値の訂正等事案の有無の状況

○ 結果数値の訂正等による正誤表情報の公表・提供

無

有 → (具体内容)

◆過去5年間の公表件数： 件

◆直近から遡って5事例を記載

(注) 公表した正誤表情報に関する資料を添付してください。

公表時期	H○.○.○				
事案概要（内容/ 時期/影響）					
事案発見の端緒 （発見した者/発 見日時）					
原因					
対応（結果数値の 訂正、事案の公表 等）					
再発防止に向け 採った措置					

統計職員数及び職員の統計研修の受講状況について

府省庁等名	
-------	--

1 統計職員数（常勤職員数）

平成 25 年 4 月 1 日現在	539 人
平成 30 年 4 月 1 日現在	584 人

うち、統計検定の合格者数（ 人）
 修士、博士号を有する者（ 人）
 その他（ ）（ 人）

※「統計検定」については、統計調査士、専門統計調査士を含みます。

2 職員の統計研修の受講状況

○ 自府省職員の統計研修の受講状況

			(単位：人)		
区分	研修名	研修期間	28 年度	29 年度	30 年度
統計基本課程 (本科)	本科（総合課程）	3 か月	○人	○人	○人
統計専門課程	人口推計	5 日間	左記に相当する府省独自実施の研修の受講者数	○人	○人
	国民・県民経済計算	5 日間			
	経済予測	5 日間			
	指数に関する研修 －鉱工業指数を中心に－	2.5 日間			
	地域分析	4 日間			
	政策立案と統計	2.5 日間			
	政策評価と統計	3 日間			
	産業関連表の作成・分析	5 日間			
統計基本課程	ミクロデータ分析 －R による統計解析－	4 日間	○人	○人	○人
	統計利用の基本	3 日間			
	統計分析の基本	4 日間			
	経済統計の基本	3 日間			
	社会・人口統計の基本	2 日間			
	調査設計の基本	5 日間			
統計入門課程	GIS による統計活用	2 日間	○人	○人	○人
	統計実務者向け入門	2 日間			
統計入門課程 (オンライン講座)	統計利用者向け入門	3 日間	○人	○人	○人
	初めて学ぶ統計 －公務員のためのオンライン講座－	—			
	統計データのできるまで －統計的推測の基礎－	—	○人	○人	○人
上記のうち、統計法や統計制度に関する研修を含むもの			うち ○人	うち ○人	うち ○人

(注)「区分」「研修名」及び「研修期間」は、総務省統計研究研修所が実施している研修を参考までに示しているものである。

調査概要

○調査目的

毎月勤労統計は、月々の賃金、労働時間、雇用の変化を迅速に把握することを目的とする。

○調査内容・調査対象事業所数

- ・ 常用労働者5人以上雇用する事業所の雇用、給与及び労働時間について毎月の変動を把握。
- ・ 常用労働者5人以上の約190万事業所（経済センサス基礎調査）から抽出した約33,000事業所を調査。

○公表しているもの

- ・ **賃金**（現金給与総額、きまって支給する給与、所定内給与、所定外給与、特別に支払われた給与）
- ・ **労働時間**（総労働時間、所定内労働時間、所定外労働時間、出勤日数）
- ・ **常用労働者数** 等
 (※) 現金給与総額、総労働時間、常用労働者数等については、時系列比較に資するよう、2015年=100とした場合の指数も作成・公表している。

○調査の方法

- ・ 500人以上事業所：全数調査
- ・ 30～499人事業所：標本調査
 （毎年1/3ずつサンプル入替（2020年～））
 (※) 平成30～31年までは経過措置として1/2ずつ入替
- ・ 5～29人事業所：標本調査（半年に1/3ずつサンプル入替）

抽出方法等

(1)抽出方法

・ 30～499人事業所については、事業所母集団データベースの年次フレームに基づいて作成した事業所全数リストを抽出のための母集団フレームとし、そこから産業、事業所規模別に標本事業所を無作為に抽出。
 標本抽出は、平成30年1月分以降、毎年、最新の年次フレームに基づいて行う。

・ 5～29人事業所については、二段抽出法によって抽出。第一段は、センサスの「調査区」（約22万区）に基づき全国を約7万に分けて設定した毎勤調査区を母集団フレームとし、抽出に当たって、これを5の層に分け各層ごとに、所定の抽出率によって調査区を抽出。第二段は、抽出した調査区について、あらかじめ、5～29人規模事業所の名簿を作成し、次に、この名簿から産業別に標本事業所を無作為に抽出。

(2) 標本設計

標本設計は、**常用労働者一人当たり平均の「きまって支給する給与」の標本誤差が、産業、事業所規模別に一定の範囲内となるよう**に行っている。

	100～499人	30～99人	5～29人
産業大分類	2%	2%	2%
中分類	3%	3%	3%

(3) 標本の追加指定

30～499人事業所については、廃止事業所や30人未満へ規模縮小となった事業所の補充を行うため、毎年1月、最新の年次フレームの事業所から抽出し、追加指定を行う。

毎月勤労統計とは②（地方調査）

調査概要

○調査目的

都道府県別の、月々の賃金、労働時間、雇用の変化を迅速に把握することを目的とする。

○調査内容・調査対象事業所数

- ・ 常用労働者5人以上雇用する事業所の雇用、給与及び労働時間について毎月の変動を把握。
- ・ 常用労働者5人以上の約190万事業所（経済センサス基礎調査）から抽出した約43,500事業所を調査。
 (※) 平成30年1月調査時点の指定事業所は約41,400事業所。

○公表しているもの

全国調査に準じて各都道府県において公表。

○調査の方法

全国調査と同じ。

抽出方法等

(1)抽出方法

全国調査と同じ。

(2) 標本設計

標本設計は、**常用労働者一人当たり平均の「きまって支給する給与」の標本誤差が、産業、事業所規模別に一定の範囲内となるよう**に行っている。

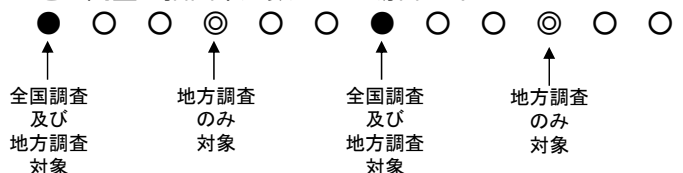
	100～499人	30～99人	5～29人
産業大分類	10%	10%	10%
中分類	10%	10%	10%

(※) 調査対象事業所数と併せて要精査。

地方調査の抽出率逆数は、全国調査の抽出率逆数の約数とし、地方調査の調査対象事業所は、全国調査の調査対象事業所に地方調査のみの調査対象事業所を加えたものとなっている。

<全国調査の抽出率逆数 = 6

地方調査の抽出率逆数 = 3 の場合のイメージ>



(3) 標本の追加指定

全国調査と同じ。地方調査のみ対象分については、都道府県の要望も踏まえて追加。

- ・雇用保険の基本手当日額の算定に用いる賃金日額の範囲等の算定資料として、毎月きまって支給する給与※を利用（厚生労働省）
- ・労災保険の給付基礎日額に乗じるスライド率の算定資料として、毎月きまって支給する給与の平均額の伸び率等を利用（厚生労働省）
- ・月例経済報告、経済財政白書等において、賃金等の動きを利用（内閣府）
- ・企業等の労働条件決定の際の参考資料

※「きまって支給する給与」（定期給与）とは、労働契約、団体協約あるいは事業所の給与規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与で、超過労働給与を含む。（賞与等の一時的に支払われた給与は含まない）

毎月勤労統計の業務全体の流れ、各係の役割

区分	企画(※)	標本抽出	実査	入力	審査	集計	公表
本府省	●	●	●	●	●	●	●
(主な担当係)	企画調整係 毎勤第三係	毎勤第三係	毎勤第一係 毎勤第二係	毎勤第一係	毎勤第一係	毎勤第三係	企画調整係 毎勤第三係 労働統計活用・情報提供係
地方支分部局							
(独)統計センター							
都道府県			●	●	●	●	●
市町村							
民間事業者				●			

スケジュール (平成30年12月確報の実績)	平成30年 2～6月	平成30年6月	平成31年1月4日 ～2月14日	平成31年1月21日 ～2月13日	平成31年1月4日 ～2月14日	平成31年2月14日 ～21日	平成31年2月22日
(※) 定例的に企画業務を行ってはいませんが、調査内容を変更するなど行う際には必要に応じて、企画業務を行っている。							

調査票回収から公表まで

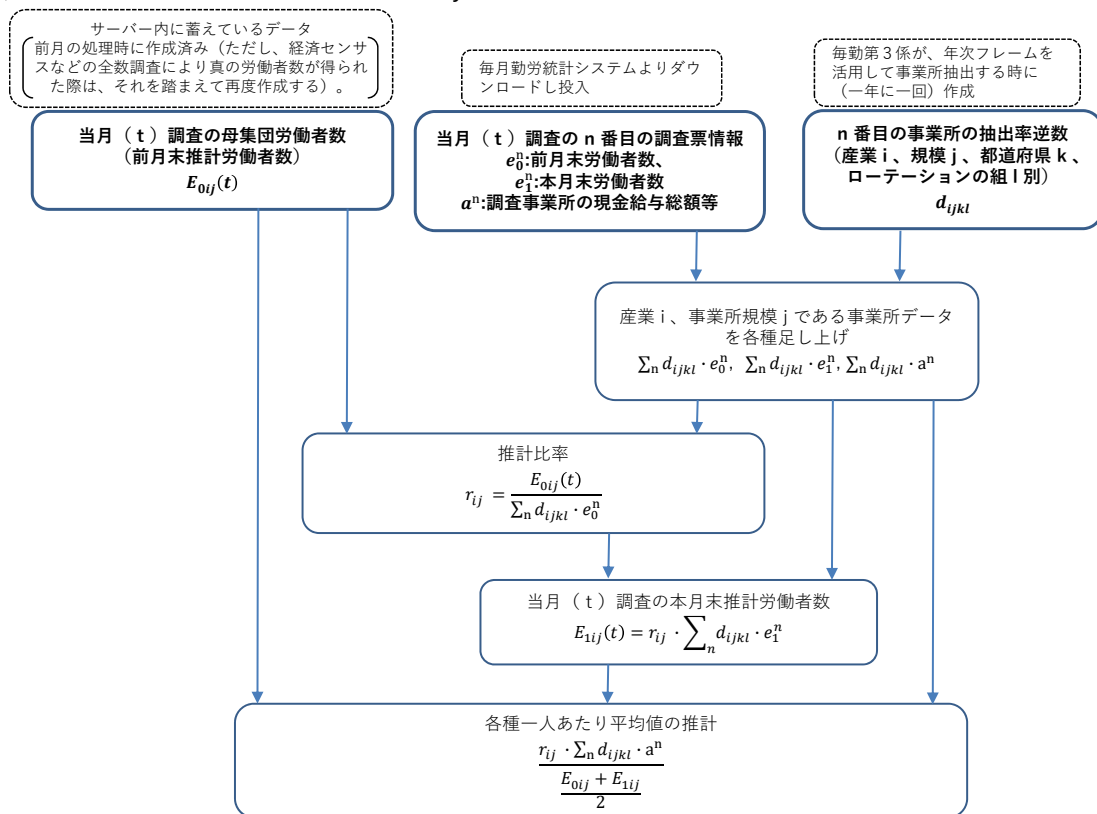
調査票回収から公表までの作業の流れ図は「資料2-1 別紙2②」の通り。

毎月勤労統計調査では、政府統計共同利用システム、毎月勤労統計調査オンラインシステム（毎勤システム）、統計処理システム（統計処理サーバー）を用いて、調査票の回収、審査、集計等を行っている。各システムの主な概要は以下の通り。

(1) 政府統計共同利用システム	各府省の統計関係のシステムを集約させ、政府全体で共用するためのシステムの総称であり、13のサブシステムで構成。サブシステムの一つである政府統計オンライン調査総合窓口を用いて、インターネットによる調査を行っている。なお、毎月勤労統計調査におけるオンライン回答率は約30%。
(2) 毎勤システム	(1)と連携して、データのチェック・審査や地方調査における地方での集計を処理するためのシステム。厚生労働省統計処理システムの一環として外部発注で整備。
(3) 統計処理サーバー	(2)と連携して、データのチェック・審査や統計の作成・集計を処理するためのシステム。データのチェック・審査や統計の作成・集計のためのプログラムを職員が作成して、使用している。なお、毎月勤労統計調査では、プログラム言語として、COBOLを使用している。

集計方法（各種平均値の推計方法等の流れ）

当月（t）における産業 i、事業所規模 j における各種平均値の推計方法の流れ

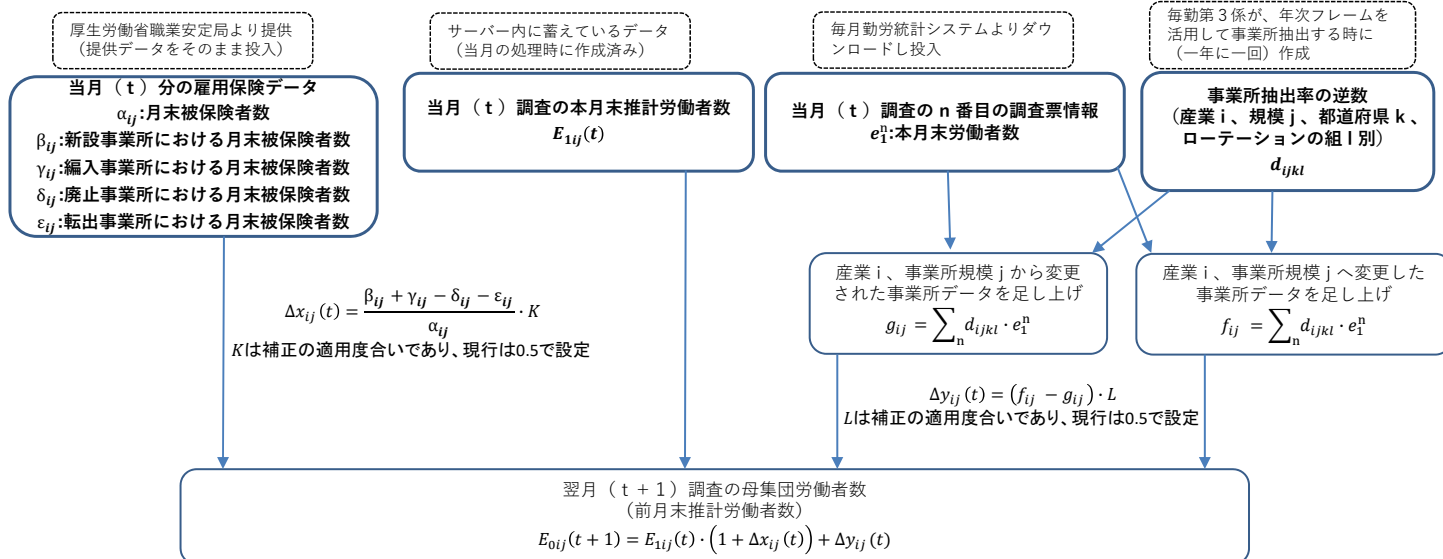


※ \sum_n は、産業 i、規模 j について、都道府県 k、組 l にわたって足し上げを示す。

5

集計方法（母集団労働者数の推計方法）

当月（t）における産業 i、事業所規模 j における母集団労働者数の推計方法（確報時のみ）



事業所規模が抽出時と調査時で異なっていた場合、事業所に疑義照会等を行い、必要に応じて事業所規模の修正を行う。修正を行う場合は、内部で管理している事業所情報を直接修正するため、その修正は翌月以降も反映される。また、集計等を行う際は、修正後の事業所規模に基づいて、データを作成することとなる。

事業所規模が修正された事業所は、修正前の事業所規模、産業では流出事業所、修正後の事業所規模、産業では流入事業所として扱われ、当該事業所の推計労働者数が翌月の母集団労働者数に反映される。

集計方法（共通事業所系列（継続標本）に係るデータ処理の手順）

共通事業所系列の集計を行う際は、まず、当月とその1年前の有効回答事業所の個票を比較し、共通している事業所のみを抽出する。なお、その際には、事業所一連番号と呼ばれる調査対象事業所を設定する際に各事業所に振られる番号を用いてマッチングを行い、共通事業所であるかどうかを識別する。



上記の方法で個票から共通事業所を抽出した上で、共通事業所の集計の際には、5頁の「各種平均値等の推計方法の流れ」のように、本系列と同様の方法で、集計を行う。

※共通事業所系列は、同一事業所の平均賃金などの変化をみるためのものであり、労働者数の変化の影響を除くため、集計の際に用いる母集団労働者数（前月末推計労働者数）については、集計月と1年前のどちらも当月のものを用いて、推計比率を作成し、集計を行っている。

7

毎月の処理におけるチェック事項

毎月の処理において確認している主な事項は以下の通り。

目視確認

- ・提供された雇用保険データについては、データのレコード数と別途、紙で提供されているデータ件数が一致しているか、目視による確認
- ・雇用保険データによる母集団労働者数を補正する際の補正率を出力し目で確認して、異常がないか
(補正率がすべて1となっていないか、極端に大きい(又は小さい)補正率となっていないか等)
- ・公表するために、出力された結果を目で確認して、異常な数値がないか
- ・賃金を前年同月と比較する際、一般労働者、パート労働者別に要因分解して分析することで、説明困難な動きをしていないか、目視による確認

目視、エクセルでの確認

- ・速報時には、速報の数値と比較することで、速報時から大きく変化している箇所のセルに色を塗る、符号が反転しているセルを四角囲いにする処理をエクセルで自動的に行い、問題のある異常値ではないか、目視による確認
- ・速報時には、前月の数値と比較することで、前月の数値から大きく変化している箇所のセルに色を塗る、符号が反転しているセルを四角囲いにする処理をエクセルで自動的に行い、問題のある異常値ではないか、目視による確認

プログラム改修（集計方法変更）の概要、改修を行った場合の確認方法

プログラム改修（集計方法変更）概要

直近にプログラム改修等を伴う集計方法の変更を行った処理は、平成30年1月分調査から導入されたローテーションサンプリングによるものである。

ローテーションサンプリング導入前は、事業所規模30人以上の事業所においては、同一の産業、事業所規模の場合、事業所抽出率の逆数を加味せずに、集計するプログラムになっていたところである。しかし、ローテーションサンプリング導入に伴い、同一の産業、事業所規模の場合でも、都道府県や組が異なれば、異なっている事業所抽出率を反映して集計できるようプログラムの改修を行うようにした。

事業所の属性によって事業所抽出率の逆数を決めており、従前は産業、事業所規模に依存していたが、改修により産業、事業所規模、都道府県、組に依存して決めるように変更した。

なお、上記の改修では、雇用・賃金福祉統計室長、企画調整係、毎勤第三係、技術開発第一係で作業方針を打ち合わせ、認識を共有した後、毎勤第三係から技術開発第一係へ集計プログラムの変更のための作業依頼を出している。

改修を行った場合の確認方法

上記のプログラム改修をする上では、適切に改修を実施しているかについて、技術開発第一係が主に以下の確認を行った。なお、抽出率逆数表は毎勤第三係が作成している。

- ・読み込みファイルのレイアウトが正しいレイアウトになっているか
- ・事業所ごとに設定する抽出率逆数が正しい数値となっているか
- ・集計した賃金、労働時間等が抽出率逆数を乗じた値になっているか
(集計値については、改修するプログラムと別の言語によるプログラムで集計した値と一致しているかを検証)

また、公表される集計値については、別の係でも集計を行って確認を行った。

9

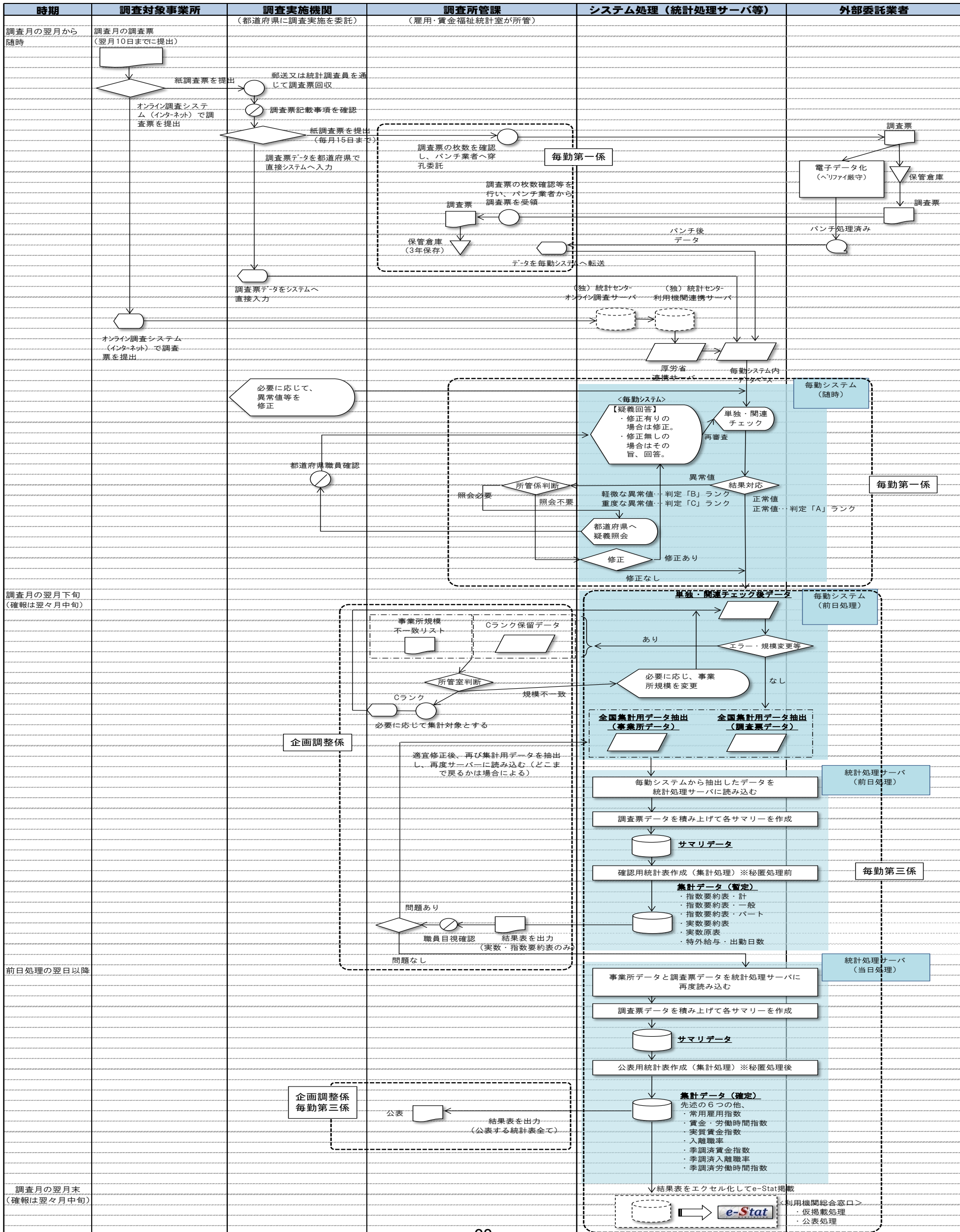
平成30年1月分調査からの集計方法変更時に行った主な処理

主な処理	処理内容
1. 毎勤システムへの事業所情報の登録	平成30年1月分調査から調査対象となった事業所の情報を毎勤システム受託業者へCSV形式で提供し、受託業者がシステムへデータを登録する。
2. 1月分調査票の受付及びデータパンチ	都道府県から提出された紙の調査票について、データ入力業者に渡し、電子データ化する。
3. 事業所情報及び新・旧1月分調査票の訂正	産業分類や事業所名称に変更があった事業所の登録情報を修正するとともに、調査票の数値に異常値があれば、都道府県に適宜照会をかけ、数値を訂正する。
4. 1月分データダウンロード	統計処理サーバーにデータを登録するため、毎勤システムからデータをダウンロードする。なお、事業所規模が抽出時と調査時で異なっている事業所については、リストで出力し、事業所に疑義照会等を行う。
5. 平成30年1月分の新・旧集計等	事業所規模30人以上のサンプル入替え月(1月)には、旧サンプルと新サンプルの両者を調査対象としているところである。旧サンプルについては、先月までの集計と同様の集計を行う。新サンプルについても通常は旧サンプルと同様の処理を行うが、平成30年1月については、ベンチマーク更新を行ったため、母集団労働者数は経済センサスを元に作り直している。新サンプル用の母集団労働者数の作成については、下記の6の通り。
6. 集計に使用する母集団労働者数	産業・事業所規模ごとに、平成26年経済センサスによる常用雇用者数を毎勤の平成26年7月分用母集団労働者数で割ったものを補正比とし、その補正比に旧サンプルの平成30年1月分用母集団労働者数を乗じたものを、新サンプルの平成30年1月分用母集団労働者数としている。
7. 指数等のギャップ修正等	ベンチマーク更新に伴い、公表済みの指数に対してギャップ修正を行い遡及改訂する。なお、ベンチマーク更新時に賃金・労働時間指数については、これまで行ってきた遡及改訂を行わない整理となったため、平成30年1月分調査の時には常用雇用指数についてのみ、ギャップ修正を行った。
8. 指数長期時系列表等(ギャップ修正後)の印書	ギャップ修正を行った指数や増減率を出力する。
9. 指数等の季節調整	月次、四半期平均の季節調整値及びその対前月増減率等を計算する。
10. 新1月分指数等作成(季節調整値を含む)	7や9の処理を踏まえて、1月分の新サンプルの集計における対前年増減率等を作成する。

調査票回収～公表までの作業の流れ図

資料2-1 別紙2②

毎月勤労統計調査 審査・集計業務流れ図



令和元年8月
厚生労働省政策統括官
(統計・情報政策、政策評価担当)

大阪府における毎月勤労統計調査の不適切な事務処理への対応について

1. 事案の概要

毎月勤労統計調査では、常用労働者5～29人規模事業所については、統計調査員による調査を行っており、大阪府において2名の統計調査員が不適切な事務処理を行っていた。

(1) 経緯

平成31年1月に「小売物価統計調査」において、大阪府の統計調査員の不適切事案が判明し、大阪府が実施する他調査についても確認したところ判明したもの。

(2) 不適切事案の概要

調査当初は、事業所へ調査して調査票を作成したが、途中から、事業所に聞き取りを行うことなく、前月の調査結果を用いるなどの不適切な方法により調査票を作成した。

※ 不適切な事務処理が確認された期間は平成26年1月分～平成31年2月分、事業所数は、担当177事業所中47事業所（調査員2名分）。

2. 対応

(1) 訂正内容

○ 訂正の範囲

平成26年1月～令和元年5月分の結果数値（実数、指数、前年同月比等）。

○ 訂正の程度（調査産業計、事業所規模5人以上、就業形態計）

（実数）

- ・現金給与総額で訂正額は各月で▲27円～31円程度の訂正。
- ・きまって支給する給与で訂正額は各月で▲17円～10円程度の訂正。

（指数）

- ・現金給与総額の名目・実質賃金指数及び前年同月比は訂正なし。
- ・きまって支給する給与の名目・実質賃金指数及び前年同月比は平成31年3月を除いて訂正なし（平成31年3月は、指数及び前年同月比は+0.1%ポイントの訂正）。

(2) 今後の対応

今回の事案を受け、全都道府県（大阪府を除く）に対して同様の事案がないかについて点検を依頼した（9月末日締切）。

【調査の目的・概要】

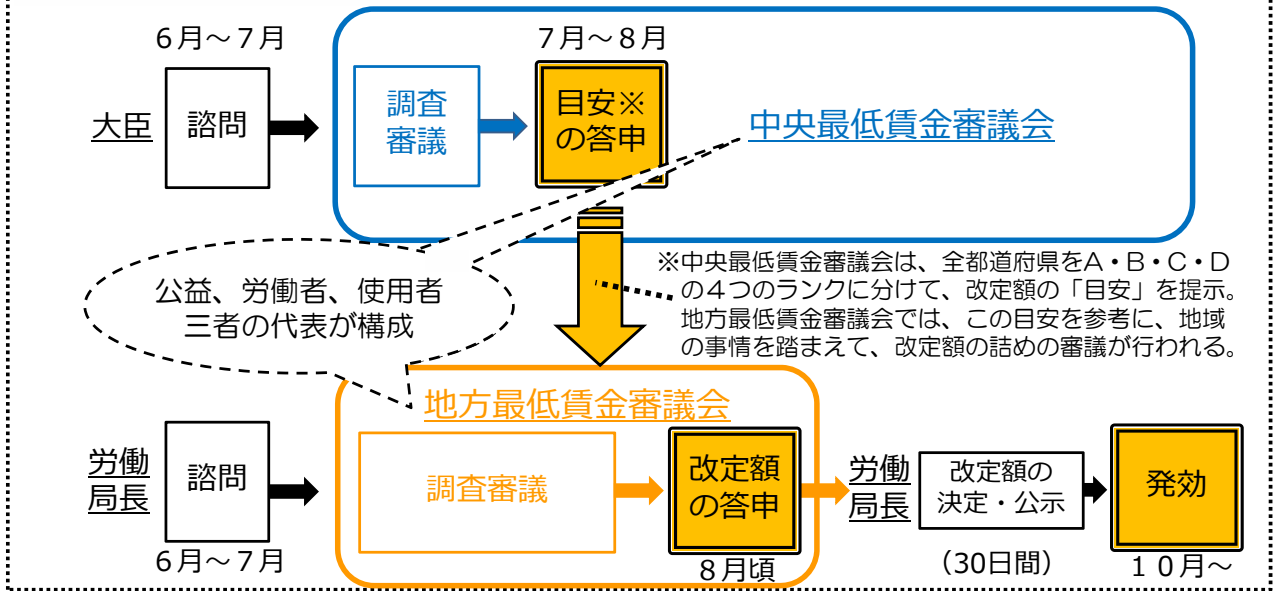
最低賃金に関する実態調査は、「賃金改定状況調査」と「最低賃金に関する基礎調査」の2つの調査から構成され、最低賃金審議会（中央最低賃金審議会及び地方最低賃金審議会）における最低賃金の決定等の審議の参考とするため、中小零細企業の労働者について賃金の引上げ・引下げ状況等を調査するもの。

※最低賃金は、①労働者の賃金、②生計費、③企業の支払能力や、時々の事情を総合的に勘案し、最低賃金審議会にて審議の上、厚生労働省が決定。

<最低賃金審議会で議論の参考としている各種指標>

名目GDP、完全失業者数・完全失業率、有効求人倍率、消費者物価指数、賃金・労働時間指数の推移、春闘結果、夏期賞与・一時金妥結状況、未満率・影響率の推移、日銀短観による業況判断、中小企業景況調査による業況判断、法人企業統計の労働生産性、最低賃金に関する実態調査結果、県民所得、標準生計費など

(地域別最低賃金額の改正決定の手順)



一斉点検により把握された問題

課題	説明
①【復元集計について】 賃金改定状況調査の一部の集計表について復元集計を実施していなかった	P.7 ～ P.8
②【その他計画とおりに実施されていなかった事項】 承認されていた調査計画(計)と平成30年の調査実務(実)とに齟齬があった	P.9 ～ P.10

①【復元集計について】

○事案概要

賃金改定状況調査の統計表は第1表から第4表までであるが、このうち第1表から第3表について復元集計を実施していなかった。

		各統計表の内容	最低賃金審議会での利用状況
労働者の賃金の引上げに係るデータ (復元実施)	第4表	労働者の賃金上昇率	中央最低賃金審議会において、 <u>具体的に集計結果にも言及した上で議論する等活用</u> 。 【参考】平成30年度中央最低賃金審議会答申 公益委員見解(抄) 「今年度の公益委員見解を取りまとめるに当たっては、賃金改定状況調査結果第4表の賃金上昇率や春季賃上げ妥結状況等における賃金上昇率など賃金に関する指標が全般的に上昇していること～(中略)様々な要素を総合的に勘案し、検討を行ったところである。」
	第1表 第2表 第3表	賃金の引上げ・引下げを行った事業所の割合 賃金を上げた事業所の平均賃金引上げ率、賃金を下げた事業所の平均賃金引下げ率 賃金を上げた事業所の賃金引上げ率の分位値	中央最低賃金審議会において、 <u>事業所の賃金改定動向の大局観を把握するための参考情報という位置づけ</u> 。

○原因 ①調査スケジュールが非常にタイトであること

限られた時間の中で集計結果をまとめ、最低賃金審議会での審議が円滑に行われるように、第4表については、審議における重要性が比較的高いものとして復元処理を行った上で集計する一方、第1表から第3表については、集計に係る事務負担を軽減する観点から復元処理をしないという取扱いがなされていたと考えられる。

②調査結果の精度向上の必要性について認識が不十分であったこと

調査結果の精度向上の必要性について十分に意識せず、調査の継続性を重視してきた結果、第1表から第3表について復元処理をしない取扱いが継続されてきたと考えられる。

7

①【復元集計について】

○対応

平成30年調査について、復元を行った集計値を公表済。令和元年以降の調査では、第1表から第3表についても復元を行った集計値を公表する。

また、集計作業にあたっては、適切に作業が行われているか複数職員による確認を必ず行うこととする。

○第1表から第3表の主な集計項目の復元集計値

	①実数集計	②復元集計	②-①
第1表 賃金引上げ事業所割合	44.8%	43.9%	△0.9
第2表 平均賃金改定率	1.2%	1.2%	±0.0
第3表 賃金引上げ率中位数	2.1%	2.0%	△0.1

※集計項目はいずれも産業計・ランク計。その他の集計項目の集計値は「令和元年5月14日中央最低賃金審議会資料」参照。

○復元方法

都道府県(47都道府県)、産業(6産業)、事業所規模(2区分)ごとに、(母集団事業所数)÷(集計事業所数)を復元倍率とし、各事業所データに復元倍率を乗じた上で集計。

(例)第1表の産業計・ランク計の「1～6月に賃金引上げを実施した事業所」の割合

・復元しない実数集計

$$r = \frac{\sum_{i,j,k} x_{ijk}}{\sum_{i,j,k} n_{ijk}}$$

・復元集計

$$\hat{r} = \frac{\sum_{i,j,k} \frac{N_{ijk}}{n_{ijk}} x_{ijk}}{\sum_{i,j,k} \frac{N_{ijk}}{n_{ijk}} n_{ijk}}$$

x_{ijk} : i都道府県、j産業、k事業所規模の、1～6月に賃金引上げを実施した事業所数
 n_{ijk} : i都道府県、j産業、k事業所規模の、集計事業所数
 N_{ijk} : i都道府県、j産業、k事業所規模の、母集団事業所数

○影響

最低賃金は本調査のほか様々なデータ、要素を総合的に勘案して最低賃金審議会において審議し、決定及び改正等がなされていることから、最低賃金の水準に影響はない(令和元年5月14日中央最低賃金審議会においてもその点は了承されている。)

8

②【その他計画とおりに実施されていなかった事項】(その1)

○事案概要

賃金改定状況調査において、報告を求める者の数が、承認されていた調査計画(約10,000)と調査実務(約20,000)とにおいて齟齬があった。

○原因

「特定の比率」(調査の概要の「調査事業所数の割合」)での集計事業所数を確保するため、報告を求める者の数を増やしていたが、調査計画の変更手続きが必要であるとの認識を欠いていた。

○対応

調査計画を調査実務に合わせて、回答者負担を軽減する観点から、報告を求める者の数を約16,000に変更し、調査計画に基づき調査票を発送。

また、「特定の比率」での集計事業所の選定については、

・令和元年調査において

調査対象事業所を「特定の比率」で抽出して調査票を発送し、集計期限までに回収できた調査票をすべて集計する。

・翌年度以降の調査において

抽出にあたり「特定の比率」を用いることの妥当性についても、今年度の調査実施結果や、最低賃金審議会での議論を踏まえ検討を進める。

9

②【その他計画とおりに実施されていなかった事項】(その2)

○事案概要

承認されていた調査計画(計)と平成30年の調査実務(実)とに齟齬があった。

・母集団情報(賃金改定状況調査、最低賃金に関する基礎調査)

(計)平成18年事業所・企業統計調査 ⇒(実)平成26年経済センサス

・調査の実施期間(賃金改定状況調査、最低賃金に関する基礎調査)

(計)5月上旬～6月中旬 ⇒(実)5月上旬～6月上旬 (賃金改定状況調査)

(計)5月上旬～7月中旬 ⇒(実)5月上旬～6月上旬 (最低賃金に関する基礎調査)

・調査組織(賃金改定状況調査)

(計)労働基準監督署を経由する ⇒(実)経由せず

・公表(最低賃金に関する基礎調査)

(計)調査結果はホームページ等で公表 ⇒(実)地方最低賃金審議会に資料として調査結果を提出するのみ

○原因

(公表以外について)

母集団情報として新しいものを使用する等、必要と考えられる調査実務の変更を行っていたが、計画の変更手続きが必要であるとの認識を欠いていた。

(公表について)

ホームページに調査結果を掲載する必要があるとの認識を欠いていた。

○対応

(公表以外について)

調査実務にあわせて調査計画を変更し、調査計画に基づく調査を実施。

(公表について)

平成30年及び本年以降の調査結果はe-statに掲載予定。

10

一斉点検以外で把握された課題に対する対応

事案の概要（調査計画の変更にあたり総務省から指摘された課題等）	対応
<p>【集計項目・集計データ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●賃金改定状況調査、最低賃金に関する基礎調査 共通 <ul style="list-style-type: none"> ・調査項目のうち、集計・公表を行っていない項目（労働者の勤続年数等）の取扱いの検討 <ul style="list-style-type: none"> ←回答内容の確認の際に、項目間の整合性の確認（（例）労働者の勤務年数が1年未満であるのに、前年6月の賃金額に記載がないか）のみに使用していた項目がある ●賃金改定状況調査 <ul style="list-style-type: none"> ・調査対象事業所を「特定の比率」で抽出することの妥当性の検討（p.9 再掲） 	<p>今年度の調査実施結果や、最低賃金審議会での議論を踏まえ検討を進める。</p>
<p>【集計方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●最低賃金に関する基礎調査 <ul style="list-style-type: none"> ・各地方最低賃金審議会において参照するデータについては、各審議会の議論の必要により集計方法が異なるもの（事業所数に基づく復元推計と労働者数に基づく復元推計）が使われている 	<p>e-statへの掲載に当たっては集計方法を統一して公表予定。</p>
<p>【調査票データの保存】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●賃金改定状況調査、最低賃金に関する基礎調査 共通 <ul style="list-style-type: none"> ・調査票データ（電磁的記録媒体）の保存期間を1年としていたが、都道府県労働局が集計する最低賃金に関する基礎調査の調査票データも含めて、厚生労働省本省で適切に保存すること <ul style="list-style-type: none"> ←平成22年に調査票データの保存期間を1年とした調査計画の承認を得た後の平成23年に、総務省から「調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドライン」で、電磁的方法で記録する調査票情報は「常用」または「無期限」とすることとされたが、適切に調査計画の変更が行われていなかった 	<p>令和元年の調査計画では、調査票データ（電磁的記録媒体）の保存期間を常用に変更。 なお、保存されていた平成30年の最低賃金に関する基礎調査については、e-statに公表予定。</p>

令和元年8月23日・26日大阪地方最低賃金審議会資料

大阪労働局の最低賃金に関する基礎調査に係る 不適切な事務処理についての報告

1 概要

大阪労働局で実施した最低賃金に関する基礎調査(管内の産業別等の賃金分布を調査するもの。調査実施期間:毎年5月上旬～6月上旬。以下「基礎調査」という。)において、職員2名(局専門官及び局主任)により、不適切な事務処理が行われていたことが判明した。

令和元年7月3日の大阪地方最低賃金審議会に平成30年調査の集計結果の訂正を報告した際、「最低賃金は様々な要素を考慮して総合的に決定するものであり、このたび基礎調査の結果に誤りがあったことが、過去の最低賃金の改正額の議論の結果に影響を与えるものではない」とのご見解を頂いているところであるが、本事案の経緯、調査結果及び今後の対応について以下のとおり報告する。

2 本事案の経緯

大阪の最低賃金の改定額の審議の参考指標として参照される令和元年の基礎調査について、集計作業を行っている中で、数字誤りの可能性に職員が気づいたことが端緒である。

当時集計中の令和元年の調査については、集計作業の中で調査票の精査(事業所に問い合わせる等により確認)を実施した。

また、平成30年7月の大阪地方最低賃金審議会専門部会において報告した基礎調査の調査結果についても同様の数字誤りの可能性があったことから、令和元年度の最低賃金の改定額を審議する上で、改定元となる平成30年度の最低賃金額の決定に係る審議に影響があったかどうかを確認するため、平成30年調査の調査票の内容を事業所に問い合わせる等して調査票の内容を精査した上で再集計を行った。再集計の結果を元に、令和元年7月3日の大阪地方最低賃金審議会において平成30年調査の集計結果の訂正を報告した*。

さらに、平成26年から29年の調査についても、同様の数字誤りの可能性を把握したため、大阪労働局において本件の詳細を把握する調査を実施した。

* 令和元年7月3日の大阪地方最低賃金審議会に平成30年調査の集計結果の訂正を報告した際、「最低賃金は様々な要素を考慮して総合的に決定するものであり、このたび基礎調査の結果に誤りがあったことが、過去の最低賃金の改正額の議論の結果に影響を与えるものではない」との見解をいただいた。

3 調査方法

大阪労働局総務部は、本件の事実関係を把握するため、現存する平成 26 年以降の調査票を確認するとともに、以下の職員の計 28 名に対して聴き取り調査を行った。

- ・平成 23 年度以降^{*}に在籍した労働基準部賃金課の管理職員及び本調査の取りまとめを担当した職員
- ・上記以外の平成 26 年度以降に在籍した労働基準部賃金課の本調査に関わった職員（既に退職し連絡が取れない者及び休職中の者を除く）

※後述する職員 A は、局専門官として平成 24 年度から本調査担当として在籍していた。

併せて、2 で述べた再集計作業で把握された事実と照らし合わせて確認を行った。

4 調査結果

(1) 現存する調査票より確認されたこと

大阪労働局内に現存する平成 26 年調査から平成 30 年調査までの調査票を確認したところ、それぞれ以下のとおりの①本来印字されているはずの住所・事業所名が手書きされており、かつ記入担当者欄が空欄のもの、②事業所の労働者数を変更し、それに見合うよう労働者に関する事項を変更しているが、その変更理由が付記されていないもの（以下「不適切処理が疑われる調査票」という。）が認められた。

	調査対象事業所数	不適切処理が疑われる調査票
平成 26 年	5284	240
平成 27 年	4153	351
平成 28 年	4378	252
平成 29 年	4772	368
平成 30 年	4960	316

(2) 平成 30 年調査の再集計の過程で把握されたこと

平成 30 年調査の不適切処理が疑われる調査票 316 事業所分について、2 で述べた再集計作業での事業所への問い合わせにより、以下のことが確認された。

不適切処理が疑われる調査票の内訳	事業所数
調査票の修正が当時の事業所の実態と合っていることが確認されたもの	5
本来印字されているはずの住所・事業所名が手書きされており、かつ、事業所に調査票の提出した事実がない、又は提出した事実が不明なもの	134
労働者の数の不適切な変更とそれに対応する労働者の個別データ欄の変更（個別労働者のデータ削除、又は追加）が行われていたもの	111
事業所の確認が取れず修正の経緯が不明なもの	66

(3) 聞き取り調査から把握されたこと

聞き取り調査から、基礎調査のとりまとめを行っていた職員A（局専門官）及びその指示を受けた職員B（局主任）が平成29年及び平成30年について調査事業所数を確保するために独断で不適切な事務処理を行った事実を認めた。また、平成26年から平成28年までについても、職員Aが独断でかつ単独で不適切な事務処理を行った事実を認めた。

なお、聞き取り調査からその他の職員の不適切な事務処理はなかった。

5 原因分析

(1) 調査関係者のコンプライアンス意識の欠如

今回の事案は、職員Aは調査票を勝手に修正することが不適切であるとの認識はあったものの、企業規模を変更する程度は問題ないと考えていたことや一部の業種で回収率が悪いことを理由に調査事業所数を確保するため調査票を書き換えるなど、統計に対する誤った認識と、コンプライアンス意識が欠如する中で、このような不適切な事務処理を行っていたこと。

(2) 管理者の不十分な管理

管理職員が業務のチェックや進捗管理、必要に応じた局内の支援体制の構築をしておらず、職員Aの不適切な事務処理を把握できていなかったこと。

6 再発防止策

(1) 調査関係者に対する研修の実施

新たに賃金課に配置された職員に対し、基礎調査の目的や調査方法等について研修を行うとともに、毎年、基礎調査を実施する際には賃金課の職員に対し、今回の事案も踏まえて不適切な事案の例示を示しつつ、適切な事務処理の実施やコンプライアンス意識の徹底に向けた教育を管理職員より行う。

(2) 組織的な業務の実施

調査票の回収から最低賃金審議会専門部会の資料作成に至るまで、賃金課長及び主任賃金指導官によるチェックをマニュアル化し、必要に応じて局内における支援体制を構築する。

また、賃金課長及び主任賃金指導官が進行管理をしながら、一人の担当が長期に業務を抱え込むことがないように、一つの業務を複数職員が担当し相互に指摘し合える体制を構築し、組織的な業務の実施を行う。

最低賃金に関する実態調査に係る不適切な事務処理の再発防止について

大阪労働局の最低賃金に関する実態調査に係る不適切な事務処理を受けて、令和元年 8 月 27 日に全国都道府県労働局に対して注意喚起の文書を発出しました。今後、下記の再発防止策を実施いたします。

記

1. 再発防止策

(1) 調査関係者の研修の実施

新任の労働局の管理者及び担当者研修を実施する。研修では、情報技術の知識や統計法令のほか、後述の手引きを用いて具体的な統計業務の実施について研修する。併せて、統計リテラシーの向上、ガバナンスの強化等に関する研修を行うほか、不適正な事例等を紹介し、統計調査に対する国民の信頼の確保及び調査票情報の利活用に資する観点から、調査票について特に適正な管理が必要である旨の研修も行う。

(2) 組織的な業務の実施

労働局管理職が進行管理をしながら、組織的な業務を実施できるよう、管理職向けの業務の進行管理実務及びチェックリストを作成し、管理者の管理の徹底を図る。

具体的には、進行管理として、調査開始後、日々回収数をチェックし、調査〆切数日前には、管理者の責任と判断により郵便による督促の実施の要否を判断することとする。

また、すべての調査票について、電子データ化する際は、管理者決裁を行うこととする。その際、管理者は、修正された調査票について事業所の照会記録や修正理由の記載が確実にあることを確認することとする。

なお、上記については、本省が作成する調査の手引きに明文化して、その実施を徹底する。加えて、誤りが確認された場合の初動対応についても明記する。

(3) 本省管理の強化

本省においては、各労働局の調査票の回収状況の進捗管理を行い、進捗状況を踏まえた労働局への指導・助言を実施する。

また、今年改正した調査計画に基づき、記入済み調査票と調査票の内容を記録した電磁的記録媒体については、今後、本省で一元管理・保管することとする。さらに、それらの記入済み調査票に関し、本省でも、(2) で記載した修正された調査票の修正理由の記載等の事務処理が調査の手引きに記載されているとおり実施されていることを確認することとし、適切でない事務処理が見つかった場合は、当該労働局に対し指導を行うこととする。

加えて、調査終了後、調査の実施状況を本省に報告させ、その内容に応じ、調査の実施の改善に向けた調査計画の見直しや調査の手引きの改定の検討を行うこととする。

(4) 本省担当による定期的な地方監査

本省の担当者が定期的な地方監査を実施、事務処理のチェック、業務改善の指導を行う。

労務費率調査の重点審議に係る説明資料

令和元年 7 月 19 日
厚生労働省労働基準局労災管理課
労災保険財政数理室

1. 調査の目的・概要

(1) 調査の目的・概要

- 労災保険料は通常、使用者が納付等の義務を負うが、請負による建設事業の場合、元請事業主がその下請事業で使用する全ての労働者分の納付等の義務を負う。(徴収法第 8 条)
- 労災保険料の額は通常、賃金総額に労災保険率を掛けて計算するが、請負による建設事業では、元請事業主がその工事全体の賃金総額を正確に把握することが困難な場合があるので、請負金額に一定の労務費率(請負金額に対する賃金総額の割合)を掛けて賃金総額を算定することが認められている。(徴収法施行規則第 12 条及び第 13 条)
- 労務費率調査は、建設事業における賃金実態を把握し、当該労務費率の見直しに資することを目的とする一般統計調査であり、3 年に 1 度実施している(直近は平成 29 年調査)。
- 統計表のうち、「労務費率に係る統計表」【別添 1】に限り、労務費率の改定の基礎資料として、施策の企画・立案に使用している。

(2) 調査対象の範囲

次に掲げる工事の種類に属する有期事業(労働保険の保険料の徴収等に関する法律第 7 条の規定により、二以上の事業が一の事業とみなされている事業については、一の事業とみなされた事業)で、平成 27 年 10 月 1 日から平成 28 年 9 月 30 日までの間に終了した請負金額 500 万円以上のものを行った事業場

- (ア) 水力発電施設、ずい道等新設事業
- (イ) 道路新設事業
- (ウ) 舗装工事業
- (エ) 鉄道又は軌道新設事業
- (オ) 建築事業(既設建築物設備工事業を除く。)
- (カ) 既設建築物設備工事業
- (キ) 機械装置の組立て又は据付けの事業

(ク) その他の建設事業

(3) 報告者数

(ア) 単独有期事業：約 4,000 事業場（母集団数：約 43,000 事業場）

(イ) 一括有期事業：約 6,000 事業場（母集団数：約 108,000 事業場）

(4) 調査項目

(ア) 工事の名称、期間及び内容

(イ) 下請事業者数

(ウ) 工事の請負代金の額、請負代金に加算する額及び請負代金から控除する額

(エ) 労災保険に係る確定保険料額及び保険料額の算定方法

(オ) 支払賃金総額

(カ) 延労働者数

(5) 調査方法

厚生労働省から郵送により報告者に直接調査票を送付し、報告者自らが調査票に記入（自計報告）の上、郵送により厚生労働省に返送する。

(6) 調査の実施期間

平成 29 年 5 月 15 日～6 月 9 日

(7) 集計・公表事項

(ア) 業種、労災保険に係る確定保険料額の算定方法別事業場の割合

(イ) 業種、労災保険に係る確定保険料額の算定方法別請負金額に対する支払賃金総額の割合

(ウ) 業種別下請事業者数

(エ) 業種別労災保険に係る確定保険料額

(オ) 業種別延労働者数

(8) 公表の方法及び期日

○公表の方法：調査結果については、労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会における審議資料として公表し、厚生労働省ホームページに掲載する。また、e-stat（政府統計の総合窓口）に結果表を掲載する。

○公表の期日：労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会の審議資料及び

e-statに掲載する資料として、平成29年12月公表。

(注)(2)～(8)については、平成29年調査に係る調査計画上の内容を記載した。

(9) 調査結果の具体的な利活用状況

労務費率調査の統計表は、「①労務費率に係る統計表」【別添1】((7)集計・公表事項の(ア)、(イ)に相当)、「②下請事業者数別構成割合」【別添2】((ウ)に相当)、「③確定保険料額別構成割合」【別添3】((エ)に相当)及び「④延労働者数別構成割合」【別添4】((オ)に相当)の4表がある。

このうち、「①労務費率に係る統計表」【別添1】に限り、労務費率の改定の基礎資料(審議会資料)として、施策の企画・立案に活用しているが、それ以外の②～④の3表【別添2～4】は、政策立案過程、予算積算過程、他の指標のいずれについても活用されていない【別添5参照】。

(注1)

「①労務費率に係る統計表」:(7)集計・公表事項の(ア)、(イ)に相当

「②下請事業者数別構成割合」:(7)集計・公表事項の(ウ)に相当

「③確定保険料額別構成割合」:(7)集計・公表事項の(エ)に相当

「④延労働者数別構成割合」:(7)集計・公表事項の(オ)に相当

(注2)「政府統計の利活用状況及び民間における統計の作成状況に関する調査研究報告書」(平成30年3月、総務省統計委員会担当室による委託業務)によると、労務費率調査そのものについて、新聞・雑誌、政府、民間調査、業界、学術における利用実績がない。

(10) 復元推計

単独有期事業、一括有期事業ごとに、業種別に、それぞれの母集団数と有効回答数を用いて算出した復元倍率を用いて復元を行う【別添6参照】。

(11) 調査の実施体制及びチェック体制

○調査の実施体制

- ・調査の企画から審査・集計・公表に至るまでの作業は、民間事業者に委託している入力作業及び審査・集計に係る一部の作業を除き、厚生労働省(労働基準局労災管理課労災保険財政数理室)において行っている。
- ・労務費率調査の作成に従事する担当室の職員は、室長のほか、室長補佐、係長、係員各1名の計4人となっている。
- ・室長は、室長補佐、担当係とともに調査の企画等を行っている。また、集

計及び公表内容の確認を行っている。部局長級の管理者は、労務費率の改定の基礎資料として使用する「①労務費率に係る統計表」の公表に当たり、担当室からの内容説明に対して了承、又は必要に応じて適宜指示を出している。

○チェック体制

- ・労務費率調査の作成に従事する担当室の室長補佐、係長、係員の計3名が、審査及び集計・公表等に係るチェックを行っている。
- ・審査段階のチェックについては、民間事業者への委託により、個票データに係るレンジチェック等のシステムプログラムによるエラーチェックを実施しており、エラーチェックで検出されたものについては、労務費率の算出に不可欠な調査項目（事業の種類、請負金額、支払賃金総額等）が空欄となっている調査票を優先的に、担当室の職員が報告者に対して照会を行っている。
- ・集計・公表（調査結果）のチェックについては、表内検算、表間照合だけでなく、建設業に係る賃金や物価などの他の統計指標との比較や、過去に実施した労務費率調査の結果数値との時系列比較等を通して調査結果の妥当性を検証する作業、及び複数の職員による集計過程・プログラムの確認をする作業等を行っている。

2. 一般統計調査に係る自己点検により発見した不適切事案とその対応

（1）不適切事案の内容

平成29年労務費率調査における「①労務費率に係る統計表」【別添1】以外の3表（「②下請事業者数別構成割合」、「③確定保険料額別構成割合」、「④延労働者数別構成割合」）【別添2～4】について、（ア）集計方法を誤り復元を行っていなかった。

また、総務省より承認を受けている調査計画との関係において、「①労務費率に係る統計表」以外の3表（②～④）について、（イ）公表時期が1年1か月遅延していたこと、（ウ）実数ではなく、構成割合を集計・公表していたという齟齬も併せて確認した。

（※）

（ア）復元推計について

集計方法を誤り復元を行っていなかったのは、平成29年調査の「①労務費率に係る統計表」以外の3表（②～④）のみである。

(イ) 公表時期について

「①労務費率に係る統計表」以外の3表(②～④)について、平成31年1月に公表しており、調査計画の予定(平成29年12月)より1年1か月遅延した。

「①労務費率に係る統計表」以外の3表(②～④)について、公表が遅延したのは、平成29年調査のみである。

(ウ) 集計・公表事項について

「①労務費率に係る統計表」以外の3表(「②下請事業者数別構成割合」、「③確定保険料額別構成割合」、「④延労働者数別構成割合」)について、対応する調査計画上の集計事項(公表事項)が、それぞれ「業種別下請事業者数」、「業種別労災保険に係る確定保険料額」及び「業種別延労働者数」となっていた。

(注)「①労務費率に係る統計表」については復元推計を適切に行っていた。
また、公表時期及び集計・公表事項についても調査計画どおりに行っていた。

(2) 発見に至った経緯

上記(1)の(ア)、(イ)及び(ウ)の事案は、いずれについても、総務省から平成31年2月に依頼のあった一般統計調査に係る自己点検作業を実施している過程で確認したものである。

(3) 不適切事案が生じた原因

(ア) 復元推計について

「①労務費率に係る統計表」については、復元処理等を適切に行い、集計結果について複数の職員により確認を行い公表していた。

しかし、それ以外の3表(②～④)については、担当室内で復元の必要性は認識していたものの、集計作業時のチェックが不足していたことにより復元処理が行われなかったものである。

具体的には、集計ミスがあった3表(②～④)については、集計方法については室長を含め担当室内で打合せを行いながら進めていたものの、集計プログラム(Excel)の作成及び集計作業は担当者のみが行っており、作成した集計プログラムの中身について、複数の職員によるチェックを行っていなかったことにより、集計ミスが発生したものである。

(イ) 公表期日について

平成29年調査については、「①労務費率に係る統計表」以外の3表(②

～④)については、担当室内で公表は不要と誤って判断していたため、集計(公表)をしていなかった。

平成30年12月に、次回の令和2年労務費率調査の承認申請に向けて調査計画案の策定準備等を行っている中で、集計・公表を行う必要があると判断し、これら3表(②～④)についても集計・公表作業を行ったものである。このことから、公表時期が1年1か月遅延したものである。

(※) 平成29年労務費率調査を公表した時期

- ・「①労務費率に係る統計表」：平成29年12月18日労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会の審議資料として公表。同日付けでe-statに掲載。
- ・それ以外の3表(②～④)：平成31年1月9日にe-statに掲載。

(ウ) 集計・公表事項について

調査計画と実態とに齟齬があることの問題点を認識しないまま、実数よりも構成割合の方が利便性が高いと考え、構成割合により集計・公表していたものであり、調査計画上、構成割合により集計・公表する旨の記載をしていなかったものである。

(※) システム上の問題の有無

集計は、担当室の職員がExcelのプログラム(表計算)を用いて行っており、システム上問題となる事項は存在しない。平成29年調査の3表(②～④)の復元推計に係る集計ミスも、システム上の問題により発生したものではない。

(4) 今後の対応及び再発の防止

今般の一般統計調査に係る自己点検において、「①労務費率に係る統計表」以外の3表(②～④)について、上記(1)の(ア)、(イ)及び(ウ)の不適切な取扱いを確認したところである。

これら不適切な取扱いに対して適切に対応し、再発を防止し、併せて、報告者負担を軽減する観点等から、次回の令和2年労務費率調査に向けて、以下の(i)、(ii)などの改善策を講じることとする。

(注) なお、調査計画の変更に係る取組は、総務省の承認が得られることが前提となるものである。

(i) 調査項目及び集計・公表事項の削除

一般統計調査に係る自己点検において、「①労務費率に係る統計表」以

外の3表(②～④)の集計・公表事項について不適切な取扱いを確認したところである。これら3表(②～④)は、利用実績がない統計表であり、報告者負担の軽減の観点からも、これらに関する調査項目(「下請事業者数」(1.(4)(イ))、「確定保険料額」((4)(エ)の一部)及び「延労働者数」((4)(カ))、及び集計・公表事項(「②下請事業者数別構成割合」(1.(7)(ウ)に相当)、「③確定保険料額別構成割合」((7)(エ)に相当)及び「④延労働者数別構成割合」((7)(オ)に相当)を削除することとする。

(ii) 再発の防止

- 上記(i)のとおり、不適切な取扱いを確認した3表(②～④)に関する調査項目及び集計・公表事項を削除することとする。
- 「①労務費率に係る統計表」については、復元推計を適切に行っていたものであるが、復元作業の実施状況等を含め作業手順について再確認し、複数の職員によるチェック体制を再構築するとともに、その実施を徹底することとする。
- 公表時期及び集計・公表事項については、調査計画どおりに実施することを徹底することとする。

(5) その他

令和2年労務費率調査の調査計画の策定に当たっては、報告者の利便性の向上及び負担軽減の観点等から、

- オンライン調査の導入：紙の調査票による回答に加え、オンライン調査票による回答も可能とすること
- プレプリントの実施：「事業の名称及び所在地」に加え、「法人番号」、「工事名」等についても、プレプリントを実施することを検討することとする。

以上

1. 学校基本調査の概要

令和元年 6月13日
第6回点検検証部会資料
(抜粋)

調査所管課

文部科学省総合教育政策局調査企画課

調査の目的

学校に関する基本的事項（学校数、在学者数、教職員数等）を明らかにし、学校教育行政に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

調査の概要

調査の沿革	・ 昭和23年以降毎年実施しており、平成31年度調査は72回目	調査票及び調査事項
調査期日	・ 毎年5月1日現在。ただし、「学校経費調査」は前会計年度	
調査範囲及び報告者数	・ 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校等（幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校〔約57,000校：全数〕） ・ 市区町村教育委員会（約1,700：全数）	
調査組織及び調査方法	・ 調査組織：文部科学省－都道府県・都道府県教育委員会－市区町村・市区町村教育委員会－学校 等 ・ 調査方法：郵送又はオンライン	
結果公表	・ 速報：調査年の8月に公表 ・ 確報：調査年の12月に公表	

① 学校調査票（17種類）
② 学校通信教育調査票
⇒学校の特性に関する事項、教職員数、生徒等の在籍状況、入学・卒業等の状況等
③ 不就学学齢児童生徒調査票
⇒児童・生徒の就学免除・猶予の状況、居所不明・死亡した児童・生徒数等
④ 学校施設調査票（3種類）
⇒土地・建物の用途別・構造別等の面積、土地・建物の増減状況等
⑤ 学校経費調査票
⇒学校の経費、収入に関する事項等
⑥ 卒業後の状況調査票（8種類）
⇒卒業者の進学・就職の状況等

基本計画及び統計委員会で指摘された課題

第Ⅲ期基本計画（平成30年3月6日閣議決定）（抜粋）

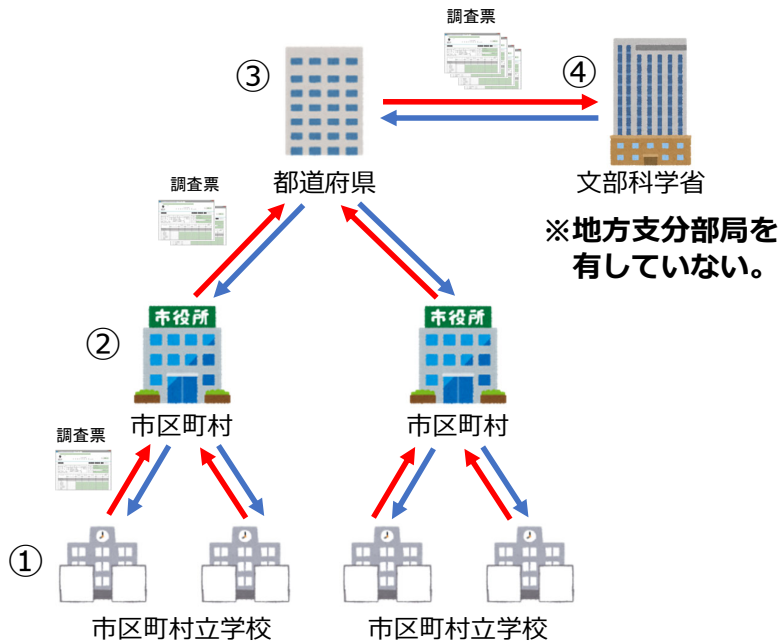
- 学校基本調査の調査統計システムについては、次期システム更新に向けて、調査項目の追加等があった場合に柔軟に改修可能なシステムへの変更を検討する。
実施時期：平成30年度（2018年度）から実施する。

統計委員会指摘事項（平成31年3月6日統計委員会答申）（抜粋）

- 本課題については、今回変更を計画している学校調査票（幼稚園及び幼保連携型認定こども園）を除く他の調査票での「休職等教員数」の男女別把握及び休職等理由区分への「介護休業」の追加や、中学校以外の学校種の卒業者のうち就職者の雇用契約期間別（有期・無期）の把握を先送りする要因ともなっている。
この課題解決に向け、文部科学省は、平成30年度（2018年度）に現行の調査統計システムの問題点や調査事項の変更に柔軟に対応可能な新たなシステムの構築に向けて目指すべき方向性等を整理するための事前調査を実施し、2019年度から必要な予算を順次確保した上で、段階的に作業を進め、2022年度調査から新たなシステムに移行する予定としている。
しかしながら、現行の調査統計システムについては、学校教育を取り巻く状況の変化等を踏まえ、施策二一ズへの迅速かつ的確な対応等が求められるにもかかわらず対応できない状況が続いており、平成26年度の諮問審議、及び平成29年度の第Ⅲ期基本計画策定の審議においても汎用性のあるシステムへの見直しを指摘しているものの進展がみられない。このため、文部科学省は、2022年度を待たず、可能な限り早期に現行の調査統計システムを廃止し、調査事項の変更に柔軟に対応可能な汎用性のある新たなシステムの稼働やそれに対応する集計体系を実現する必要がある。

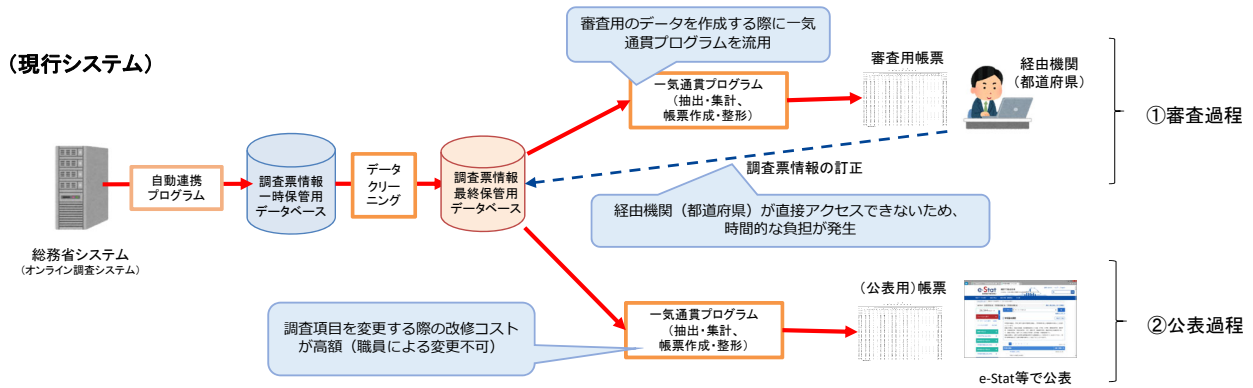
3. 現行システムの概要等①

－調査票の収集の流れ



3. 現行システムの概要等②

現行システムは、速報・確報の公表に向けた製表作業のみならず、経由機関（都道府県）における審査業務にも活用されている。



3. 現行システムの概要等③

本システムは学校基本調査を含む4つの基幹統計等で使用しているが、実査スケジュールが最もタイトな学校基本調査の速報に対応できることがシステム構築の大前提。短期間に多数の関係者が審査を行うことの担保も必要

(学校基本調査速報スケジュール (平成30年度の例))

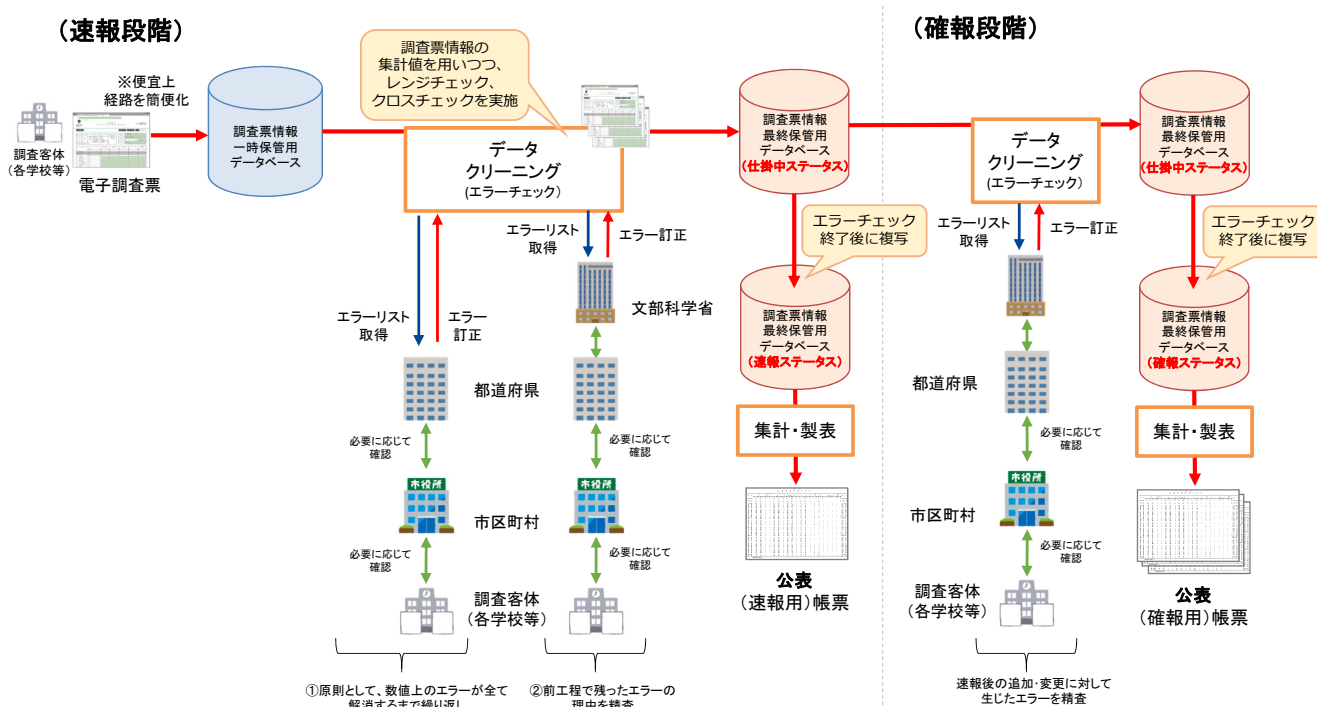
	4月	5月	6月	7月	8月
文部科学省	調査準備			文科省による審査 (6/25~7/15, 20日間)	帳票出力・版下作成 報告書印刷 e-Stat掲載準備 速報公表
経由機関 (都道府県)		調査票情報の入力 (5/1~5/31, 30日間)	経由機関による審査 (6/1~6/25, 25日間)	回答の再確認・修正 (6/25~7/15)	都道府県公表印刷・ホームページ掲載
調査客体 (市町村立学校等)		調査票情報の入力 (5/1~5/31, 30日間)	回答の再確認・修正 (6/1~6/25)	回答の再確認・修正 (6/25~7/15)	審査終了(値確定)後、5営業日で必要な帳票(100表以上)の作成を終える必要がある

【具体例】

- 学校基本調査の速報は、5月の実査開始後、8月上旬に公表※を行っており、作業期間が非常に短い。
 - 6月に各都道府県は域内の市町村立学校等から取集・集計したデータを用いて審査を行っており、文部科学省は当該審査のための手段を提供する必要がある。
 - 7月中旬の審査終了後、文部科学省において5営業日程度で速報公表に必要な帳票を作成する必要がある。
- ※ 速報結果は、地方財政措置における基準財政需要額への反映や文部科学省における翌年度の概算要求積算の根拠等として活用されるため、夏までに公表する必要がある。
- ※ 上記は初等中等教育機関に係る実査の例であり、高等教育機関の場合は、文部科学省が6~7月にかけて直接審査

3. 現行システムの概要等④

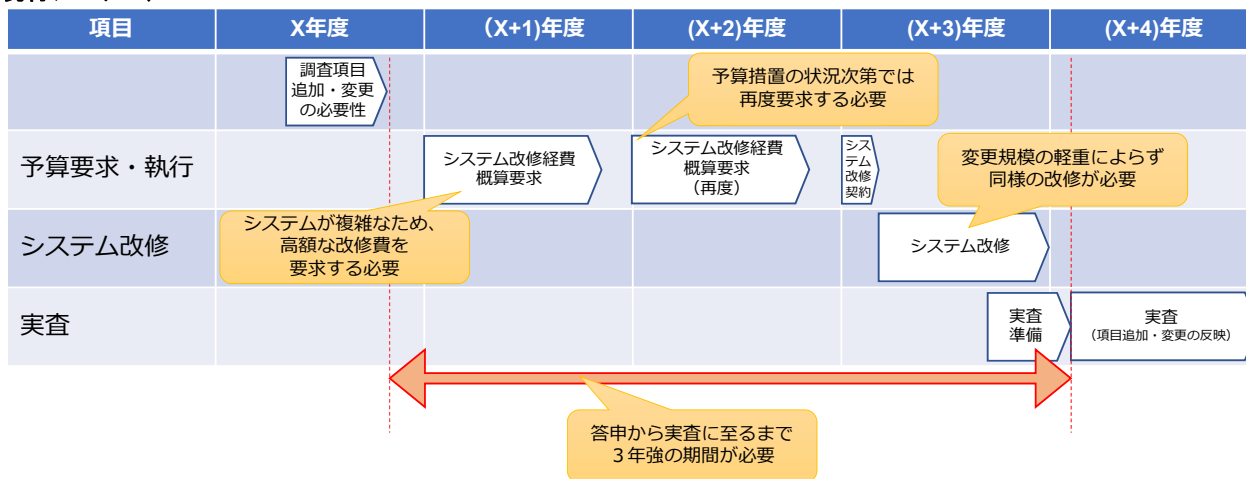
初等中等教育機関に対する実査のうち、特に審査過程においては、都道府県をはじめとした様々な組織が審査 (エラーチェック) 業務を担っている。



4. 現行システムに伴う調査項目変更の長期化

調査項目の変更に必要なシステムの設計（データベース構造変更、エラーチェックロジック変更、集計項目変更等）に柔軟性が無い※ため、都度予算要求やシステム改修を行う必要があり、実査への反映までの期間が長期化

(現行システム)



※ 少人数でもアウトプットを短期間で出力することを重視したシステムを構築しており、当該システム構成が柔軟性の阻害要因となっている。

7

5. 現行システムの問題点や検討すべき課題、対応方針

(課題)

入力と出力が明確化されたシステムであることから各段階（抽出・集計・帳票作成等）は一体として扱われており、個々のロジックも十分明らかにはされていない。

このため、調査項目を変更する際に、個々の段階やロジックを特定するいわばオーダーメイドのようなシステム改修を行うことはできず、大がかりなシステム改修が必要となっている。



(対応方針)

システムの設計を、運用面で柔軟な変更が出来ることを前提とする。
実務上を考慮し、学校基本調査を円滑に実施するための諸条件（地方の審査の関与、短期間による実施等）も前提とする。

8

プログラムミスによる結果数値訂正の事案

令和元年7月19日
第8回点検検証部会資料
(抜粋)

これまでの書面調査等で報告のあった結果数値訂正案件について、詳細を追加調査により確認した結果(調査事項は末尾の参考資料を参照)、以下のとおり、受託事業者のプログラムミスと考えられる事案が確認された(計13調査14事案)。
なお、プログラム外の人的ミスであることが明らかな事案(使用名簿の誤り、単純な入力ミス など)、結果数値に直接影響しない事案(集計表見出しの記載誤り など)、統計作成部局外の業務に係る事案(集計に用いる行政記録作成時の誤り)はカウントから除外した。

集計データの取り込み(1)	集計データの作成 (集計データ自体の誤り)(9)	公表資料作成 (データ自体でなく表示箇所の誤り)(4)
<p>○電子レセプトデータを集計システムに取り込む際の設定誤りにより、一部データが正しく取り込まれなかった(1事案)</p> <p>①医療扶助実態調査(厚生労働省) (仕)</p>	<p>○産業格付けの分類番号を誤って変更した(1事案)</p> <p>②情報通信業基本調査(総務省、経済産業省の共管) (テ)</p> <p>○集計対象の範囲指定に誤りがあった(正「<」、誤「≤」等)(5事案)</p> <p>③国勢調査(総務省) (テ)</p> <p>④通信利用動向調査(総務省) (テ)</p> <p>⑤健康保険・船員保険被保険者実態調査(厚生労働省) (仕)</p> <p>⑥障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査(厚生労働省) (仕)</p> <p>⑦中小企業実態基本調査(中小企業庁) (仕)</p> <p>○別々に集計すべき項目のうち一つが二重に計上された(1事案)</p> <p>⑧大学等におけるフルタイム換算データに関する調査(文部科学省) (テ)</p> <p>○記載されるべき数値の設定に誤りがあった(0と空欄の区別 等)(1事案)</p> <p>⑨学術情報基盤実態調査(文部科学省) (仕)</p> <p>○プログラムにおいて、処理する変数を書き間違えた(1事案)</p> <p>⑩訪日外国人消費動向調査(観光庁) (テ)</p>	<p>○結果表(公表資料)を作成する際にデータの参照先設定を誤ったため、表内の結果数値が正しく表示されなかった(4事案)</p> <p>⑪学術情報基盤実態調査(文部科学省) (テ)</p> <p>⑫建設工事統計調査(建設工事施工統計調査)(国土交通省) (テ)</p> <p>⑬国際航空旅客動態調査(国土交通省) (テ)</p> <p>⑭全国貨物純流動調査(国土交通省) (テ)</p> <p>(注)学術情報基盤実態調査は1調査で2事案をカウント</p>
(凡例)		
<p>(仕) 当該作業内容が仕様書等上、不明確(p.3,4) ※上記以外の事案では明確</p> <p>(テ) テストデータを用いた検証を実施せず(p.8)</p> <p>(テ) 何らかのテストデータを用いた検証を実施していた事案(p.8)</p>		

1

(参考)追加調査での確認事項

第6回点検検証部会(令和元年6月13日)での審議を経て、基幹統計、一般統計を所管している府省に対し、書面調査や一斉点検で報告のあった結果数値の訂正案件について、プログラムミス(プログラムの運用面でのミスを含む)が原因で発生したものを追加調査にて確認を行なった。

項目	確認事項(各府省の記入内容)	項目	確認事項(各府省の記入内容)
統計名	当該統計名	事象の区分	1:プログラムの設計上に誤りがあった。(発注者側の指示誤りを含む。) 2:プログラム内部に誤り(バグ)があった。 3:その他(プログラムそのものに不備はないが、運用面での誤りとして、データの投入場所の誤りや作業手順の誤り等の人為的ミスがあった場合)
府省庁等名(担当課室名)	当該統計を所管する府省庁等名(担当課室名)	事象の具体	内容、原因を具体的に説明(例: × ×、○○に係る個票データをプログラムに取り込む際に付番する県コードの誤りで、○表中○表を修正 などバグ等の内容や結果への影響の状況、○○集計表作成における数式入力の際の参照箇所のミス、等について具体的に記述。また、業者との間でのコミュニケーションエラーが関連している場合には、具体的内容とともにその旨を付記。)
統計の種類(基幹/一般)	基幹統計、一般統計の別	履行確認の実施状況有無	1:(プログラム作成時や変更時)テストデータ等を用いた検証を行ったか 2:作業で発生したデータのエラー件数を報告させているか 3:一次納品(仮納品)としての報告をさせて、作業経過を確認しているか
事例報告の区分	1:書面調査で報告された結果数値訂正事案 2:一般統計自己点検結果における結果数値訂正事案	テストデータ等の具体	(上記で1と回答した場合)テストデータ等の内容を具体的に説明(どのようなテストデータを誰が(府省側か業者側か)作成、確認したのか など)
公表時期	結果数値訂正事案の公表時期		
プログラムミス(プログラムの運用面のミスを含む)での誤りの有無	プログラムに起因する数値訂正か否か(※プログラムに起因する数値訂正であった場合は、以下を確認)		
発生した作業工程	1:個票処理過程 2:集計処理過程 3:公表処理過程(集計処理終了から公表までの間) 4:その他(具体説明)		
発見した契機	具体説明(例:前月比を確認した際、振れ幅が大きかったため など)		

9

3. 事例と防止に向けて

令和元年7月19日
第8回点検検証部会資料
(抜粋)

ミス発生の背景タイプ

仕様書: 公示段階で
提示されるもの
指示書: 業務開始後の
詳細なマニュアル等

- ① 仕様書での要求があいまい
- ② 指示書が不明確（発注者の指示不足）
- ③ 指示書に対する受託者の理解不足
- ④ 受託者のスキル不足

③④は受託者自身の企業努力と改善が必要かつ、総合評価方式をとることで、リスク低減が図れるもの。

一方、タイプ①②は発注者側の改善がないままでは、受託者の努力だけでは、課題が残る。

今回は、仕様等の改善につながる報告を要請されたため、以下、①②についての典型例を報告する。

3. 事例と防止に向けて

タイプ①仕様書での要求があいまい ～調査員調査から郵送への変更等に対する理解不足～

例1) 「異常値がある」との認識の欠落

これまで、調査員または都道府県が回収時に内容点検し、異常値のない状態で国にデータが届くことが前提となっていた場合、データクリーニング等を行う必要性の認識が欠落していて、仕様書にも含まれていないことがある。しかし、実際には対処が必要となり、ご担当者と協議を行ってきたが、仮に意思決定に時間がかかると、後工程の期間を圧迫することになる。

その結果、事後の集計や統計表作成段階において、テスト検証等が不十分となるリスクを誘発する。

3. 事例と防止に向けて

タイプ① つづき

例2) 疑義照会コスト（費用・時間）に対する認識のズレ

調査員調査からオンライン含む自記入方式に変更すれば当然に未記入率は向上する。仕様書に疑義照会とあっても、その発生率等の基準となる数は明示されていないことが多い。受託後、未記入箇所が1つでもあればすべて照会するよう要求されると、そのコストと時間は予算以上となり、実施した場合、本来必要とするデータの検証等の人員と期間を圧迫することになり、集計等におけるミスを誘発しかねない。

調査内容によって、回答必須の箇所と未記入を許容できる箇所の区分けをし、照会の発生確率を想定した明示があることで、スケジュールや人員手配を予め設計することが可能となる。

3. 事例と防止に向けて

タイプ② 指示書が不明確（発注者の指示不足）

～あいまいな集計方針は、統計の連続性担保に対するリスク～

前回調査でのデータクリーニングや集計の指示書が明確に引継ぎされていないことがある（特に「5年に1度」の調査において、5年前担当者不在のケースは危険）。

単発調査においても集計指示書の提示がないことがある。

例3) 数値記入箇所の異常値処理方針

疑義照会をしても回答が得られなかった場合には、外れ値に対し、何らかの処理が必要。例えば、給与や就業時間の上限・下限等は業種や職種によって基準が異なるが・・・。

例4) 回答矛盾が発生した場合の処理方針

質問間で回答矛盾がある場合、どのように処理をするのか。

3. 事例と防止に向けて タイプ②つづき

例5) 複数回答の処理方針

例えば、職種に複数回答があった場合、主たる職種で集計するのか、ダブルカウントするのか。

例6) 数値⇒区分化の際の“条件”が不明確

“以下”なのか“未満”なのか、など。

例7) 前回と調査項目が変更となった際の統計表

「前回は例に作成してください」とのあいまいな口頭指示。

3～7の事例では、受託者から発注者に詳細な確認を取りながら進めてきたが、いずれも、調査の趣旨により判断が異なる。発注者の明確な判断や指示が必要であり、過度に受託者に委ねることは事後的にデータ間違いが発覚するリスクがある。

3. 事例と防止に向けて

タイプ②つづき ～追加作業発生～

例8) 追加指示への作業によるミス誘発

集計システム等が一旦完成した後から、追加指示がでること
で、プログラムの書き直しが発生し、正常稼働していたものに
ミス誘発するリスクがある。追加作業を再度検証する十分な
期間がない場合も多い。五月雨で発生することもある。

予めきっちりと指示書を作成、提示することで不用意なミス
の誘発を防止することができる。

仕様書段階や、業務開始時点での指示書では想定できなかった詳細な方針等は、取り決め決定後一定の様式で記録を残すことにより、ご担当者や受託者が変更となっても、混乱することなく集計することが可能となる。

3. ミスを防いできた事例と防止に向けて

タイプ③④のミス防止の視点

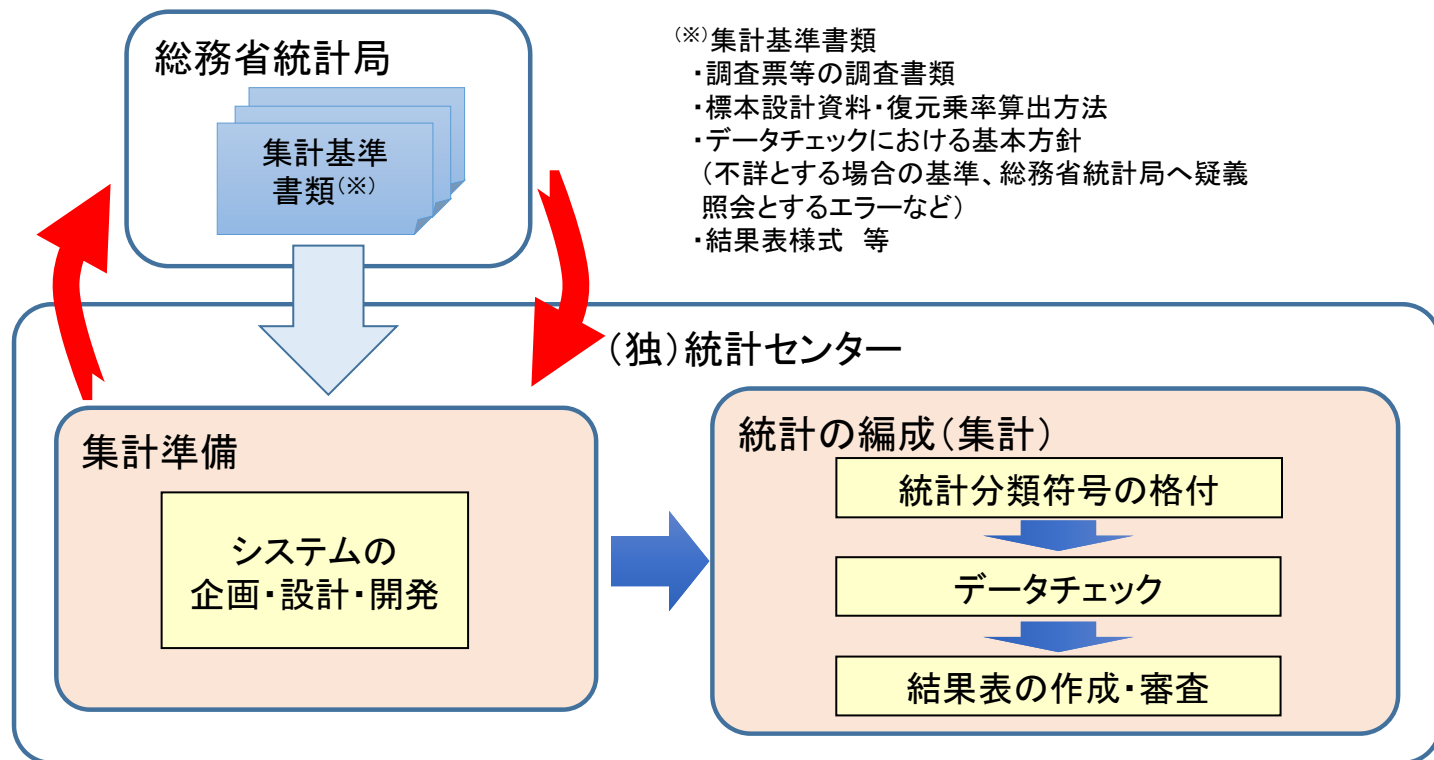
- 作業手順のマニュアル化
- 人材育成と教育研修
- チェックリストの作成
- ヒヤリハットの共有
- 適正な人員配置
- 品質管理基準の作成と運用
- 内部監査と恒常的な改善

4. 受託者からの要望

- ・ **仕様書**
 - 費用や期間に係わる必須工程と規模の事前明示
- ・ **指示書**
 - 集計やシステム開発における“条件”の明確化
(文章ではなく、記号や条件文等)
 - やむを得ず追加作業発生の場合のスケジュール調整
- ・ **前回情報**
 - 最終版の前回調査の指示書等の共有
 - チェック作業用のための前回結果 (I/O) の貸与
- ・ **チェック工程**
 - チェックポイントを明示
 - 職員による確認の実施
- ・ **引継ぎの徹底**
 - 追加された指示等の一定の様式における記録と後任者への共有

1

- 総務省統計局が求める統計作成に向けて、システムの企画・設計・開発等の集計準備段階においては、集計基準書類の不明瞭箇所や誤認等の解消のために綿密な確認・打合せ等を実施



3

(参考) 集計基準書類の一例



〇〇調査に関する製表事務に係る基準	
詳細資料	
公表予定日/調査書類の提出期限	
国勢調査に基づく標本調査区の抽出	
標本調査区データ更新システム仕様書	
調査区マスターの作成方法	
電子調査票データ等の取扱いについて	
標本調査区数/(調査地域一覧表)	
産業分類符号表	
職業分類符号表	
集計上の取扱い	
内容審査の状況を報告するリスト一覧	
調査票等イメージデータ及びチェック済みデータの保管について	
集計用乗率の作成方法	
結果の集計区分一覧	
分類事項一覧	

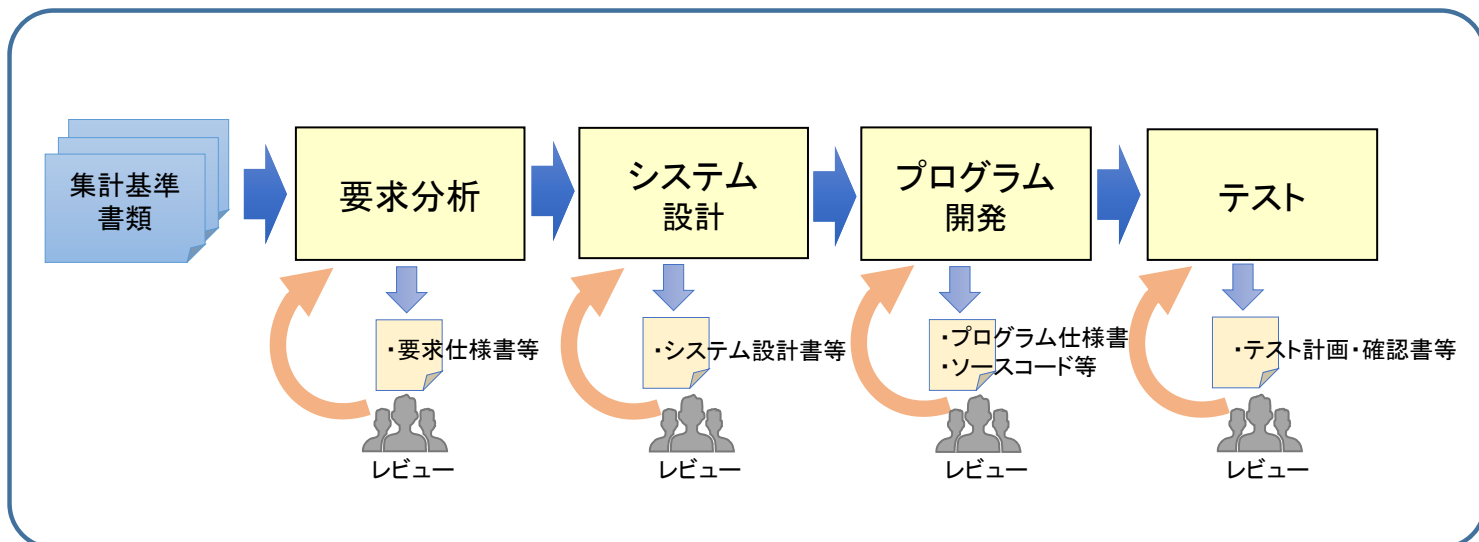
結果表様式の解説	
①	基本集計全国
②	基本集計地域
③	基本集計都道府県別
④	詳細集計全国
⑤	基本集計年報
結果表様式	
遡及結果表の出力、審査等について	
補間補正值の結果原表の作成について	
誤差集計仕様書	
参考資料	
事務要領	
調査の手引	
標本設計の解説	
季節調整値の算出方法	

2

- (独) 統計センターにおけるシステム開発標準を定め、システム開発の各工程において、分析・設計の成果物やプログラムテストの確認結果等のドキュメント（資料）を作成し、各工程ごとにレビュー(※)を実施してミスを防止

(※)レビュー:システム開発の工程ごとに成果物の品質を検証する会議

(独)統計センターにおけるシステム開発の流れ



5

(参考) システム開発において作成する主なドキュメント

作成ドキュメント	ドキュメントの内容
要求分析	
要求仕様書	システムに求められる機能・性能、使用データ、作成するデータ・帳票の仕様などを記載
システム設計	
システム開発基本方針	業務フロー、開発手法（新規／修正／汎用システムの利用）、工数見積もり、開発スケジュール
システム設計書	システム概要設計書 …… システムの機器構成、機能の関連などシステムの概要を記載 システム詳細設計書 …… システムに求められる機能をプログラム単位に分解し、各プログラムが処理する内容等を記載 システム修正分析設計書 …… 既存システムの修正で対応する際の修正箇所、修正方法を記載 データ設計書・符号表
プログラム開発進捗管理表	個々のプログラム開発の進捗を管理する書類
プログラム開発	
プログラム仕様書	個々のプログラムにおけるデータ処理等の詳細な内容を記載
テスト計画・確認書	どのようなテストを実施するかをプログラム開発時に作成
レビュー確認書	レビューの実施状況を記録し、問題点が発見された場合には対応方法等を記録
テスト	
テスト計画・確認書	テスト計画で定めたテストを実施し、テスト結果、プログラムに不備があった場合の対応方法等を記録
その他、作成することを定めているドキュメント	
運用指示書	システムの運用方法を詳細に指示した書類
フォルダ構成・データ管理表	作成したデータの保存先、保存期間等を定めた書類
保存ファイル一覧	統計局からの依頼等により長期に保存するデータファイルの一覧
課題管理表	集計基準書や要求仕様書等の資料についての疑義とその対応状況を記録

3

- 統計調査ごとに共通する機能については、個々にシステム開発をせず、汎用的なシステムを整備することにより新規のシステム開発を極小化し、プログラムミスの防止及び審査段階での誤り摘出並びに業務の効率化を推進

主な汎用的なシステム

汎用的システム	機能	効果
プログラム開発時に利用する汎用的システム		
<u>データチェックプログラム作成支援システム</u>	(独)統計センターにおいてデータチェックの記述方法や形式を標準化した「 <u>チェック要領</u> 」から、 <u>調査票データのデータチェックを行うプログラムを生成する汎用的システム</u>	プログラム開発における誤り防止・効率化
<u>汎用的統計表作成システム</u>	表頭・表側・欄外に用いる分類事項、集計事項、集計地域などの統計表の構造を定義することにより、 <u>統計表を自動的に作成する汎用的システム</u>	プログラム開発における誤り防止・効率化
結果表の審査時に利用する汎用的システム		
<u>結果表自動審査システム</u>	集計された結果表に対して、 <u>縦計・横計の検査、表間の数値の照合、地域計(例:全国=47都道府県の計)の検査を行う汎用的システム</u>	統計表審査業務における誤り防止及び効率化

7

4

○PDCAサイクルの実践

(独) 統計センターにおける集計・審査段階で発見されたミス、総務省統計局による公表後に発見されたミスに関わらず、原因の分析を行い、各工程における手順、作成ドキュメント、チェック体制等の見直し・改善を実施

○ガバナンスの徹底

公表後に(独) 統計センターのミスを原因とする結果数値の訂正が発生した場合には、理事長主催の内部統制委員会において再発防止策の策定及び情報共有を図り、内部統制、品質管理体制の強化を推進

